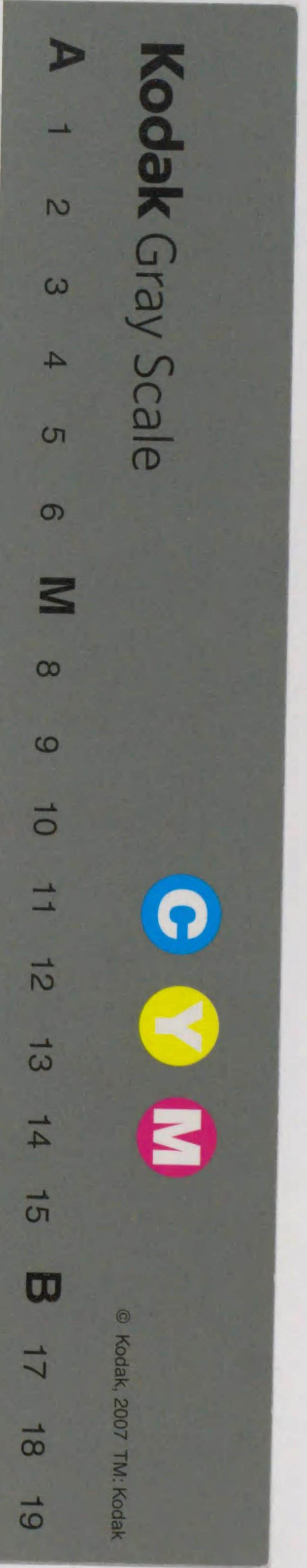




654
56

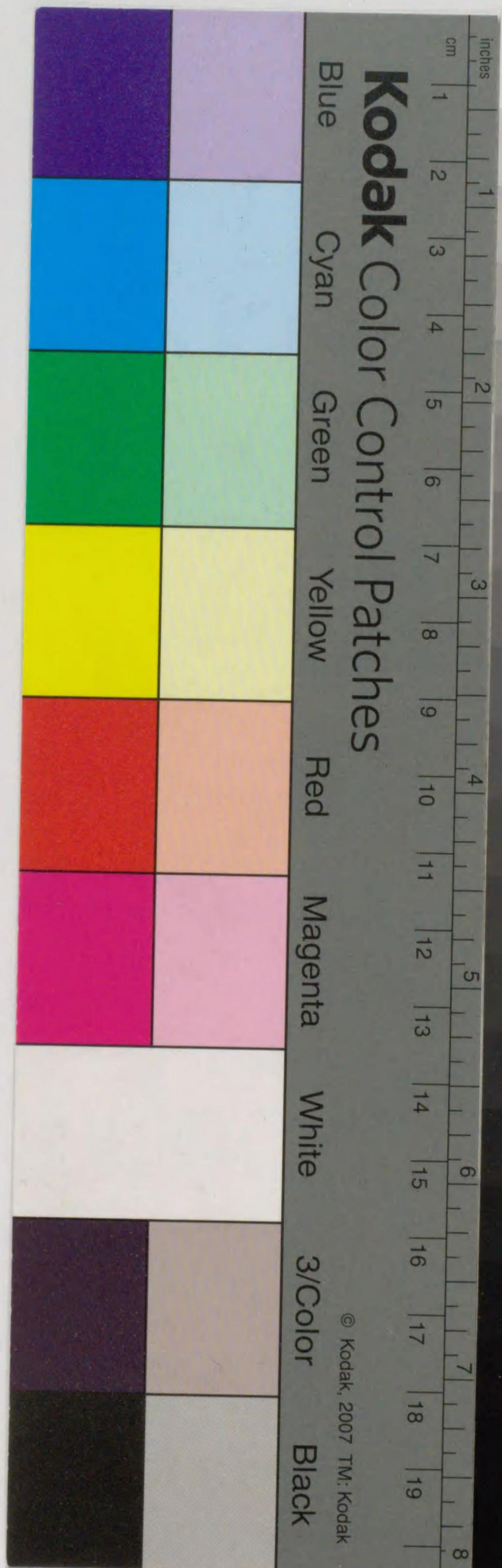
654-56
1200501571092



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

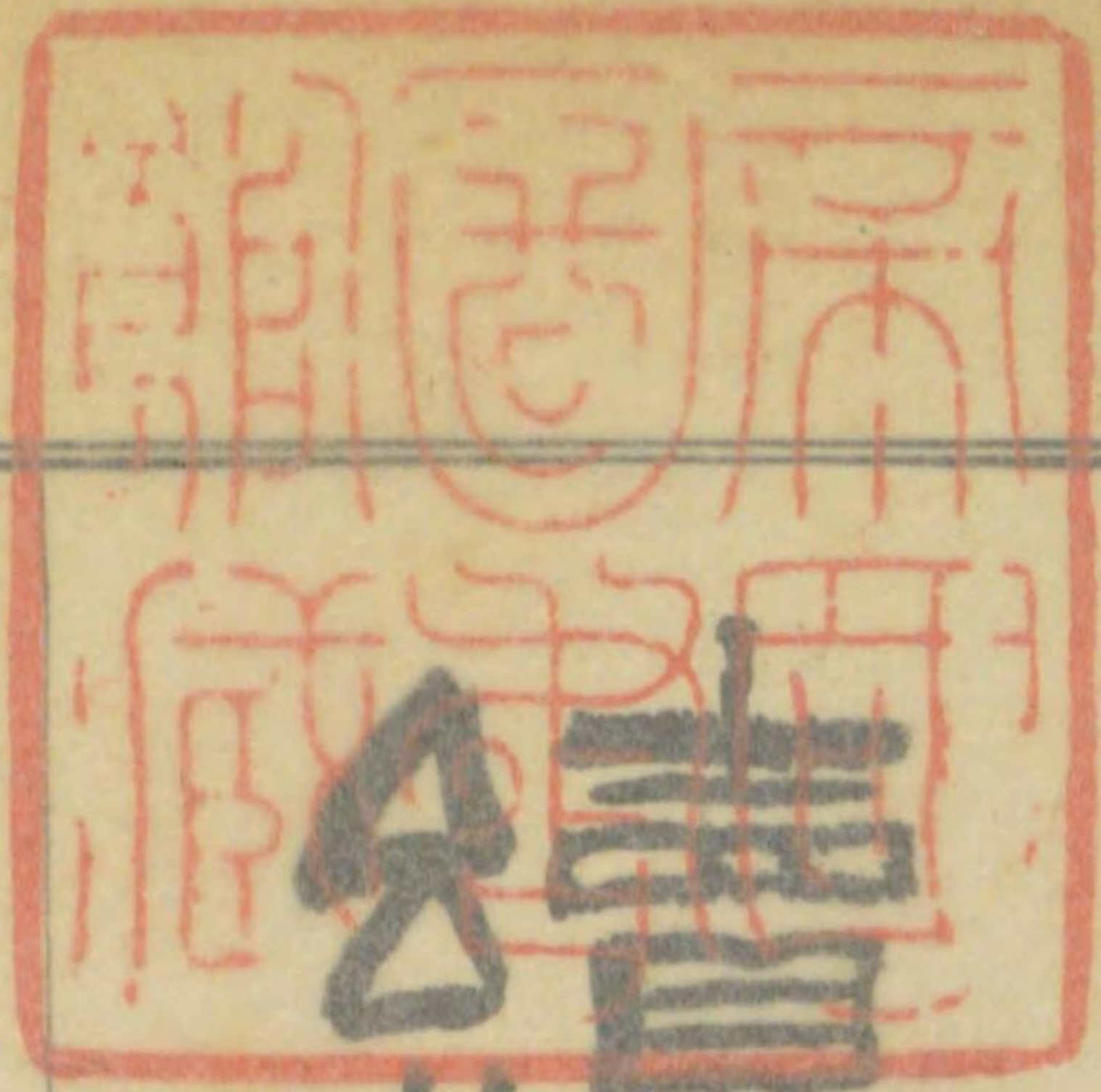
© Kodak, 2007 TM: Kodak

407



文學
 3650
 永公存





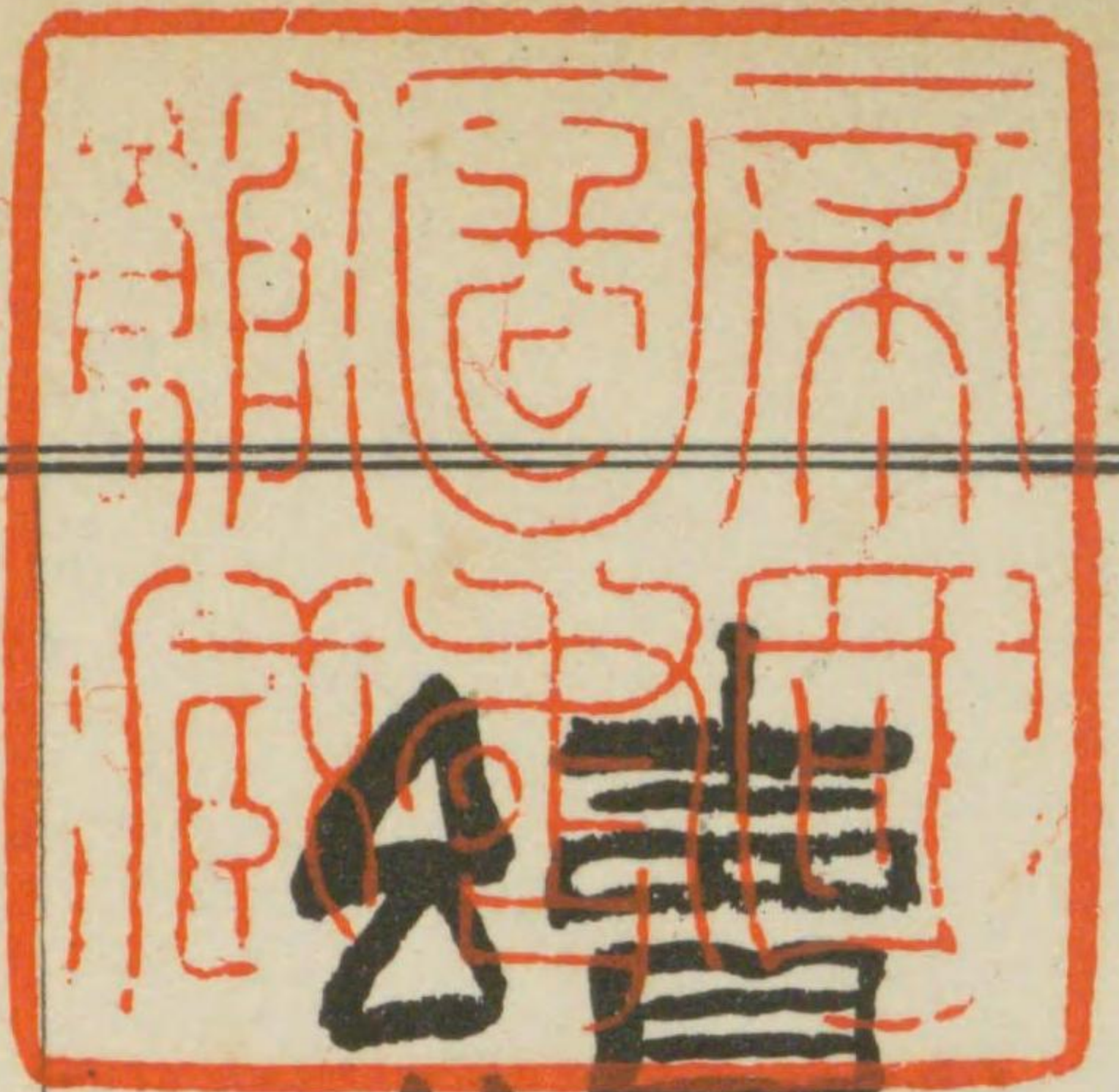
續國譯漢文大成



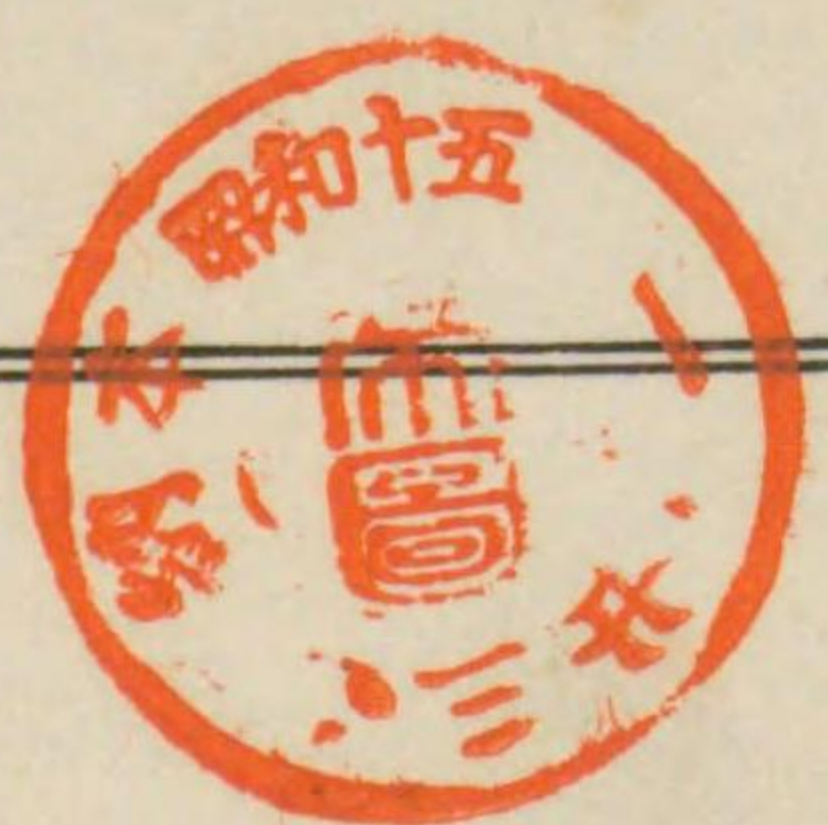
經子史部
第十六卷

資治通鑑

第十六卷



續
國譯漢文大成



經子史部
第十六卷

資治通鑑

第十六卷

654
56

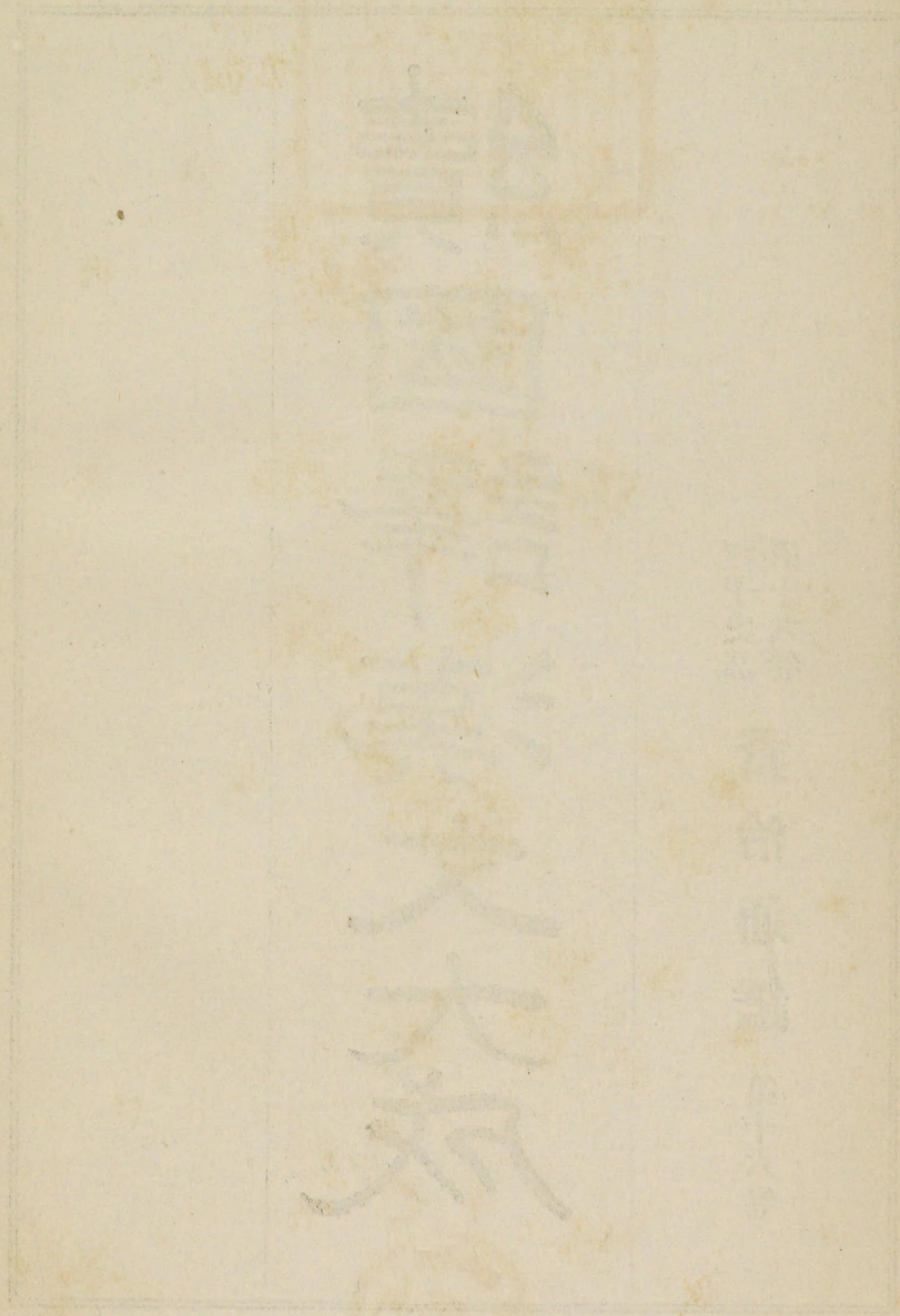
國譯資治通鑑第十六

目次

卷の第二百七十六	後唐紀五	一六四
明宗	天成二年より四年に至る	一
卷の第二百七十七	後唐紀六	三五
明宗	長興元年より三年に至る	三五
卷の第二百七十八	後唐紀七	七五
明宗	長興三年より四年に至る	七五
潞王	清泰元年	一〇一
卷の第二百七十九	後唐紀八	一〇七
潞王	清泰元年より二年に至る	一〇七
卷の第二百八十	後晉紀一	一四五
高祖	天福元年	一四五

目次

一



卷の第二百八十一	後晉紀二	一七七
高祖	天福二年より三年に至る	
卷の第二百八十二	後晉紀三	二〇九
高祖	天福四年より六年に至る	
卷の第二百八十三	後晉紀四	二四七
高祖	天福七年	
齊王	天福八年開運元年	二五七
卷の第二百八十四	後晉紀五	二八一
齊王	開運元年より二年に至る	
卷の第二百八十五	後晉紀六	三三三
齊王	開運二年より三年に至る	
卷の第二百八十六	後漢紀一	三四五
高祖	天福十二年	
卷の第二百八十七	後漢紀二	三七七
高祖	天福十二年 乾祐元年	

卷の第二百八十八	後漢紀三	四一
高祖	乾祐元年	
隱帝	乾祐二年	四三一
卷の第二百八十九	後漢紀四	四四五
隱帝	乾祐三年	
卷の第二百九十	後周紀一	四七九
太祖	廣順元年より二年に至る	
卷の第二百九十一	後周紀二	五一七
太祖	廣順二年より三年に至る	
卷の第二百九十二	後周紀三	五五五
太祖	顯德元年	
世宗	顯德二年より三年に至る	五六三
卷の第二百九十三	後周紀四	五八九
世宗	顯德三年より四年に至る	
卷の第二百九十四	後周紀五	

資治通鑑自卷第二百七十六至卷第二百九十四(原文)

一一五四

國譯資治通鑑第十六

文學博士 加藤 繁

公田連太郎

譯并註

卷の第二百七十六

後唐紀五

明宗聖德和武欽孝皇帝中の上



天成二年、秋七月、歸德節度使王晏球を

以て北面副招討使と爲す。

丙寅、夔州を升せて寧江軍と爲し、西方

鄴を以て節度使と爲す。

癸酉、高季興に夔・忠・萬の三州を與ふるを

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝天成二年

- 【一】 天・成二年。西紀九二七年。
- 【二】 烏震既に死し、王晏球を以て之に代らしむ。
- 【三】 蜀、夔州を以て鎮江軍と爲す。今改めて寧江軍と爲す。
- 【四】 高季興の軍を破り夔忠萬三州を復するの功を賞するなり。
- 【五】 元年、三州を以て季興に與ふるとき、革・説猶ほ相たり、因つて此を以て之を罪するなり。

以て豆盧革・韋説の罪と爲し、皆、死を賜ふ。

段凝を遼州に、溫韜を德州に、劉訓を濮州に流す。

任圜、致仕して磁州に居らんと請ふ。之を許す。

八月己卯朔、日、之を食する有り。

冊禮使、長沙に至る。(一)楚王殷、始めて國を建て、宮殿を立て、百官を置くこと、皆、天子の如くし、或は(二)微しく其名を更む。翰林學士を文苑學士と曰ひ、知制誥を知制誥と曰ひ、樞密院を左右樞密院と曰ふ。羣下、之を稱して殿下と曰ひ、令を教と曰ふ。姚彦章を以て左丞相と爲し、許徳勳を右丞相と爲し、李鐸を司徒と爲し、崔穎を司空と爲し、拓跋恆を僕射と爲し、(三)張彥瑤・張迎を、機要司に判たらしむ。然して管内の官屬、皆、攝と稱す。惟だ朗桂の節度使のみ、先づ除して後に命を請ふ。恆は本姓元、殷の父の諱を避けて焉を改む。

九月、帝、安重誨に謂つて曰はく、「從榮の左右に、朕の旨を矯宣し、儒生に接する勿らしめ、人の志氣を弱めんことを恐るる者有り。朕、(四)從榮が年少くして大藩に臨むを以て、故に名儒を擇び、之を輔導せしむ。今、奸人の言ふ所、乃ち此の如し」と。之を斬らんと欲す。

(一)重誨、請うて嚴戒するのみ。

(二)北都留守李彥超、姓を符に復せんことを請ふ。之に従ふ。

(三)丙寅、樞密使孔循を以て東都留守を兼ねしむ。

壬申、契丹來りて、好を修めんと請ふ。使を遣はして之に報す。

冬十月乙酉、帝、洛陽を發し、將に汴州に如かんとす。丁亥、(五)滎陽に

至る。民間・訛言す、「帝、自ら吳を撃たんと欲す」と。又云ふ、「東方の諸

侯を制置せんと欲す」と。宣武節度使檢校侍中朱守殷疑ひ懼る。判官

高密の孫晟、守殷に・反せんことを勸む。守殷、遂に城に乗りて拒ぎ守る。

帝、宣徽使范延光を遣はし、往きて之に諭さしむ。延光曰はく、「早く之を

撃たずんば、則ち汴城堅からん。願はくは五百騎を得て與に俱にせん」と。

帝、之に従ふ。延光、暮に發し、未だ明けざるに行くこと二百里、大梁城

下に抵り、汴人と戦ふ。汴人大に驚く。戊子、帝、(六)京水に至り、(七)御

營使石敬瑭を遣はし、親兵を將る、道を倍して之に繼がしむ。或るひと安

重誨に謂つて曰はく、「職を失ひ外に在るの人、賊の未だ破れざるに乗じ、

或は能く患を爲さん。之を除くに如かじ」と。重誨、以て然りと爲し、奏

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝天成二年

【六】 楚王殷を封じて國王と爲すこと、前卷是年六月に見ゆ。

【七】 敢て天朝に擬せざるを示すなり。

【八】 胡三省曰はく、馬殷が恃みて以て國を爲むる所のものは、高都なり。國を建て官を置くに、都與らざるは何ぞや。豈に殷の諸子、已に都を忌むの心有るか。

【九】 朗は武平軍、桂は靜江軍、時に皆楚に屬す。

【一〇】 是年三月、從榮、鄴都に鎮すること、前卷に見ゆ。

【一】 胡三省曰はく、安重誨は儒に非ざるなり、故に言者の罪を寬にす。獨り、上旨を矯宣するは國に常刑あるを思はずやと。

【二】 彥超は李存審の子。存審は本姓符。

【三】 帝、東巡せんと欲し、孔循をして洛陽に留守せしむ。莊宗の同光三年、復た洛陽を以て東都と爲す。

【四】 滎陽縣は鄭州の西六十里に在り、東のかた大梁に至るまで一百四十里。

【五】 高密。密州に屬す。州の東北一百二十里に在り。今の山東省膠東道高密縣。

【六】 京水。滎陽の東、索水の西に在り。

【七】 梁より以來、侍衛親軍・侍衛馬軍・侍衛步軍有り。

して使を遣はし、任圜に死を賜はしむ。端明殿學士趙鳳、哭して重誨に謂つて曰はく、「任圜は義士なり。安んぞ肯て逆を爲さん。公、濫刑此の如くんば、何を以て國を賛けん」と。使者、磁州に至る。圜、其族を聚めて酣飲し、然る後死す。神情、撓まず。

己丑、帝、大梁に至り、四面より進み攻む。吏民、城に縋して出で降る者甚だ衆し。守殷、事の濟らざるを知り、盡く其族を殺し、頸を引きて左右に命じて之を斬らしむ。城に乗る者、乘輿を望見し、相帥りて門を開きて降る。孫晟、吳に奔る。徐知誥、之を客とす。

戊戌、詔して、三司の逋負を免すること、二百萬緡に近し。

辛丑、吳の大丞相都督中外諸軍事諸道都統鎮海寧國節度使兼中書令東海王徐溫卒す。初め溫の子行軍司馬忠義節度使同平章事知誥、其兄知誥が徐氏の子に非ざるを以て、數之に代りて吳の政を執らんと請ふ。

溫曰はく、「汝が曹、皆、如かざるなり」と。嚴可求及び行軍副使徐玘、屢、溫に勸む。「知誥を以て知誥に代らしめよ」と。溫、知誥が孝謹なるを以て、忍びざるなり。

陳夫人曰はく、「知誥は、我が家の貧賤の時より之を養へり。奈何を富貴にして之を棄てんや」と。可求等、之を言ひて、已まず。溫、諸藩鎮を帥りて入朝し、吳王に帝と稱するを勸めんと欲し、將に行

【一八】 任圜、相を罷むること、前卷是年六月に見ゆ。
【一九】 徐溫、知誥を養うて子と爲すこと、二百六十卷唐の昭宗乾寧二年に見ゆ。
【二〇】 胡三省曰はく、徐知誥が嚴可求に於けるや、之を結ぶに婚姻を以てす。而して可求の心、之が爲めに變ぜず。徐溫の門、事ふる所に忠なる者は、嚴可求・陳彦謙のみと。
【二一】 陳夫人は徐溫の妻、知誥を子とし畜ふ者なり。

かんとして疾有り。乃ち知誥を遣はし、表を奉じて勸進し、因つて留まりて知誥に代りて政を執らしめんとす。知誥、表を草し、洪州節度使を求めんと欲し、日を俟ちて之を上らんとす。是夕、溫の凶問至る。乃ち止む。知誥亟かに金陵に歸る。吳主、溫に齊王を贈り、諡して忠武と曰ふ。

山南西道節度使張筠久しく疾み、將佐、見えんことを請へども許さず。副使符彥琳等、其の已に死せるを疑ひ、左右に奸謀有らんことを恐れ、權に符印を交せんことを請ふ。筠怒り、彥琳及び判官都指揮使を收めて獄に下し、誣ふるに謀反を以てす。詔して、彥琳等を取りて闕に詣らしむ。之を按ずるに狀無し。之を釋す。筠を徙して西都留守と爲す。

癸卯、保義節度使石敬瑭を以て宣武節度使と爲し、侍衛親軍馬步都指揮使を兼ねしむ。

十一月庚戌、吳王、皇帝の位に即き、孝武王を追尊して武皇帝と曰ひ、景王を景皇帝と曰ひ、宣王を宣皇帝と曰ふ。

安重誨、吳を伐たんと議す。帝、從はず。甲子、吳、大赦し、乾貞と改元す。

【二三】 莊宗の同光三年、復た長安を以て西都と爲す。
【二四】 朱守殷、反して死し、石敬瑭を以て之に代らしむ。
【二五】 孝武王は忠武王行密なり。景王は威王渥なり。宣王は隆演なり。
【二六】 安重誨、徐溫が死せるに乗じて之を伐たんと欲し、且つ其の大號を擧ぐるの罪を問はんと欲するなり。
【二七】 根本固からざるに人の國を伐つば、莊宗の覆車鑒みる可きなり、故に許さず。

丙子、吳主、太妃王氏を尊びて皇太后と曰ひ、(三)徐知詢を以て諸道副都統・鎮海寧國節度使・兼侍中と爲し、(三)徐知誥に都督中外諸軍事を加ふ。

十二月戊寅朔、孟知祥、民丁二十萬を發して、成都城を修む。

吳主、兄廬江公濛を立てて常山王と爲し、弟鄱陽公澈を平原王と爲し、兄の子南昌公瑛を建安王と爲す。

初め晉陽の相者周玄豹嘗て言ふ、「帝貴きこと言ふ可からず」と。帝、位に即き、召して闕に詣らしめんと欲す。(三〇)趙鳳曰はく、「玄豹、陛下當に天子と爲るべしと言ひ、今已に驗あり。復た詢ふ所無し。若し之を京師に置かば、則ち輕躁狂險の人、必ず其門に輻輳し、争うて吉凶を問はん。古より、術士・妄言し、人の族滅を致す者多し。國家を靖んずる所以に非ざるなり」と。帝、乃ち就きて光祿卿致仕に除し、厚く金帛を賜ふのみ。

中書舍人馬縞、(三一)漢の光武の故事を用ひて七廟の外に別に親廟を立てんと請ふ。中書門下・奏す、「請ふ(三二)漢の孝德・孝仁皇の例の如く、皇と稱して・帝と稱せざらん」と。帝、帝を兼ね稱せんと欲す。羣臣乃ち(三三)德明・玄元・興聖皇帝の例を引き、(三四)皆、廟を京師に立てんとす。帝、令して、應

州の舊宅に立てしめ、(三五)高祖考妣より以下、皆追諡して皇帝・皇后と曰ひ、墓を陵と曰ふ。

漢主、(三六)康州に如く。是歲、蔚・代の縁邊、粟、斗ごとに十錢に過ぎず。

三年、春正月丁巳、吳主、子璉を立てて江都王と爲し、璘を江夏王と爲し、璠を宜春王と爲し、(三七)宣帝の子廬陵公玠を南陽王と爲す。

昭義節度使毛璋、爲す所驕僭にして、時に(三八)赭袍を服し、酒を縱にして戲を爲す。左右、諫むる者有れば、其心を割きて之を視る。帝、之を聞き、徴して右金吾衛上將軍と爲す。

契丹、(三九)平州を陷る。二月丁丑朔、日、之を食する有り。

帝、將に鄴都に如かんとす。時に扈駕の諸軍の家屬、甫めて大梁に遷り、又、將に鄴都に如かんとするを聞き、皆、悦ばず、詢詢として流言有り。帝、之を聞き、行くを果さず。

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝天成三年

【三〇】 之をして徐温の官職を嗣がしむる者の若し。

【三一】 吳國の中外の大權、實に皆、徐知誥に歸す。

【三二】 吳主、帝と稱し、其兄弟及び其兄の子を封じ、皆、公より王に陞す。

【三三】 史、趙鳳が識あるを言ふ。

【三四】 四十一卷漢の光武建武三年に見ゆ。

【三五】 孝德皇は五十卷漢の安帝建光元年に見ゆ。孝仁皇は五十六卷靈帝建寧元年に見ゆ。

【三六】 唐、阜陶を尊びて德明皇帝と爲し、老子を玄元皇帝と爲し、涼の武昭王を興聖皇帝と爲す。

【三七】 綱目には、皆を請に作り、「廟を京師に立てんと請ふ」と讀む。

【三八】 帝、高祖事を追尊して孝恭皇帝と爲し、廟を惠祖と號し、陵を順陵と曰ひ、妣崔氏を昭皇后と曰ひ、曾祖教を孝質皇帝と曰ひ、廟を毅祖と號し、陵を行陵と曰ひ、妣張氏を順皇后と曰ひ、祖琰を孝靖皇帝と曰ひ、廟を烈祖と號し、陵を奕陵と曰ひ、妣何氏を穆皇后と曰ひ、父寬を孝成皇帝と曰ひ、廟を德祖と號し、陵を慶陵と曰ひ、妣劉氏を懿皇后と曰ふ。

【三九】 廣州より南のかた康州に至るまで一百九十里。

【四〇】 吳主、兄隆演を諡して宣皇帝と曰ふ。

【四一】 赭袍は天子の服する所。

【四二】 元年冬、盧文進來奔し、唐、平州を得たり。是に至りて復た契丹の陷るる所と爲る。

吳、莊宗が梁を滅ぼしてより以來、使者往來すること絶えず。庚辰、吳の使者至る。安重誨以爲へらく、「楊溥敢て朝廷と抗禮し、使を遣はして窺覘す」と。拒みて受けず。是より、遂に吳と絶つ。

張筠、長安に至る。(五)守兵、門を閉ぢて之を拒む。筠、單騎にて入朝す。以て左衛上將軍と爲す。

壬辰、寧江節度使西方朮、攻めて歸州を拔く。未だ幾くならずして、荆南復た之を取る。

樞密使同平章事孔循、性狡佞なり。安重誨、之を親信す。帝、皇子の爲めに重誨の女を娶らんと欲す。循、重誨に謂つて曰はく、「公の職、近密に居る。宜しく復た皇子と昏を爲すべからず」と。重誨、之を辭す。之を久しくして、或るひと重誨に謂つて曰はく、「循は善く人を離間す。之を密地に置く可からず」と。循、之を知り、陰に人を遣はして王德妃に結び、其女を納れんことを求む。(六)德妃、循の女を娶りて從厚の婦と爲さんと請ふ。帝、之を許す。重誨、大に怒り、乙未、循を以て同平章事とし、忠武節度使に充て、東都留守を兼ねしむ。重誨、性强愎なり。秦州節度使華溫琪、入朝し、闕下に留まらんと請ふ。(七)帝、之を嘉し、

左衛上將軍に除し、月ごとに別に錢穀を賜ふ。歳餘にして、帝、重誨に謂つて曰はく、「(八)温琪は舊人なり。宜しく一重鎮を擇びて之を處くべし」と。重誨、對ふるに闕無きを以てす。它日、帝屢之を言ふ。重誨、愠りて曰はく、「臣、累に闕無きを奏す。惟だ樞密使代る可きのみ」と。帝曰はく、「亦可なり」と。重誨、以て對ふる無し。温琪、之を聞きて懼れ、數月、出でず。(九)重誨、成徳節度使同平章事王建立を惡み、「建立、王都と交結し、異志有り」と奏す。建立も亦重誨が權を専らにするを奏し、入朝して面のあたり其狀を言はんことを求む。帝、之を召す。既に至り、「重誨、宣徽使判三司張延朗と昏を結び、相表裏して威福を弄す」と言ふ。三月辛亥、帝、重誨を見、氣色甚だ怒り、謂つて曰はく、「今、卿に一鎮を與へん。自ら休息せよ。王建立を以て卿に代らしめん。張延朗も亦外官に除せん」と。重誨曰はく、「臣、荆棘を披き、陛下に事ふること數十年、陛下の龍飛に値ひ、乏を機密に承け、數年の間、天下幸に事無し。今一旦之を外鎮に棄つ。臣願はくは其罪を聞かん」と。帝、擇ばずして起

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝天成年

- 【一】 俸給の外、別に錢穀を賜ふ。
- 【二】 華溫琪、梁に仕へて已に節度使たり。故に然云ふ。
- 【三】 初め帝、代州の刺史たるとき、王建立已に虞候將たり、後從つて眞定に鎮す。帝、鄴より亂兵の逼る所と爲り、兵を擧げて南に向ふや、建立、眞定監軍を殺し、帝の家屬、全きを得たり。是に由りて之を愛す。帝即位するに及びて、擢て眞定の帥と爲す。安重誨も亦帝の潛躍の時、親信する所の者なり。位に即きて中門使より樞密使に擢ぶ。重誨が建立を惡む所以は、權寵の間のみ。又、是時、王都、中山に在り、異志有り、數、書を以て建立に通じ、約して兄弟と爲る、故に重誨、之を言ふ。
- 【四】 乏を承くとは、人の乏しきを承くるなり。適に人に乏しきが故に、己、機密に任ずるを得たるを言ふ。

ち、以て宣徽使朱弘昭に語る。弘昭曰はく、『陛下、平日、重誨を待つこと左右の手の如し。奈何ぞ小忿を以て之を棄つるや。願はくは三思を垂れよ』と。帝尋ぎて重誨を召して之を慰撫す。明日、建立・辭して鎮に歸らんとす。帝曰はく、『卿比奏し、入りて朕が憂を分たんと欲せり。今復た去りて何にか之く』と。會、門下侍郎兼刑部尚書同平章事鄭珣、致仕せんと請ふ。己未、珣を以て左僕射致仕と爲す。癸亥、建立を以て右僕射・兼中書侍郎・同平章事・判三司と爲す。

孟知祥、屢董璋と(一)鹽利を争ふ。璋、商旅を誘ひ、東川の鹽を販ぎて西川に入れしむ。知祥、之を患へ、乃ち(二)漢州に於て三場を置き、之を重征し、歳ごとに錢七萬緡を得。商旅、復た東川に之かず。

楚王殷、岳州に如き、六軍使袁詮・副使王環・監軍馬希瞻を遣はし、水軍を將ゐて荆南を撃たしむ。高季興、水軍を以て逆へ戦ひ、(三)劉郎洑に至る。希瞻、夜、戰艦數十艘を港中に匿す。詰旦、兩軍合戦す。希瞻、戰艦を出して横さまに之を撃つ。季興大に敗る。俘斬、千を以て數ふ。進みて江陵に逼る。季興、和を請ひ、(四)史光憲を楚に歸す。軍還る。楚王殷、環が遂に荆南を取らざるを讓む。

【一】蜀中の井鹽、東西川の巡屬の内、皆、之れ有り。各、障固して以て其利を専らにせんと欲す、故に争ふ。唐の盛時、邛嘉眉に井十三有り、劍南西川院、之を領す。粹遂綿合昌濠瀘資榮陵簡に井四百六十有り、劍南東川院、之を領す。東川の鹽利、西川よりも多し。

【二】漢州は、東南のかた東川と界を接す、故に三場を列置し、以て鹽商に稅す。

【三】劉郎洑。江陵府石首縣(今、湖北省荊南道)沙步に劉郎浦有り、蜀の先主、吳の女を納るる處なり。水の洄流するを洑と曰ふ。

【四】高季興、史光憲を執ふる事、前卷前年に見ゆ。

環曰はく、『江陵は、(一)中朝及び吳蜀の間に在り、(二)四戰の地なり。宜しく之を存し、以て吾が扞蔽と爲すべし』と。殷悦ぶ。環、戰ふ毎に、身、士卒に先だち、衆と甘苦を同じくし、常に鍼藥を座右に置き、戰罷めば傷者を索め、帳前に於て自ら之を傳治す。士卒、環の麾下に隸する者、相賀して曰はく、『吾が屬、死所を得たり』と。故に向ふ所功有り。

楚、大に水軍を擧げて漢を撃ち、(三)封州を圍む。漢主、(四)周易を以て之を筮し、大有に遇ふ。是に於て大赦し、大有と改元す。(五)左右街使蘇章に命じ、神弩三千・戰艦百艘を將ゐて(六)封州を救はしむ。章、賀江に至り、鐵縵を水に沈め、兩岸に巨輪を作りて縵を挽き、長堤を築きて以て之を隠し、壯士を堤中に伏す。章、輕舟を以て逆へ戦ひ、陽りて利あらざるまねす。楚人、之を逐ひ、堤中に入る。輪を挽き縵を擧ぐ。楚艦、進退する能はず。強弩を以て水を夾みて之を射る。楚の兵大に敗れ、圍を解きて遁れ去る。漢主、章を以て封州團練使と爲す。

夏四月、鄴都留守從榮を以て河東節度使・北都留守と爲す。客省使太原の馮贇を以て副留守と爲し、夾馬指揮使新平の楊思權を歩軍都指揮使と爲し、以て之を佐けしむ。戊寅、

【一】中朝。唐をいふ。既に中原に在り、且つ天朝なり。

【二】四戰の地。四面、敵を受くる地をいふ。

【三】封州。即ち漢の蒼梧郡の廣信縣なり。豐水の陽に在り。今の廣東省粵海道封川縣。

【四】龜をトと爲し、策を筮と爲す、四十九策を以て手に信せて分開し、其の奇耦を視、三變して爻を成し、十有八變して卦を成す。

【五】左右街使。漢、番禺に都し、唐の上京に倣ひ、左右街使を置く。

【六】廣州より西のかた封州に至るまで六百一十里。

宣武節度使石敬瑭を以て鄴都留守・天雄節度使と爲し、同平章事を加ふ。樞密使范延光を以て成德節度使と爲す。丙戌、樞密使安重誨を以て河南の尹を兼ねしめ、河南の尹從厚を以て宣武節度使と爲し、(三三)仍ほ六軍諸衛の事に判たらしむ。

吳の右雄武軍使苗璘・靜江統軍王彥章、水軍萬人を將ゐ、(三三)楚の岳州を攻め、(三三)君山に至る。楚王殷、右丞相許德勳を遣はし、戰艦千艘を將ゐて之を禦がしむ。德勳曰はく、「吳人、吾の備へざるを掩はんとす。大軍を見れば、必ず懼れて走らん」と。乃ち軍を角子湖に潛め、王環をして夜戰艦三百を帥ゐて(楊林浦)吳の歸路を絶たしむ。暹明、吳人、軍を(三三)荆江口に進め、將に荆南の兵に會し、岳州を攻めんとす。丁亥、道人磯に至る。德勳、戰棹都虞候詹信に命じ、輕舟三百を以て、吳軍の後に出でしめ、德勳、大軍を以て其前に當り、之を夾み撃つ。吳軍、大に敗る。璘及び彥章を虜にして以て歸る。

初め義武節度使兼中書令王都、易定に鎮すること(元)十餘年。自ら刺史以下の官を除し、租賦は皆本軍を贍す。安重誨が事を用ふるに及び、稍く法制を以て之を裁す。帝も亦(三三)都が父の位を篡へるを以て之を惡む。時に契丹數寨を犯す。朝廷多

【三三】 從厚、本、河南の尹を以て六軍諸衛の事に判たり。今、鎮を汴州に易ふ。而して六軍諸衛の事に判たること故の如し。

【三三】 岳州は巴陵に治す。

【三三】 君山は洞庭湖の中に在り、方六十里。洞庭湖は巴陵の西に在り。

【三三】 荆江口。洞庭湖と大江の會する處。

【三三】 梁の均王の龍德元年、王都、定州を得、是に至りて九年。

【三三】 王都、其父處直を囚へて其位を篡ふこと、二百七十一卷後梁の均王龍德元年に見ゆ。

兵を(三三)幽易の間に屯し、大將往來す。都陰に之が備を爲し、浸く猜阻を成す。都、朝廷の之を它鎮

に移さんことを恐る。腹心和昭訓、都に自ら全くするの計を爲さんことを勸む。都乃ち昏を盧龍節度使趙德鈞に求む。又、成德節度使王建立が安重誨と隙有るを知り、使を遣はし、結びて兄弟と爲り、陰に之と(三三)河北の故事を復せんことを謀る。建立陽に許し、而して密に之を奏す。都、又、蠟書を以て青・徐・潞・益・梓の(三三)五帥に遣りて之を離間す。又、人を遣はし、北面副招討使歸德節度使王晏球に説かしむ。晏球、從はず。乃ち金を以て晏球の帳下に遣り、之を圖らしむ。克たず。癸巳、晏球、都の反狀を以て聞す。宣徽使張延朗に(三三)詔し、(三三)北面の諸將と與に、之を討たんことを議せしむ。

戊戌、吳、常山王濛を徙して臨川王と爲す。

庚子、詔して、王都の官爵を削奪す。壬寅、王晏球を以て北面招討使と爲し、定州行州事を權知せしめ、横海節度使安審通を以て副招討使と爲し、鄭州防禦使張虔釗を以て都監と爲し、諸道の兵を發し、會して定州を討たしむ。(三三)是日、晏球、定州を攻め、其北關城を拔く。都、重路を以

【三三】 瓦橋・盧臺は皆、幽易の間に在り。

【三三】 河北の故事。復た唐の河北の諸鎮の世襲して朝廷に貢賦を輸さず、朝廷の徵發を受けざるが如くならんことを欲するなり。

【三三】 五帥。青帥は霍彦威、徐帥は房知温、潞帥は毛璋、益帥は孟知祥、梓帥は董璋。皆、偏疆にして制し難き者なり。

【三三】 北面の諸將とは、招討王晏球及び所部の幽易間の諸將及び幽州の帥趙德鈞を謂ふ。

【三三】 權知定州行州事とは、未だ定州城を得ざるを以て王晏球をして行州事を城外に權知し、以て定州の民を招撫せしむ。此命未だ頒たざるに、晏球の兵已に定州城下に至る。

て救を奚會（三六） 禿餒に求む。五月、禿餒、萬騎を以て、突きて定州に入る。晏球退きて（三七） 曲陽を保つ。都、禿餒と與に、就きて之を攻む。晏球與に嘉山の下に戦ひ、大に之を破る。禿餒、二千騎を以て、奔りて定州に還る。晏球追うて城門に至り、因つて進みて之を攻め、其西關城を得たり。定州は、城堅くして、攻む可からず。晏球、西關城を増修し、以て（三八） 行府と爲し、（三九） 三州の民をして、税を輸して軍食に供せしめ、而して之を守る。辛酉、天雄節度副使趙敬怡を以て樞密使と爲す。

王晏球、契丹が兵を發して定州を救ふを聞き、大軍を將ゐて（四〇） 望都に趣き、張延朗を遣はし、兵を分ちて退きて（四一） 新樂を保たしむ。延朗遂に眞定に之く。趙州の刺史朱建豐を留め、兵を將ゐて新樂城を修めしむ。契丹已に它道より定州に入り、王都と與に、夜新樂を襲うて之を破り、建豐を殺す。乙丑、王晏球、張延朗、（四二） 行唐に會す。丙寅、（四三） 曲陽に至る。王都、勝に乘じ、其衆を悉し、契丹の五千騎と、合はせて萬餘人、晏球等を曲陽に邀へ、丁卯、城南に戦ふ。晏球、諸將校を集め、之に令して曰はく、『王都は輕しくして驕る。一戦して擒にす可きなり。今日は諸君が國に

【三六】 禿餒。即ち莊宗を圍みし者、唐會の榮なり。

【三七】 曲陽。漢の上曲陽縣。定州に屬す、縣は州の西六十里に在り。今の直隸省保定道曲陽縣。

【三八】 招討使行府及び定州行州を西關城に置く。

【三九】 三州は定祁易なり。王晏球が定州を攻むるや、持久を以て之を弊す。此れ其の先づ定まるの計なり。

【四〇】 望都縣は定州の東北六十里に在り。

【四一】 新樂縣は定州の西南五十里に在り。

【四二】 同光の初め、北都を鎮州に建て、鎮州を以て眞定府と爲す。新樂縣より西南のかた眞定に至るまで七十里。

【四三】 行唐縣は、今の直隸省保定道行唐縣。眞定府の北五十里に在り。

報ゆるの時なり。悉く弓矢を去て、短兵を以て之を撃て。回顧する者は斬らん』と。是に於て、騎兵先づ進み、（四四） 槌を奮ひ劍を揮ひ、直に其陣を衝き、大に之を破る。僵尸、野を蔽ふ。契丹の死する者、半に過ぎ、餘衆北に走る。都、禿餒と與に、數騎にて僅に免るを得たり。盧龍節度使趙德鈞、契丹の北に走る者を邀へ撃つ。殆ど（四五） 子遺無し。

吳、使を遣はし、和を楚に求め、苗璘・王彥章を請ふ。楚王殷、之を歸し、許德勳をして之を餞せしむ。德勳、二人に謂つて曰はく、『楚國は小なりと雖も、舊臣宿將猶ほ在り。願はくは吳朝、以て懷に措く勿れ。必ず衆駒の（四六） 卓棧を争ふを俟ち、然る後圖る可きなり』と。時に殷、内寵多く、嫡庶、別無く、諸子・驕奢なり。故に（四七） 德勳の語、之に及ぶ。

六月辛巳、高季興、（四八） 復た藩と吳に稱せんことを請ふ。吳、季興の爵を秦王に進む。帝、楚王殷に詔して之を討たしむ。殷、許德勳を遣はし、兵を將ゐて荆南を攻めしめ、其子希範を以て監軍と爲し、（四九） 沙頭に次せしむ。季興の從子雲猛指揮使從嗣、單騎にて楚の壁に造り、希範と戦を挑み勝を決せんと請ふ。副指揮使廖匡齊、出でて之と鬪ひ、之を拉殺す。季興

【四四】 行唐より西北のかた曲陽に至るまで三十餘里。

【四五】 胡三省曰はく、短兵を用ふれば則ち將士齊しく死を致す。直に其陣を衝けば則ち敵拒ぐに及ばず。北人の恃む所の者は弓矢なり。既に其陣に入れば、皆、用ふるを得ず。而して槌劍の及ぶ所、死せざれば則ち傷つく。是を以て甚だ敗ると。

【四六】 子は單なり。一人も遣るものなきをいふ。

【四七】 卓棧。卓は馬樑、棧は竹木を以て之に藉く。

【四八】 其後、馬氏の諸子、國を争ひ、南唐乗じて之を取ること、卒に許德勳の言の如し。

【四九】 吳の徐溫、議して、高季興が臣と稱するを受けざることを、前卷前年五月に見ゆ。

【五〇】 沙頭に次するは、已に江陵に遁るなり。

懼れ、明日、和を請ふ。德勳還る。匡齊は、贛の人なり。

王晏球、定州は備有り。未だ急に攻め易からざるを知る。朱弘昭・張虔劍、「大將・畏怯なり」と宣言す。詔有り、促して、城を攻めしむ。晏球、已むを得ず、乙未、之を攻め、將士三千人を殺傷す。

是より先、詔して、西川の兵を發し、夔州に戍せしむ。孟知祥、左肅邊指揮使毛重威を遣はし、三千人を將ひて往かしむ。之を頃くして、知祥・奏す、「夔・忠・萬の三州已に平ぐ。請ふ戍兵を召して還らしめ、以て饋運を省かん」と。帝、許さず。知祥陰に人をして之を誘はしむ。重威、其衆を帥る、鼓譟して逃れ歸る。帝、命じて其罪を按せしむ。知祥請うて之を免す。

陝州行軍司馬王宗壽、故の蜀主王衍を葬らんと請ふ。秋七月、衍に順正公を贈り、諸侯の禮を以て之を葬る。

北面招討使安審通卒す。

東都の民、私麴を犯す者有り。留守孔循、之を族す。或るひと請ふ「民に麴を造るを聽し、而して秋に於て畝に税して五錢を收めん」と。己未、勅して之に従ふ。

壬戌、契丹復た其酋長惕隱を遣はし、七千騎を將ひて定州を救はしむ。王晏球、唐河の北に逆へ戦ひ、大に之を破る。甲子、追うて易州に至る。時に久しく雨ふり水漲る。契丹、唐の俘斬する所と爲り、及び陷溺して死する者、勝げて數ふ可からず。

戊辰、威武節度使王延鈞を以て閩王と爲す。

契丹北に走るに、道路泥濘にして、人馬飢疲し、幽州の境に入る。八月、壬戌、趙德鈞、牙將武從諫を遣はし、精騎を將ひて之を邀へ撃たしむ。兵を分ちて險要を扼し、惕隱等數百人を生擒す。餘衆散じて村落に投ず。村民、白挺を以て之を撃つ。其の脱れて國に歸るを得る者、數十人に過ぎず。是より契丹、氣を沮み、敢て輕しく塞を犯さず。

初め莊宗、地を河北に徇へ、小兒を獲、之を宮中に畜ふ。長するに及び、姓名を李繼陶と賜ふ。帝、位に即くや、縱ちて之を遣る。王都、之を得、黃袍を衣て堞間に坐せしめ、王晏球に謂つて曰はく、「此れ莊宗皇帝の子なり。已に帝位に即く。公、先朝の厚恩を受く。曾ち念はざるか」と。晏球曰はく、「公、此小數を作すとも、竟に何の益あらん。吾今公に二策を教へん。衆を悉して決戦せずんば、則ち手を束ねて出で降らんのみ。自餘は以て生を求むる無きなり」と。

贛縣は虔州に屬す。今、江西省贛南道贛縣。

夔州を成るは高季興に備ふるなり。

孟知祥、戍兵の唐の留むる所と爲らんことを恐る、故に召し還さんと請ふなり。

唐の威令、蜀中に行はれず。

王衍、長安に死すること、二百七十四卷元年に見ゆ。

招討の下に當に副の字有るべし。

惕隱は、族屬を典る官なり、遼史國語解に見ゆ。

唐河。水經注に、洩水、代郡靈丘縣高氏山の東南に出で、中山上曲陽縣を過ぎ、又東して唐縣を過ぐ、之を唐河といふと。

王晏球は即ち杜晏球。莊宗が梁を滅ぼすや、晏球、軍を以て降る。莊宗賜ふに姓名を以てし、而して之を用ふ。王都、此を以て晏球を動かさんと欲す。

王建立、目に書を知らざるを以て、判三司を罷めんと請ふ。許さず。

乙未、吳、大赦す。

吳越王鏐、中子傳瓘を立てて嗣と爲さんと欲し、諸子に謂つて曰はく、「各汝の功を言へ。」(六〇)吾、多き者を選びて之を立てん」と。傳瓘の兄傳瑋・傳璋・傳璟、皆傳瓘を推す。乃ち奏し、兩鎮を以て傳瓘に授けんと請ふ。閏月丁未、詔して傳瓘を以て鎮海鎮東節度使と爲す。

戊申、趙德鈞、契丹の俘惕隱等を獻す。諸將、皆之を誅せんと請ふ。帝曰はく、「此曹は皆虜中の驍將なり。之を殺さば則ち虜、望を絶たん。

之を存して以て邊患を紓むるに若かじ」と。乃ち惕隱等酋長五十人を救し、之を(六一)親衛に置き、餘の六百人は、悉く之を斬る。

契丹、梅老季素等を遣はして入貢せしむ。

初め(六二)盧文進・來り降るや、契丹、蕃漢都提舉使張希崇を以て之に代り

て盧龍節度使と爲し、平州を守らしめ、親將を遣はし、三百騎を以て之を監せしむ。(六三)希崇は本書生

にして、幽州の牙將と爲り、契丹に没す。性、和易なり。契丹の將稍く之を親信す。因つて其部曲と、南に歸らんことを謀る。部曲泣きて曰はく、「歸ることは固より寢食も忘れざる所なり。然れども虜は衆く我は寡し。奈何せん」と。希崇曰はく、「吾、其將を誘うて之を殺さば、兵必ず潰え去らん。此は

【六〇】 吾、功多き者を選びて之を立てて嗣と爲さんと欲す。
【六一】 親衛。後唐蓋し盛唐の制に倣ひ、朝會立仗に親勳翊の三衛有り。
【六二】 事、前卷元年に見ゆ。
【六三】 新五代史に曰はく、劉守光、張希崇をして平州に戍せしむ。契丹、平州を陥れ、之を得たりと。

虜帳を去ること千餘里なり。其の知りて兵を徵する比ほひには、吾が屬去りて遠からん」と。衆曰はく、「善し」と。乃ち先づ(六四)穿を爲り、實つるに石灰を以てし、明日、虜將を召して飲み醉はせ、從者を并せて之を殺し、諸を冓中に投ず。其營、城北に在り。亟かに(六五)兵を發して之を攻む。契丹の衆、皆潰え去る。希崇、悉く其所部二萬餘口を擧げて來奔す。詔して、(六六)以て汝州の刺史と爲す。

(六七)吳の王太后、歿す。

九月辛巳、荆南、楚の兵を白田に敗り、楚の岳州の刺史李廷規を執へ、

吳に歸る。

乙未、勅して、溫韜は諸陵を發し、段凝は反覆せるを以て、(七〇)所在に令

して死を賜はしむ。

己亥、武寧節度使房知溫を以て、荆南行營招討使・知荆南行府事を兼ねし

め、中使を分遣し、諸道の兵を發し、襄陽に赴き、以て(七一)高季興を討たしむ。

辛丑、慶州防禦使竇廷琬を徙して金州の刺史と爲す。冬十月、廷琬、慶州に據りて命を拒む。

丙午、(七二)横海節度使李從敏を以て北面行營副招討使を兼ねしむ。從敏は帝の從子なり。

【六四】 穿。おとしあな。
【六五】 石灰。山石を鑿取し、之を煨して灰と爲す。
【六六】 此の發する所の者は漢の兵なり。
【六七】 新五代史には、以て汝州防禦使と爲すと曰ふ。
【六八】 吳主の母王氏なり。
【六九】 岳州巴陵縣に白田鎮有り。時に荆南、吳に藩と稱す。
【七〇】 去年、溫韜は德州に流され、段凝は遂州に流さる。
【七一】 前年、劉訓、荆南を討ち、克たず、今復た之を招討す。
【七二】 安審通に代らしむるなり。

戊申、靜難節度使李敬周に詔し、(七三)兵を發して寶庭琬を討たしむ。
 王都、定州に據り、守備固く、伺察嚴なり。諸將、屢城を翻して官軍に應せんと謀る者有り、皆、果さず。帝、使者を遣はし、王晏球を促して城を攻めしむ。晏球、使者と與に、騎を聯ねて城を巡り、之を指して曰はく、「城高峻なること此の如し。借使主人、外兵の城に登るを聽すとも、亦、梯衝の及ぶ所に非ず、徒らに多く精兵を殺すのみ、賊に損無し。此の如きは、何をか爲さん。(七四)若かじ、三州の租を食し、民を愛し兵を養うて以て之を俟たんには、彼必ず内より潰えん」と。
(七五)十一月、有司、哀帝の爲めに廟を立てんと請ふ。詔して、廟を曹州に立つ。

平盧節度使晉の忠武公霍彥威・卒す。

(七七)忠州の刺史王雅、歸州を取る。

庚寅、皇子從厚、孔循の女を納れて妃と爲す。循、之に因りて、大梁に之くを得、厚く王德妃の黨に結び、留まらんことを乞ふ。安重誨、具に其事を奏し、力めて之を排す。(七六)禮畢るや、促して、鎮に歸らしむ。

【七三】 慶州は靜難軍の巡屬なり。故に之を討たしむ。
 【七四】 梯は雲梯、衝は衝車。
 【七五】 胡三省曰はく、兵を用ふるの術、城を攻むること最も難し。城を攻むるに、二術あり。城、外援あるときは、須く力を悉して急に攻めて以て必克を求むべし。城、外援無きときは、持久して以て之を弊らす。我在る者、兵力、損せずして、坐ながら全勝を收む。古の善く兵を用ふる者は、皆、此術を知るなりと。
 【七六】 梁の太祖開平二年、唐の哀帝を曹州に弒す。事、二百六十六卷に見ゆ。
 【七七】 忠州は時に夔州寧江軍に

甲午、中書侍郎同平章事王建立を以て同平章事とし、平盧節度使に充つ。

丙申、上、趙鳳に問ふ、「帝王、人に鐵券を賜ふは、何ぞや」と。對へて

曰はく、「之と誓を立て、其子孫をして長く爵祿を享けしむるのみ」と。

上曰はく、「先朝に此賜を受くる者、止だ(八〇)三人のみ。(八一)崇韜・繼麟、尋

ぎて皆族滅せられ、(八二)朕、脱るを得ること毫釐の如きのみ」と。因つて

歎息すること之を久しくす。趙鳳曰はく、「帝王は心に大信を存す。固より

必ずしも之を金石に刻せざるなり」と。

十二月甲辰、李敬周・奏す、「慶州を抜き、寶庭琬を族せり」と。

荆南節度使高季興、疾に寝ね、其子行軍司馬忠義節度使同平章事從誨に

命じ、權に軍府の事に知たらしむ。丙辰、季興・卒す。吳主、(八三)從誨を以

て荆南節度使・兼侍中と爲す。

史館修撰張昭遠・上言す、「臣、竊に先朝の時を見るに、皇弟・皇子、皆

俳優を喜び、入れば則ち姬妾を飾り、出づれば則ち僕馬に誇る。習尚此の如きは、(八四)何の道か能く賢

ならん。諸皇子は、宜しく師傅を精擇し、皇子をして身を屈して之に師事せしめ、禮義の經を講じ、

安危の理を論すべし。古者、人君、位に即けば、則ち太子を建つ。嫡庶の分を明かにし、禍亂の源を塞

屬す、西方郡の所部なり。歸州は時に荆南軍に屬す、高季興の所部なり。
 【七八】 嘉禮畢る也。
 【七九】 忠武軍の鎮する所に復歸せしむ。
 【八〇】 三人。郭崇韜・李嗣源・李繼麟なり。
 【八一】 二人族滅せらるること、二百七十四卷元年に見ゆ。
 【八二】 帝、莊宗の猜忌する所と爲り、又讒に困しむこと、二百七十三卷同光三年に始まり、二百七十四卷元年に訖る。
 【八三】 高從誨、字は遵聖、季興の長子なり。
 【八四】 如何なる道によりて賢人たることを得ん。

ぐ所以なり。今嗣をトし儲を建つるは、臣未だ敢て輕しく議せず、恩澤賜與の間、昏姻省侍の際に至りては、嫡庶長幼、宜しく分つ所有り、示すに等威を以てし、其僥冀を絶つべし」と。帝、其言を賞歎すれども、而も用ふる能はず。

閩王延鈞、民二萬を度して僧と爲す。是に由りて、閩中、僧多し。

河中節度使北都留守從榮、年少く驕狠にして、政務を親らせず。帝、左右の素より從榮と善き者を遣はし、往きて之と與に處らしめ、從容として之を諷導せしむ。其人、私に從榮に謂つて曰はく、【八三】「河南相公は、恭謹にして善を好み、【八四】端士を親禮し、老成の風有り。【八五】相公は齒長せり。宜しく自ら策勵し、聲問をして河南の下に出でしむる勿るべし」と。

從榮、悦ばず、退きて【八六】歩軍都指揮使楊思權に告げて曰はく、「朝廷の人、皆、從厚を推して我を短る。我は其れ廢せられんか」と。思權曰はく、「相公、手に彊兵を握り、且つ思權の在る有り。何をか憂へん」と。因つて從榮に勸め、多く部曲を募り、甲兵を繕ひ、陰に自ら固くするの備を爲さしむ。又、帝の左右に謂つて曰はく、「君毎に弟を譽めて其兄を抑ふ。我が輩、豈に之を助くる能はざらんや」と。其人懼れ、以て副留守馮贇に告ぐ。贇密に之を奏す。帝、思權を召して闕に詣らしむ。從榮の故を以て、亦、之

【八三】 當時、相公と稱するは、皆、使相なり。從厚、時に河南の尹たり、同中書門下平章事を加ふ、故に之を稱して河南相公と爲す。
【八四】 端士。正士なり。
【八五】 從榮の年、從厚よりも長ざるを言ふ。從榮も亦、平章事を加ふ、故に亦相公と稱す。
【八六】 胡三省曰はく、從榮の間と楊思權の對とを觀るに、其の自ら安んずるを求むる所以の者は、乃ち自ら危くする所により。

を罪せざるなり。

四年、春正月、馮贇入りて宣徽使と爲り、執政に謂つて曰はく、「從榮は剛僻にして輕易なり。宜しく重德を選びて之を輔けしむべし」と。

王都・禿餒、圍を突きて走らんと欲すれども、出づるを得ず。二月癸卯、定州都指揮使馬讓能、門を開きて官軍を納る。都、族を擧げて自ら焚く。

禿餒及び契丹の二千人を擒にす。辛亥、【八七】王晏球を以て天平節度使と爲し、趙德鈞と、竝に兼侍中を加ふ。禿餒、大梁に至る。市に斬らる。

樞密使趙敬怡卒す。

甲子、帝、大梁を發す。

丁卯、門下侍郎同平章事崔協、【八八】須水に卒す。

庚午、【八九】帝、洛陽に至る。

王晏球、定州城下に在り、日に私財を以て士を饗し、始めて攻むるより、城に克つに至るまで、未だ嘗て一卒をも戮せず。三月辛巳、晏球・入朝す。帝、其功を美む。【九〇】晏球、久しく饋運を煩はすを謝するのみ。

【八七】 王晏球、去年四月より、王都を攻め、是に至りて之に克つ。

【八八】 王晏球を賞するは、王都を平ぐるの功を以てなり。趙德均を賞するは、惕隱を擒にするの功を以てなり。

【八九】 唐の初め須水縣を置く。貞觀中、併せて鄆州管城縣に入る。

【九〇】 二年冬十月、帝、大梁に如く、是に至りて洛陽に還る。

【九一】 王晏球、功有れども伐らず。

皇子右衛大將軍從璨、性剛なり。安重誨、事を用ふ。從璨、之が爲めに屈せず。帝、東巡し、從璨を以て皇城使と爲す。從璨、客と會節園に宴し、酒酣にして戲に御榻に登る。重誨、奏して之を誅せんと請ふ。丙戌、從璨に死を賜ふ。

横山蠻、邵州に寇す。

楚王殷、其子武安節度副使判長沙府希聲に命じ、政事に知たり、内外諸軍事を總録せしむ。是より、國政先づ希聲を歴、乃ち殷に聞す。

夏四月庚子朔、鐵錫錢を禁す。時に湖南は専ら錫錢を用ひ、銅錢一は錫錢百に直る。流れて中國に入る。法、禁する能はず。

丙午、楚の六軍副使王環、荆南の兵を石首に敗る。

初めて縁邊に令して場を置き、党項の馬を市はしめ、闕に詣らしめず。是より先、党項、皆、闕に詣るに、馬を貢するを以て名と爲す。國家、其直を約して之に酬い、加ふるに館穀賜與を以てし、歳ごとに五十餘萬緡を費す。有司、其耗盡に苦しむ。故に之を止む。

壬子、皇子從榮を以て河南の尹と爲し、六軍諸衛事に判たらしめ、從

厚を河東節度使・北都留守と爲す。

契丹、雲州に寇す。

甲寅、端明殿學士兵部侍郎趙鳳を以て門下侍郎・同平章事と爲す。

五月乙酉、中書言ふ、「太常改めて哀帝に諡して昭宣光烈孝皇帝と曰ひ、廟を景宗と號す。既に

宗と稱すれば、則ち應に太廟に入るべし。別廟に在れば、則ち應に宗と稱すべからず」と。乃ち廟號を去る。

帝將に南郊に祀らんとし、客省使李仁矩を遣はし、詔を以て兩川に諭さしめ、西川をして錢一百萬緡・東川をして五十萬緡を獻せしむ。皆、辭するに軍用足らざるを以てし、西川は五十萬緡を獻じ、東川は十萬緡を獻す。

仁矩は、帝が藩鎮に在りし時の客將なり。安重誨の厚くする所と爲り、恩を待みて驕慢なり。梓州に至るや、董璋、宴を置きて之を召す。日中するまで往かず、方に妓を擁して酣飲す。璋怒り、卒徒を從へ、兵を執りて驛に入り、仁矩を階下に立たせ、而して之を詈りて曰はく、「公但だ西川にて、李客省を斬るを聞く。我獨り能くせずと謂ふか」と。仁矩、流涕拜請し、僅にして免るを得たり。既にして、厚く仁矩に賂うて以て之を謝す。仁矩還りて璋の不法を言ふ。未だ幾くならずして、帝復た通事舍人李彥珣を遣はし、東川に詣らしむ。境に入りて小禮を失す。璋、

- 【六】 即ち大梁に如く時を謂ふ。
- 【七】 會節園は洛陽城中に在り。張全義、洛に鎮すること歳久しく、私第、會節坊に在り、室宇園池、一時の巨麗と爲す。之を官に輪し、以て會節園と爲す。
- 【八】 凡そ御園に御榻を設くるは、遊幸の御する處なり。
- 【九】 邵州。漢の昭陵縣たり、長沙國に屬す。唐、南梁州を置き、改めて邵州と爲す。時に楚の境に屬す。
- 【一〇】 希聲。字は若訥。殷の次子。
- 【一一】 馬殷、湖南を得、錫を鑄て錢と爲す。本、之を境内に用ふ。其後、遂に流れて中國に入る。
- 【一二】 五代史本紀には、衙を衛に作る。

- 【一三】 哀帝の廟は曹州に在り。
- 【一四】 東川節度は梓州に治す。
- 【一五】 李客省は李嚴をいふ。李嚴を斬ること前卷二年に見ゆ。
- 【一六】 賂を以て其口を絶たんと欲す。

其從者を拘ふ。彦珣奔り還る。

(一七) 高季興が叛するや、其子從誨、切に諫むれども、聽かず。從誨既に位を襲ぎ、僚佐に謂つて曰はく、『唐は近くして吳は遠し。計に非ざるなり』と。乃ち楚王殷に因りて、以て罪を唐に謝す。又、山南東道節度使安元信に書を遣り、保奏せんことを求め、復た職貢を修む。丙申、元信、從誨の書を以て聞す。帝、之を許す。

契丹、(一八) 雲州に寇す。

六月戊申、(一九) 復た鄴都を以て魏州と爲し、留守・皇城使竝に停む。

庚申、高從誨、自ら前の荆南行軍司馬・歸州の刺史と稱し、上表して、内附せんことを求む。秋七月甲申、從誨を以て荆南節度使・兼侍中と爲す。

己丑、(二〇) 荆南招討使を罷む。

八月、吳の武昌節度使兼侍中李簡、疾を以て、(二一) 江都に還らんことを求む。癸丑、採石に卒す。徐知詢は簡の壻なり。擅に簡の親兵二千人を(二二) 金陵に留め、表して簡の子彦忠を薦め、父に代りて(二三) 鄂州に鎮せしむ。徐知誥、龍武統軍柴再用を以て武昌節度使と爲す。知詢怒りて曰はく、『劉崇

【一七】 高季興が叛すること前卷二年に見ゆ。

【一八】 一月の間に、再び雲州に寇するは、契丹主耶律德光漸く西に徙れるなり。

【一九】 莊宗の同光元年、位に魏州に即き、魏州を以て興唐府と爲し、東京を建つ。既に洛に遷り、同光三年、唐の舊に復し、洛陽を以て東都と爲し、魏州の東京を改めて鄴都と爲す。今復た以て魏州と爲す。

【二〇】 荆南を討つこと、前卷二年に始まる。今、其の内附するを以て兵を罷む。

【二一】 揚州は江都縣に治す。吳の都する所なり。

【二二】 徐知詢、時に父温に代りて金陵に鎮す。

【二三】 武昌節度使は鄂州に治す。

俊は兄の親にして、(二四) 三世、濠州たり。彦忠は吾が妻の族なり。獨り得ざらんや」と。

初め(二五) 楚王殷、都軍判官高都を用ひて謀主と爲す。國頼りて以て富強なり。鄰國、皆、之を疾む。莊宗、洛に入るや、(二六) 殷、其子希範を遣はして入貢せしむ。莊宗、其の警敏なるを愛して曰はく、(二七) 『比聞く、馬氏當に高都の奪ふ所と爲るべし。今、子有ること此の如し。郁、安んぞ能く之を得ん』と。高季興も亦屢

流言を以て、郁を殷に聞す。殷、聽かず。乃ち使を遣はし、節度副使知政事希聲に書を遣り、盛に郁の功名を稱し、兄弟と爲らんことを願ふ。使者、希聲に言つて曰はく、『高公常に云ふ、『馬氏の政事、皆高都に出づ。此れ子孫の憂なり』と。』希聲、之を信ず。行軍司馬楊昭遂は、希聲の妻の族なり。郁の任に代らんと謀り、日に之を希聲に譖す。希聲屢、殷に言ひ、郁

が奢僭にして且つ外鄰藩に交はるを稱し、之を誅せんと請ふ。殷曰はく、『吾が功業を成せるは、皆、郁の力なり。汝、此の言を爲さ勿れ』と。希聲、固く、其兵柄を罷めんことを請ふ。乃ち郁を行軍司馬に左遷す。郁、所親に

謂つて曰はく、『亟かに(二八) 西山に營め。吾將に歸老せんとす。(二九) 獬子漸く大にして、能く人を咋む』と。希聲、之を聞きて益々怒り、明日、矯むるに殷の命を以てし、郁を(三〇) 府舎に殺し、中外に榜諭し、

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝天成四年

【二四】 吳初め劉金を用ひて濠州の刺史と爲す。金卒し、子仁規、之に代る。仁規卒し、子崇俊、之に代る。

【二五】 馬殷初めて潭州を得、即ち高都を用ひて謀主と爲す。

【二六】 二百七十二卷莊宗同光元年に見ゆ。

【二七】 此言は高都を問する所以なり。

【二八】 西山。長沙西岸嶽麓の諸山なり。

【二九】 獬子。強き犬を獬といふ。

【三〇】 府舎。湖南軍府の署舎なり。

「郁、叛を謀る」と誣ひ、并せて其族黨を誅す。暮に至るまで、殷尙ほ未だ知らず。是日大に霧ふる。殷、左右に謂つて曰はく、【三二】「吾、昔、孫儒に従つて淮を度り、不幸を殺す毎に、多く茲異を致せり。【三三】馬歩院、豈に冤死者有るか」と。明日、吏、郁が死せるを以て告ぐ。【三四】殷、膺を撫して大に慟して曰はく、「吾、老老せり。政、己より出づるに非ず。我が勳奮をして横しまに冤酷に罹らしむ」と。既にして左右を顧みて曰はく、「吾亦何ぞ久しく此に處る可けんや」と。

九月、上、馮道と從容として語り、年穀屢登り、四方無事なるに及ぶ。道曰はく、「臣常に記す、昔、【三五】先皇の幕府に在るとき、使を中山に奉じ、井陘の險を歴たるに、臣、馬蹶かんことを憂へ、轡を執ること甚だ謹み、幸にして失無し。平路に至るに逮び、轡を放ちて自ら逸し、俄に顛隕するに至れり。凡そ天下を爲むる者も、亦猶ほ是のごときなり」と。上、深く以て然りと爲す。上、又、道に問ふ、「今歲、豊なりと雖も、百姓、瞻足するや否や」と。道曰はく、「農家、歲凶なれば則ち流殍に死し、歲豊なれば則ち穀の賤しきに傷む。豊凶皆病む者は、惟だ農家のみ然りと爲す。臣、進士聶夷中の詩に【三六】」

【三二】 唐の昭宗光啓三年、馬股、孫儒に従つて淮を度る。事、二百五十七卷に見ゆ。
 【三三】 時に諸鎮、皆、馬歩司有り、獄院を置き、以て囚を鞠す。
 【三四】 蓋し是時、馬股、尸居するのみ。復た其子を制する能はず。
 【三五】 河東掌書記たる時を謂ふ。
 【三六】 太原より中山に使するに、井陘の道を経るなり。
 【三七】 二月云の詩の意は、絲穀未だ熟せざれば、農家、食に艱み、先づ稱貸して以て自ら給し、絲を賣り穀を糶るに至り、僅に以て債を償ふに足るなむ。

月、新絲を賣り、五月、新穀を糶り、眼下の瘡を醫し得、心頭の肉を剗却す」と云へるを記す。語、鄙俚なりと雖も、田家の情狀を曲盡せり。農は【三七】四人の中に於て、最も勤苦と爲す。人主、知らざる可からざるなり」と。上悦び、左右に命じて其詩を録せしめ、常に之を誦誦す。鄜州の兵、東川に戍する者、本道に歸らんとす。董璋、擅に其壯者を留め、羸老を選びて之を歸し、仍ほ其甲兵を收む。

癸巳、西川の右都押牙孟容の弟、資州の稅官と爲り、自ら盜するに坐して死に抵る。觀察判官馮瑑・中門副使王處回、之が爲めに請ふ。孟知祥曰はく、「吾が弟法を犯すと雖も、亦、貸す可からず。況んや它人をや」と。

【三七】 四人。四民をいふ。唐、太宗の諱を避け、民を人と爲す。四民は即ち士農工商なり。
 【三八】 律に、監臨して自ら盜賊し、重き者は死に至る。

吳越王鏐、其國に居り、好みて自ら大にす。朝廷の使者、意を曲げて之に奉ずれば、則ち贈遺豊厚なり。然らざれば則ち禮遇疎薄なり。嘗て安重誨に書を遣り、辭禮頗る倨なり。帝、供奉官烏昭遇・韓攻を遣はして吳越に使せしむ。昭遇、政と隙あり。使して還り、政・奏す、「昭遇、鏐を見、臣と稱して拜舞し、鏐を謂つて殿下と爲し、及び私に國事を以て鏐に告ぐ」と。安重誨・奏して、昭遇に死を賜ふ。癸巳、制して、鏐は太師を以て致仕し、自餘の官爵は皆之を削る。凡そ吳越の進奏官・使者・綱吏、所在に令して之を繫治せしむ。鏐、子傳瓘等をして上表して冤を訟へしむ。皆、省せず。

初め (三九) 朔方節度使韓洙・卒するや、弟澄、留後と爲る。未だ幾くならずして、定遠軍使李匡賓、
 黨を聚めて (四〇) 保靜鎮に據り、亂を作す。朔方、安んぜず。冬十月丁酉、
 韓澄、使を遣はし、絹表を齎し、朝廷に帥を命せんことを乞ふ。前の磁州
 の刺史康福、胡語を善くす。上、朝を退き、多く召して便殿に入らしめ、
 訪ふに時事を以てす。福、胡語を以て對ふ。安重誨、(四一) 之を惡み、常に之
 を戒めて曰はく、「康福、汝但だ妄に事を奏す。會ず當に汝を斬るべし」
 と。福懼れて外補を求む。重誨、靈州は深く胡境に入り、帥と爲る者多く害
 に遇ふを以て、戊戌、福を以て朔方河西節度使と爲す。福、上に見え、涕
 泣して之を辭す。上、重誨に命じ、福の爲めに它鎮に更へしむ。重誨曰は
 く、「福、刺史より、功無くして節を建つ。尙ほ復た何をか求めん。且つ成
 命已に行はる。以て復た改め難し」と。上、已むを得ず、福に謂つて曰は
 く、「重誨、肯せず。朕が意に非ざるなり」と。福、辭し行く。上、將軍牛
 知柔・河中都指揮使衛審峯等を遣はし、兵萬人を將るて之を衛送せしむ。審
 餘は徐州の人なり。

辛亥、(四二) 閩・果・二州を割き、保寧軍を置く。壬子、(四三) 内客省使李仁矩を以て節度使と爲す。

是より先、西川常に芻糧を發し、峽路に饋る。孟知祥・辭するに『本道の兵自ら多く、以て(四四) 它
 鎮に奉じ難し』といふを以てす。詔して、許さず、屢、之を督す。甲寅、知祥・奏して、財力乏し
 きを稱し、詔を奉せず。

吳の諸道副都統鎮海寧國節度使兼侍中徐知詢、自ら・兵を握りて (四五) 上
 流に據るを以て、意に徐知誥を輕んじ、數、知誥と權を争ひ、内相猜忌す。
 知誥、之を患ふ。内樞密使王令謀曰はく、「公、政を輔くること日久し。
 天子を挾みて以て境内に令せば、誰か敢て従はざらん。知詢は年少く、恩
 信未だ人に洽からず。能く爲す無きなり」と。知詢、諸弟を待つこと薄く、
 諸弟皆之を怨む。(四六) 徐玠、知詢の輔く可からざるを知り、反つて其短を持
 し、以て知誥に附く。吳越王鏐、知詢に金玉・鞍勒・器皿を遣り、皆飾るに
 龍鳳を以てす。(四七) 知詢、以て嫌と爲さず、之を乗用す。知詢の典客周廷望、
 知詢に説きて曰はく、「公誠に能く寶貨を捐て、以て朝中の勳舊を結び、皆
 心を公に歸せしめば、則ち (四八) 彼、誰と與にか處らん」と。知詢、之に従ひ、廷望をして江都に如きて
 意を諭さしむ。廷望、知誥の親吏周宗と善し。密に款を知誥に輸し、亦、知誥の陰謀を以て知詢に告
 ぐ。知詢、知誥を召して金陵に詣らしめ、父溫の喪を除かんとす。知誥、吳主の命と稱して・許さず。

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝天成四年

【三九】 梁の均王乾化四年、韓洙嗣ぎて朔方に鎮す。

【四〇】 保靜。隋の弘靜縣なり。唐の至德元載、改めて保靜縣と曰ふ、靈州に屬す。保靜鎮は黄河の北岸に在り。

【四一】 其の胡語を以て事を奏し、左右に在る者之を曉る莫きを以てなり。

【四二】 以て兩川を制せんと欲するなり。

【四三】 五代に、内客省使・客省使・副使あり、各一官なり。通鑑、天成二年三月に於て、客省使李仁矩と書し、今、内客省使と書す。客省使より陞りて内客省使と爲りしならんか。

【四四】 峽路は時に別に寧江軍と爲す、故に然云ふ。

【四五】 金陵は廣陵の上流に在り。

【四六】 徐玠は、本、知溫に知詢を以て知誥に代らせんことを勸めし者なり。其事、本卷前年十月に見ゆ。

【四七】 錢鏐、此を以て徐知詢を問す。知詢、之を覺らず。其の庸味なること此の如し。

【四八】 彼。徐知誥を謂ふ。

周宗、廷望に謂つて曰はく、「人言ふ、(五)侍中、不臣七事有り」と。(五)宜しく亟かに入り謝すべし」と。廷望還り、以て知詢に告ぐ。十一月、知詢入朝す。知詢、知詢を留めて統軍と爲し、鎮海節度使を領せしめ、右雄武都指揮使柯厚を遣はし、金陵の兵を徴して江都に還らしむ。(五)知詢、是より始めて吳の政を専らにす。知詢、知詢を責めて曰はく、「先王、世を違る。兄、人の子と爲り、初めより喪に臨まず。可ならんか」と。知詢曰はく、「爾、劍を(五)挺きて我を待てり。我何ぞ敢て往かんや。爾、人臣と爲り、(五)乘輿の服御物を畜ふるも、亦可ならんや」と。知詢、又、廷望の言ふ所を以て知詢を詰る。知詢曰はく、「爾が爲す所を以て我に告げし者も亦廷望なり」と。遂に廷望を斬る。

壬辰、吳主、尊號を加へて睿聖文明光孝皇帝と曰ふ。大赦し、大和と改元す。

康福行きて方渠に至る。羌胡、兵を出して福を邀ふ。福撃ちて之を走らし、(五)青剛峽に至り、吐蕃の野利・大蟲二族・數千帳に遇ふ。皆、唐の兵の至るを覺らず。福、衛審餘を遣はし、掩撃して大に之を破り、殺獲して殆ど盡く。是に由りて、威聲大に振ひ、遂に進みて靈州に至る。是より、朔方始めて代を受く。

【四七】 徐知詢が父に代りて金陵に鎮するや、侍中を加ふ、故に以て之を稱す。
 【五〇】 之を誘うて入朝せしむるは、徐知詢の計なり。
 【五一】 徐知詢の篡事、此に至りて方に成る。
 【五二】 先王。徐溫をいふ。
 【五三】 挺。抜く也。
 【五四】 知詢が錢鏐の遣る所の龍鳳飾の鞍勒器皿を用ふるを謂ふ。天子の服用の物を、乘輿物と謂ふ。
 【五五】 方渠、秦隴路より青剛峽に出で、早海を過ぎて靈州に至る。

十二月、吳、徐知誥に兼中書令を加へ、(五)寧國節度使を領せしむ。知誥、徐知詢を召し、飲ましむるに金鍾を以てし、酒を酌みて之に賜うて曰はく、「願はくは弟、壽千歳ならんことを」と。知詢、毒有らんことを疑ひ、它器を引ききて之を均しくし、跟きて知誥に獻じて曰はく、「願はくは兄と各五百歳を享けん」と。知誥、色を變じて左右顧し、肯て受けず。知詢、酒を捧げて退かず。左右、爲す所を知るもの莫し。伶人申漸高、徑に前みて諛諧の語を爲し、二酒を(五)掠めて之を合せ飲み、金鍾を懷にして趨り出づ。知誥、密に人を遣はし、良藥を以て之を解かしむ。已に腦潰して卒す。

(五)奉國節度使知建州王延稟、疾と稱し、退きて里第に居り、建州を以て其子繼雄に授けんと請ふ。庚子、詔して、繼雄を以て建州の刺史と爲す。安重誨、既に李仁矩を以て閩州に鎮せしめ、綿州の刺史武慶裕と、皆兵を將ゐて(五)治に赴かしむ。慶裕は帝の故吏にして、重誨の外兄なり。重誨、仁矩をして董璋の反狀を調はしむ。仁矩、増飾して之を奏す。朝廷、又、武信節度使夏魯奇をして遂州の城隍を治め、甲兵を繕ひ、兵を益して之に戍せしむ。璋、大に懼る。時に道路傳へ言ふ、「又將に綿龍を割きて節鎮と爲さんとす」と。孟知祥も亦懼る。璋、素より知祥と隙有り、未だ嘗て通問せず。是に至りて、璋、使を遣はして成都に詣り、其子の爲めに知祥の女を娶らんと請ふ。知祥、之を許し、

【五六】 徐知誥、知詢の寧國節を奪うて自ら之を領す。
 【五七】 禮を以て之を取らざるを掠と爲す。
 【五八】 時に王延稟、既に王延鈞と與に其君延翰を弑し、兵強く權重し。建州、又、福州の上流に居り、勢、延鈞を陵ぐ。故に復た命を延鈞に稟けずして、専ら洛陽に達す。
 【五九】 治。治所なり。

國譯資治通鑑卷二百七十六
力を併せて以て朝廷を拒がんと謀る。

卷の第二百七十七

後唐紀六

明宗聖德和武欽孝皇帝中の下

(一) 長興元年、春正月、董璋、兵を遣はし、七寨を劔門に築かしむ。辛巳、孟知祥、趙季良を遣は

し、梓州に如きて好を修めしむ。
鴻臚少卿郭在微、奏し、當五千・三千・一千の
大錢を鑄んと請ふ。朝廷、其の虚を指して實と
爲し、識無く妄言するを以て、衛尉少卿同正に
左遷す。

吳、平原王澈を徙して、德化王と爲す。
二月乙未朔、趙季良、成都に還り、孟知祥に
謂つて曰はく、『董公は貪殘にして勝を好み、志大にして謀短し。終に西川の患を爲さん』と。

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興元年

【一】長興元年。是年二月方めて改元す。西紀九三〇年。
 【二】是より先、董璋、東川に在り、孟知祥と鎮を鄰し、而して未だ嘗て通問せず。天成三年、兩鎮、鹽利を争ふに因りて違言有り。去年、璋、使を遣はして昏を知祥に求む。今、知祥、報使を遣はして好むを修む。兩つながら嫌怨を釋す。
 【三】同正。唐の官の所謂員外置同正員なり。
 【四】江州德化縣は、今の江西省萍陽道九江縣。



都指揮使李仁罕、張業、宴を置きて知祥を召さんと欲す。先だつこと二日、尼有り、『二將、宴日を以て知祥を害せんと謀る』と告ぐ。知祥、之を詰るに、【五】 狀無し。丁酉、始めて言ふ者軍校都延昌・玉行本を推し、之を腰斬す。戊戌、宴に就き、盡く左右を去り、獨り仁罕の第に詣る。仁罕、叩頭し流涕して曰はく、『老兵、惟だ死を盡して以て徳に報いん』と。是に由りて、諸將皆親附して之に服す。

壬子、孟知祥・董璋、同じく上表して言ふ、『兩川、朝廷の、【六】 閬中に於て節を建て、綿遂に兵を益すを聞き、憂恐せざるは無し』と。上、詔書を以て之を慰諭す。

乙卯、上、圓丘に祀り、大赦し、【七】 改元す。鳳翔節度使兼中書令李從暉、入朝し祀に陪す。三月壬申、制して、【八】 從暉を徙して宣武節度使と爲す。

癸酉、吳主、江都王璉を立てて太子と爲す。

丙子、宣徽使朱弘昭を以て鳳翔節度使と爲す。

康福奏す、『保靜鎮に克ち、李匡賓を斬る』と。

復た、安義を以て昭義軍と爲す。

帝、將に曹淑妃を立てて后と爲さんとす。淑妃、王徳妃に謂つて曰はく、『吾、素より【九】 中煩を病

【五】 害せんと謀るの狀無し。
【六】 閬中に節を建て、保寧軍を閬州に置くをいふ。
【七】 綿遂に兵を益す。武慶裕、綿州に刺たり、夏魯奇、遂州に帥たり、皆、兵を益して之に成す。竝に前卷前年に見ゆ。
【八】 長興と改元す。
【九】 天成元年、李從暉、再び鳳翔に鎮す。是に至りて鎮を徙す。
【一〇】 李匡賓、保靜鎮に據ること、前卷前年に見ゆ。
【一一】 梁の均王龍徳二年、晉王、昭義軍を改めて安義軍と曰ふこと、二百七十一卷に見ゆ。
【一二】 中煩。胸中の煩熱するをいふ。

み、接對に倦む。妹、我に代りて之と爲れ』と。徳妃曰はく、『中宮は至尊に敵偶す。誰か敢て之を干さん』と。庚寅、淑妃を立てて皇后と爲す。徳妃、后に事へて恭謹なり。后も亦之を憐む。初め王徳妃、安重誨に因りて、進むを得、常に之を徳とす。帝、性儉約なり。位に在ること久しきに及び、宮中の用度稍侈る。重誨毎に規諫す。妃、外庫の錦を

取り、地衣を造る。重誨、切諫し、【一三】 劉后を引きて戒と爲す。妃、是に由りて之を怨む。

高從誨、使を遣はし、表を奉じて吳に詣らしめ、告ぐるに、【一四】 『墳墓、中國に在り、唐の討つ所と爲らんことを恐る』といふを以てす。吳の兵、之を援くれども及ばず。【一五】 之を謝絶す。吳、兵を遣はして之を撃つ。克たず。

董璋、【一六】 綿州の刺史武慶裕が其の爲す所を窺はんことを恐れ、夏四月甲午朔、【一七】 表して行軍司馬を兼ねしめ、之を府廷に囚ふ。

宣武節度使、【一八】 苻習、自ら、宿將なるを恃み、論議多く安重誨に抗す。重誨、其過失を求めて之を奏す。丁酉、習に詔して、太子太師を以て致仕せしむ。戊戌、孟知祥に兼中書令を、夏魯奇に同平章事を加ふ。

【一三】 莊宗の劉皇后を謂ふ。
【一四】 高季興は陝州破石の人なり、故に然云ふ。
【一五】 高季興が吳に附かんと謂へること、二百七十五卷天成二年に見ゆ。
【一六】 綿州より東南のかた梓州に至るまで一百三十七里、其の逼近するを以て、故に窺はれんことを恐る。
【一七】 兼行軍司馬を以て之を誘うて梓州に至らしめて之を囚ふ。府廷は東川府廷なり。
【一八】 苻習は、本、成徳の將、莊宗に従つて河上に戦ふ、故に自ら恃みて宿將と爲す。

初め(二)帝、眞定に在るや、李從珂、安重誨と、酒を飲みて言を争ひ、從珂、重誨を毆つ。重誨走りて免る。既に醒めて悔い謝す。重誨終に之を衒む。是に至りて重誨、事を用ひ、皇子從榮・從厚より、皆敬事すること暇あらず。時に從珂、河中節度使・同平章事たり。重誨屢之を帝に短る。帝、聽かず。重誨乃ち矯むるに帝の命を以てし、(三)河東牙内指揮使楊彦溫に諭し、之を逐はしむ。(四)是日、從珂、城を出でて馬を閱す。彦溫、兵を勒し、門を閉ぢて之を拒ぐ。從珂、人をして門を叩きて之を詰りて曰はしむ、「吾、汝を待つこと厚し。何爲れぞ是の如くなる」と。對へて曰はく、「彦溫敢て恩に負くに非ず、(五)樞密院の宣を受くるのみ。請ふ公、入朝せよ」と。從珂、(六)虞郷に止まり、使を遣はし、狀を以て聞す。使者至る。壬寅、帝、重誨に問うて曰はく、「彦溫安んぞ(七)此言を得る」と。對へて曰はく、「此れ姦人の妄言なるのみ。宜しく速かに之を討つべし」と。帝、之を疑ひ、彦溫を誘致して其事を訊はんと欲し、彦溫を絳州の刺史に除す。重誨固く、兵を發して之を撃たんと請ひ、乃ち西都留守索自通・歩軍都指揮使藥彦稠に命じ、兵を將ゐて之を討たしむ。帝、彦稠に令す、「必ず彦溫を生致せよ。吾、面のあたり之に訊はんと欲す」と。從珂を召して洛陽に詣らしむ。從珂、重誨の構ふる所と爲るを知り、馳せ入りて自ら明かにす。

- 【一九】 莊宗同光二年、帝、眞定に鎮す。
- 【二〇】 河東。當に河中に作るべし。
- 【二一】 上の戊戌を承く、故に是日と曰ふ。
- 【二二】 樞密院は宣を用ひ、三省は堂帖を用ふ。
- 【二三】 虞郷縣は河中府の東六十里に在り。
- 【二四】 樞密院の宣を受くと言ふを謂ふ。

安重誨に兼中書令を加ふ。

李從珂、洛陽に至る。上、之を責め、(一)第に歸らしめ、朝請を絶つ。辛亥、索自通等、河中を抜き、楊彦溫を斬る。癸丑、首を傳へて來り獻す。上、藥彦稠が(二)生致せざるを怒り、深く之を責む。安重誨、馮道・趙鳳に諷し、「從珂、守を失へり。宜しく罪を加ふべし」と奏せしむ。上曰はく、「吾が兒、姦黨の傾くる所と爲り、未だ曲直を明かにせず。公が輩何爲れぞ此言を發する。意ふに之を人間に置くを欲せざるか。此れ皆(三)公が輩の意に非ざるなり」と。二人、惶恐して退く。它日、趙鳳又之を言ふ。上、應へず。明日、重誨自ら之を言ふ。上曰はく、「朕、昔小校と爲り、家貧しきとき、此小兒が馬糞を拾うて自ら贍らすに頼り、以て今日に至れり。天子と爲りて、曾ち之を庇ふ能はざるか。(四)卿、如何に之を處せんと欲して、卿に於て便と爲すか」と。重誨曰はく、「陛下の父子の間、臣何ぞ敢て言はん、惟だ陛下、之を裁せよ」と。上曰はく、「私第に閑居せしむるも亦可なり。何ぞ復た言ふを用ひん」と。丙辰、索自通を以て河中節度使と爲す。自通、鎮に至り、重誨の指を承け、軍府の甲仗の數を籍して之を上り、以て從珂の私造と爲す。王德妃が中に居りて保護するに頼り、從珂、是に由りて、免るを得たり。士大夫、敢て從珂と往來せず。惟だ禮部郎中史館修撰呂琦、居相近く、時に往きて之を

- 【二五】 清化里の第に歸る。
- 【二六】 安重誨の旨を承け、楊彦溫を斬りて以て口を滅す。
- 【二七】 楊彦溫を生致せざるを謂ふ。
- 【二八】 公輩の意云云。二人、安重誨の使ふ所と爲るをいふ。
- 【二九】 上、亦、此語を以て安重誨を激す。

見る。從珂、奏請する有る毎に、皆琦に咨うて後行ふ。

戊午、帝、尊號を加へて、聖明神武文德恭孝皇帝と曰ふ。

安重誨言はく、『昭義節度使王建立、魏州を過ぎ、衆を揺かすの語有り』と。五月丙寅、制して、太傅を以て致仕せしむ。

董璋、民兵を閩集し、皆、髮を剪り面に黥し、復た劔門の北に於て永定關を置き、烽火を布列す。

孟知祥、累に表し、『雲安等十三鹽監を割きて西川に隸し、鹽直を以て

寧江の屯兵を贍らさんと請ふ。辛卯、之を許す。

六月癸巳朔、日、之を食する有り。

辛亥、敕す、『防禦團練使・刺史・行軍司馬・節度副使、今より、皆、朝廷、

之を除し、諸道、奏薦するを得る無し』と。

董璋、兵を遣はし、遂閩の鎮戍を掠む。秋七月戊辰、兩川、朝廷繼ぎて、

兵を遣はして遂閩に屯せしむるを以て、復た論奏有り。是より、東北の商

旅、敢て蜀に入るもの少し。

八月乙未、捧聖軍使李行徳の十將張儉、告密の人邊彦温を引き、

八月乙未、捧聖軍使李行徳の十將張儉、告密の人邊彦温を引き、

【三〇】胡三省曰はく、從珂、閑に居るときは、奏請するに、

呂琦に咨りて後行ふ。其の位に在るに及びて、能く琦を厚くして、而も琦を用ふる能はざるは何ぞやと。

【三一】安重誨・王建立、交々、惡しきこと前卷天成三年に見ゆ。

【三二】雲安縣は、漢の巴郡朐腮縣の地、唐には夔州に屬す。後改めて雲安監と爲す。今の四川省東川道雲陽縣。又、夔州の大昌縣・萬州の南浦縣・瀘陽監に、皆、鹽官あり、寧江軍の巡屬に隸す。而して謂はゆる十三監は未だ盡く何の所に在るかを知らず。

【三三】周の應順元年、龍武神武四十指揮を改めて、捧聖左右軍と爲す。

【一】安重誨、兵を發し、『自ら淮南を討たんと欲す』と云ひ、又占相者を引きて命を問ふ』と告ぐ。帝、

以て侍衛都指揮使安從進・藥彥稠に問ふ。二人曰はく、『此れ姦人、陛下の

勳舊を離間せんと欲するのみ。』重誨、陛下に事ふること三十年、幸にし

て富貴なり。何を苦しみて反を謀らんや。臣等請ふ、宗族を以て之を保せ

んと。帝乃ち彦温を斬り、重誨を召して之を慰撫す。君臣相泣く。

前の忠武節度使張延朗を以て行工部尚書とし、三司使に充つ。三司使

の名、此より始まる。

吳の徐知誥、海州都指揮使王傳拯が威名有りて士心を得るを以て、團練

使陳宣が罷め歸るに値ふや、知誥、傳拯を以て之に代らせんことを許す。

既にして復た宣を遣りて海州に還らしめ、傳拯を徵して江都に還らしむ。

傳拯怒り、以爲へらく宣之を毀ると。己亥、麾下を帥ゐ、入りて宣を辭し、

因つて宣を斬り、城郭を焚掠し、其衆五千を帥ゐて來奔す。知誥曰はく、

『是れ吾の過なり』と。其妻子を免す。漣水制置使王巖、兵を將ゐて海

州に入る。巖を以て威衛大將軍と爲し、海州に知たらしむ。傳拯は

の子なり。其季父輿、光州の刺史たり。傳拯、間使を遣はし、書を持して光州に至らしむ。輿、之を

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興元年

【二】天成二年、安重誨嘗て吳を伐つの議有り、遂に是を以て誣告す。

【三】梁の均王貞明二年、帝始めて安國節度と爲り、安重誨を以て中門使と爲す。是に至りて纔に十六年。蓋し帝と從誨と皆應州の人、其の相從ふこと久し。

【四】蓋し此時、安重誨の跡已に危きなり。

【五】宋の熙寧より以前、三司使は、位、執政に亞ぎ、専ら國計を制し、權任重し。

【六】漣水より海州に至るまで一百八十里。

【七】吳、先に王綰を以て海州に知たらしむ。楊隆演が國を建つるや、鎮東大將軍を加ふ。

執へて以て聞し、因つて(四〇)罷め歸らんことを求む。知詰、輿を以て控鶴都虞候と爲す。時に政、徐氏に在り、兵を典り宿衛する者、尤も其人を難んず。知詰、輿が重厚慎密なるを以て、故に之を用ふ。

壬寅、趙鳳奏す、「竊に聞く、近ごろ姦人有り、大臣を誣陷し、國の柱石を搖かすと。(四一)之を行ふこと未だ盡さず」と。帝乃ち李行徳・張儉を收め、皆之を族す。

皇子從榮を立てて秦王と爲す。丙辰、從厚を立てて宋王と爲す。

董璋の子光業、宮苑使と爲り、洛陽に在り。璋、書を與へて曰はく、「朝廷、(四二)吾が支郡を割きて節鎮と爲し、兵三千を屯す。是れ我を殺さんこと必せり。汝、(四三)樞要を見て、吾が爲めに言へ、「如し朝廷更に一騎を發して斜谷に入らば、吾必ず反せん」と。汝と訣せん」と。光業、書を以て樞密承旨李虔微に示す。未だ幾くならずして、朝廷、又、別將苟威父を遣はし、兵を將ゐて閬州に戍せしむ。光業、虔微に謂つて曰はく、「此兵未だ至らざるに、吾が父必ず反せん。吾、(四四)敢て自愛せず、朝廷の調發を煩はさんことを恐る。願はくは此兵を止めよ。吾が父は、它無きを保す」と。虔微、以て安重誨に告ぐ。重誨、從はず。璋、之を聞きて遂に反す。利・閔・遂の三鎮、以て聞し、且つ言ふ、「已に兵を聚め、將に(四五)三鎮を攻めんとす」と。重誨曰はく、「臣久しく其の此の如くならんことを知る。陛下、(四六)含容して討たざるのみ」と。帝曰はく、「我は人に負かず。人、我に負かば則ち之を討たん」と。

九月癸亥、(四七)西川進奏官蘇愿、孟知祥に白して云はく、「朝廷、大に兵を發して兩川を討たんと欲す」と。知祥、副使趙季良に謀ふ。季良請ふ、「東川の兵を以て、先づ遂閬を取り、然る後兵を併せて劍門を守らん。則ち大軍、來ると雖も、(四八)吾、内顧の憂無からん」と。知祥、之に従ふ。使を遣はして董璋に約し、同じく兵を擧ぐ。璋、檄を利・閔・遂の三鎮に移し、其の朝廷を離間するを數め、兵を引きて(四九)閬州を撃つ。庚午、知祥、都指揮使李仁罕を以て行營都部署と爲し、漢州の刺史趙廷隱を之に副とし、簡州の刺史張業を先鋒指揮使と爲し、兵三萬を將ゐて、(五〇)遂州を攻めしめ、別將牙内都指揮使侯弘實・先鋒指揮使孟思恭をして、兵四千を將ゐ、璋に會して閬州を攻めしむ。

安重誨、久しく大權を専らにす。中外、之を惡む者衆し。王德妃及び武德使孟漢瓊、浸く事を用ひ、數、重誨を上短る。重誨内憂へ懼れ、機務を解かんと表す。上曰はく、「朕、卿に問無し。(五一)誣罔會して閬州を攻めしむ。」

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興元年

【四〇】 兄の子外に叛き、身は邊郡に居り、心迹危疑す、故に罷め歸らんことを求む。
【四一】 之を行ふ云云。未だ盡く誅を行はざるをいふ。
【四二】 夏魯奇、遂州に鎮し、李仁矩、閬州に鎮し、又、綿龍を割かんと傳ふるを謂ふ。
【四三】 樞要とは兩樞密を謂ふ。董璋の意、専ら安重誨を指す。
【四四】 敢て其死を愛まざるを言ふ。
【四五】 必ず兵を用ひんことを恐る。

【四六】 三鎮。利帥は李彦琦、閔帥は李仁矩、遂州は夏魯奇。
【四七】 進奏官は京師に在り、故に其事を以て其主帥に白す。
【四八】 兩川、心を同じくし力を協せて險を守らば、西川、内顧の憂無からん。
【四九】 梓州より東北のかた閬州に至るまで三百九里。
【五〇】 遂州より北のかた梓州に至るまで二百里。
【五一】 李行徳・張儉を謂ふ。

する者は、朕既に之を誅せり。卿何爲れぞ爾」と。甲戌、重誨復た面のあたり奏して曰はく、「臣、寒賤を以て、位を致すこと此に至り、忽ち人に誣ふるに反を以てせらる。陛下の至明に非ずんば、臣、種無からん。臣が才薄く任重きに由り、恐らくは終に浮言を鎮むる能はざらん。願はくは一鎮を賜はり、以て餘生を全くせん」と。上、許さず。重誨、之を求めて已まず。上怒りて曰はく、「卿が去るを聽す。朕、人無きを患へず」と。前の成徳節度使范延光、上に重誨を留めんことを勧め、且つ曰はく、「重誨去らば、誰か能く之に代らん」と。上曰はく、「卿豈に不可ならんや」と。延光曰はく、「臣、驅策を受くること日淺く、且つ才、重誨に逮ばず。何ぞ敢て此に當らん」と。上、孟漢瓊を遣はし、中書に詣り、重誨の事を議せしむ。馮道曰はく、「諸公果して安令を愛せば、宜しく其樞務を解くを便と爲すべし」と。趙鳳曰はく、「公、言を失せり」と。乃ち「大臣は輕しく動かす可からず」と奏す。

【五二】安令。時に安重誨、兼中書令たり、故に之を稱す。
【五三】馮道、背て此言を發す、蓋し之を知るなり。

東川の兵、閬州に至る。諸將皆曰はく、「董璋久しく反謀を蓄へ、金帛を以て其士卒に啗はせ、銳氣、當る可からず。宜しく溝を深くし壘を高くし以て之を挫くべし。旬日を過ぎずして、大軍至らば、賊自ら走らん」と。李仁矩曰はく、「蜀の兵は懦弱なり。安んぞ能く我が精卒に當らん」と。遂に出で戦ふ。兵未だ交へざるに潰え歸る。董璋、晝夜、之を攻む。庚辰、城陷る。仁矩を殺し、其族を滅ぼす。初め璋、梁の將と爲るや、指揮使姚洪、嘗て麾下に隸す。是に至りて、兵千人を將りて閬州に戌す。璋、密に書を以て之を誘ふ。洪、諸を厠に投ず。城陷るや、璋、洪を執へて之を讓めて曰はく、「吾、行間より汝を獎拔せり。今日何ぞ相負くや」と。洪曰はく、「老賊、汝昔李氏の奴と爲り、馬糞を掃ふ。糞爰を得れば、恩を感ずること窮り無かりき。今、天子、汝を用ひて節度使と爲す。何をか汝に負きて而して反するや。汝猶ほ天子に負く。吾、汝の何の恩を受けたれば、相負くと云ふや。汝は奴材にして固より恥無し。吾は義士なり、豈に汝の爲す所を爲すに忍びんや。吾寧ろ天子の爲めに死すとも、人奴と並び生くる能はず」と。璋怒り、鏝を前に然き、壯士十人をして、其の肉を割き、自らの之を啗はしむ。洪、死に至るまで、罵りて聲を絶たす。帝、洪の二子を近衛に置き、厚く其家に給す。

【五四】董璋、先に汴の富人李讓の家僮たり。
【五五】鏝。鼎の大にして足無きもの。
【五六】割。割くなり。

【五七】胡三省曰はく、孟知祥の兵、已に遂州を攻む。朝廷堂に之を知らざらんや。猶ほ之を懷輯して以て董璋の交を離さんと欲するのみ。唇亡ぶれば齒寒きこと、已に知祥の胸中に了たり。此策安んぞ施す所あらんやと。

【五八】節度の下に當に使の字有るべし。
【五九】集州。本、漢の宕渠縣、宇文周、集州を置く。隋廢し、唐、復た置く。今の四川省嘉陵道南江縣。

甲申、范延光を以て樞密使と爲す。安重誨は故の如し。丙戌、制を下し、董璋の官爵を削り、兵を興して之を討つ。丁亥、孟知祥を以て西南供饋使を兼ねしめ、天雄節度石敬瑭を以て東川行營都招討使と爲し、夏魯奇を以て之が副と爲す。璋、孟思恭をして兵を分ちて

輕しく進みて敗れ歸る。璋怒り、成都に遣り還す。知祥、其官を免す。戊子、石敬瑭を以て權に東川の事に知たらしむ。庚寅、右武衛上將軍王思同を以て西都留守と爲し、行營馬步都虞候を兼ねしめ、蜀を伐つ前鋒と爲す。

漢主、其將梁克貞・李守鄜を遣はし、交州を攻めしむ。之を拔き、(六〇) 靜海節度使曲承美を執へて以て歸り、其將李進を以て交州を守らしむ。

冬十月癸巳、李仁罕、遂州を圍む。夏魯奇、城に嬰りて固く守る。孟知

祥、都押牙高敬柔に命じ、資州の義軍二萬人を帥る、長城を築きて之を環

らす。魯奇、馬軍都指揮使康文通を遣はして出で戦はしむ。交通、閬州陷る

と聞き、遂に其衆を以て仁罕に降る。戊戌、董璋、兵を引き(六一) 利州に趣

く。雨に遇ひ、糧運、繼がず。閬州に還る。知祥、之を聞き、驚きて曰はく、

「閬中を破る比ほひ、正に徑に利州を取らんと欲す。其帥、武ならず、必

ず風を望みて自ら遁れん。吾、其倉廩を獲、(六二) 漫天の險に據らば、北軍、終に西して武信を救ふ

能はざらん。今、董公、閬州に僻處し、遠く劍閣を棄つるは、計に非ざるなり」と。兵三千を遣はし

て劍閣を助守せんと欲す。璋固辭して曰はく、「此れ已に備有り」と。

錢鏐、(六三) 朝廷の冊閩王使者裴羽が還るに因り、表を附して咎を引く。其子傳瓚及び將佐、屢鏐の

爲めに上表して自ら訴ふ。癸卯、敕して、(六四) 兩浙の綱使の自ら便にするを聽す。宣徽北院使馮質を以て左衛上將軍・北都留守と爲す。

丁未、(六五) 董光業を族誅す。楚王殷、疾に寝ね、使を遣はして闕に詣らし

め、位を其子希聲に傳へんと請ふ。朝廷、殷已

に死せしと疑ひ、辛亥、希聲を以て起復武安節

度使・兼侍中と爲す。

孟知祥、(六六) 故の蜀の鎮江節度使張武を以て峽

路行營招討使と爲し、水軍を將ゐて夔州に

趣かしめ、左飛棹指揮使袁彥超を以て之に副と

す。癸丑、東川の兵、(六七) 徵・合・巴・蓬・果の五州

を陷る。

丙辰、吳の左僕射同平章事、(六八) 嚴可求・卒す。徐知誥、其長子大將軍景通を以て兵部尙書・參政事と

爲す。知誥將に出でて金陵に鎮せんとするが故なり。

漢の將梁克貞、(六九) 占城に入り、其寶貨を取りて以て歸る。

【六〇】 兩浙の綱使を繫治するこ

と前卷前年に見ゆ。

【六一】 光業の父董璋が反するを以てなり。

【六二】 前蜀、鎮江軍を夔州に置き、張武は其舊帥なり。

【六三】 徽州は未だ詳かならず。合州は遂州の東二百二十里に在り。果州は遂州の東南一百八十里に在り。巴州は閬州の東二百四十五里に在り。蓬州は果州の東北一百八十五里に在り。徽州は必ず遂合果三州

の間に在るべし。

【六四】 胡三省曰はく、嚴可求は徐氏に忠なる者なり。徐温既に卒し、可求、吳に相たり。坐ながら徐知誥の廢せらるるを視、一計を出す能はざるは、權ここに在らざるが故なりと。

【六五】 占城國は西南海上に在り。其地、方千里。東は海に至り、西は雲南に至り、南は真臘に鄰し、北は驩州に抵る。今の安南の南部の地。

十一月戊辰、張武、(七)涪州に至る。刺史張環、之に降る。遂に瀘州を取る。先鋒の將朱偃を遣はし、兵を分ちて、(七)黔涪に趣かしむ。

己巳、(七)楚王殷卒す。諸子に遺命し、兄弟相繼がしめ、劍を祠堂に寘きて曰はく、「吾が命に違ふ者は之を戮せよ」と。諸將議し、兵を遣はして四境を守らしめ、然る後喪を發せんとす。兵部侍郎黃損曰はく、「(七)吾君を喪へども君有り。何の備ふることか之れ有らん。宜しく使を遣はし、(七)鄰道に詣りて終を告げ、嗣と稱すべきのみ」と。

石敬瑭、散關に入る。階州の刺史王弘贇、瀘州の刺史馮暉、前鋒馬步都虞候王思同、步軍都指揮使趙在禮と與に、兵を引きて人頭山後に出で、劍門の南を過ぎ、還りて劍門を襲うて之に克ち、東川の兵三千人を殺し、都指揮使齊彥溫を獲、據りて之を守る。暉は魏州の人なり。甲戌、弘贇等、劍州を破る。而るに大軍、繼がす。乃ち其廬舎を焚き、其資糧を取り、還りて(七)劍門を保つ。乙亥、詔して、孟知祥の官爵を削る。己卯、董璋、使を遣はし、成都に至りて急を告げしむ。知祥、劍門守を失へるを聞き、大に懼れて曰はく、「董公果して我を誤れり」と。庚辰、牙内都指揮使李肇を遣はし、兵五千を將ゐて之に赴かしめ、之を戒めて曰はく、「爾、道を倍し兼行し、先づ劍州に據れ。

【七二】 渝瀘の二州相去ること七百餘里。

【七三】 涪州より西のかた涪州に至るまで三百四十里。東南のかた黔州に至るまで四百九十里。

【七四】 楚王殷、時に年七十九。

【七五】 左傳の語を用ふ。

【七六】 劍州より東北のかた劍門に至るまで五十五里。

【七七】 時に趙延隱、李仁罕と與

北軍は能く爲す無きなり」と。又、使を遣はして遂州に詣らしめ、(七)趙廷隱をして、萬人を將ゐ、會して劍州に屯せしむ。又、故の蜀の永平節度使李筠を遣はし、兵四千を將ゐて龍州に趣き、(七)要害を守らしむ。時に天寒く、士卒恐懼し、觀望して進まず。廷隱、流涕して之を諭して曰はく、「今、北軍の勢盛なり。汝が曹、力戦して敵を却けずんば、則ち妻子、皆人の有と爲らん」と。衆心乃ち奮ふ。董璋、閬州より、兩川の兵を將ゐて、木馬寨に屯す。是より先、西川の牙内指揮使太谷の龐福誠、昭信指揮使謝鏗、(七)來蘇村に屯す。劍門守を失へるを聞き、相謂つて曰はく、「北軍をして更に劍州を得しめば、則ち二蜀の勢危からん」と。遽に部兵千餘人を引き、間道より劍州に趣く。始めて至るや、官軍萬餘人、北山より大に下る。會、日暮る。二人謀りて曰はく、「衆寡、敵せず。明くるに逮ばば、則ち吾が屬、遺る無からん」と。福誠、夜、兵數百を引き、北山に升起、大に官軍の營後に謀ぐ。鏗、餘衆を帥ゐ、短兵を操り、其前より急に之を撃つ。

【七九】 唐の兵が鄧艾の故道に由りて蜀に入るを防ぐなり。孟知祥、患を慮ること固し。

【八〇】 木馬寨、閬州の西北、劍州の東南に在り。

【八一】 九域志に、遂州儀隴縣(今、四川省嘉陵道)に來蘇鎮有り。

官軍大に驚き、營を空しくして遁れ去り、復た劍門を保ち、十餘日、出でず。孟知祥、之を聞き、喜びて曰はく、「吾始め謂へらく、弘贇等、劍門に克ち、徑に劍州に據り、堅く其城を守らん。或は兵を引きて直に梓州に趣かば、董公必ず閬州を棄てて奔り還らん。我が軍、援を失ひ、亦須く遂州の

圍を解くべし。此の如くならば則ち内外、敵を受け、兩川震動せん。勢、憂危す可しと。今乃ち劍州の運糧を焚毀し、東して劍門に歸り、兵を頼めて進まず。(六)吾が事濟らん」と。官軍、道を分ちて文州に趣き、將に龍州を襲はんとし、西川の定遠指揮使潘福超・義勝都頭太原の沙延祥の敗る所と爲る。甲申、張武、渝州に卒す。知祥、袁彦超に命じ、代りて其兵を將るしむ。朱僱、將に涪州に至らんとす。武泰節度使楊漢賓、黔南を棄て、(七)忠州に奔る。僱追うて、(八)豐都に至り、還りて涪州を取る。知祥、成都支使崔善を以て權武泰留後とす。董璋、前の陵州の刺史王暉を遣はし、兵三千を將り、李肇等に會し、分ちて劍州の南山に屯せしむ。丙戌、馬希聲、位を襲ぎ、遺命と稱し、(九)建國の制を去り、藩鎮の舊に復す。

(一〇)契丹の東丹王突欲、自ら職を失へるを以て、部曲四十人を帥り、海を越え、(一一)登州より來奔す。

十二月壬辰、石敬瑭、劍門に至る。乙未、進みて劍州の北山に屯す。趙廷隱、牙城の後山に陳し、李肇・王暉、(一二)河橋に陳す。敬瑭、歩兵を引き、

【八〇】 胡三省曰はく、孟知祥、兵勢の小しく寛なるを喜び、自ら其の敵を料るの方略を言ふ。此れ棊工の、棊を説くが如しと。

【八一】 文州の界青塘嶺より龍州に至るまで一百五十里。

【八二】 黔州より北のかた忠州に至るまで三百七十九里。

【八三】 豐都、漢の巴郡枳縣の地。今、四川省東川道酆都縣。

【八四】 忠州酆都縣より西のかた涪州に至るまで百里ばかり。

【八五】 楚王、國を建つること、前卷天成二年に見ゆ。

【八六】 突欲が立つを得ざること、二百七十五卷天成元年に見ゆ。

【八七】 登州より東北のかた海に至るまで五里。

【八八】 河橋は恐らくは當に石橋に作るべからん。

進みて廷隱を撃つ。廷隱、善く射る者五百人を擇び、敬瑭の歸路に伏し、甲を按じて之を待たしむ。矛稍、相及ばんと欲す。乃ち旗を揚げ鼓譟して之を撃つ。北軍退き走り、顛墜して山を下る。俘斬百餘人。敬瑭、又、騎兵をして河橋を衝かしむ。李肇、彊弩を以て之を射る。騎兵、進む能はず。薄暮、敬瑭引き去る。廷隱、兵を引きて之を躡み、伏兵と與に合撃して之を敗る。敬瑭還りて劍門に屯す。

癸卯、夔州・奏す、「復た(一三)開州を取る」と。

庚戌、武安節度使馬希聲を以て武安・靜江節度使と爲し、兼中書令を加ふ。

石敬瑭、蜀を征して未だ功有らず。使者、軍前より來り、多く言ふ、「道險狹にして、兵を進むること甚だ難し。關右の人、轉餉に疲れ、往往、山谷に竄匿し、聚まりて盜賊を爲す」と。上、之を憂ふ。壬子、近臣に謂つて曰はく、「誰か能く吾が事を辦せん者ぞ。吾當に自ら行くべきのみ」と。

安重誨曰はく、「臣、職、機密を忝くす。軍威、振はざるは、臣の罪なり。臣請ふ自ら往きて戰を督せん」と。上、之を許す。重誨即ち拜辭す。癸丑、遂に行く。日に馳すること數百里。(一四)西方の藩鎮、之を聞き、惶駭せざるもの無し。錢帛芻糧、晝夜輦運し、利州に赴く。人畜、山谷に斃踏する者、勝げて紀す可からず。時に上已に重誨を疎んず。石敬瑭、本、西征を欲せず。重誨が上の側を離るるに及び、乃ち敢て累表して奏論し、以爲へらく蜀は伐つ可からずと。上

【八九】 開州。漢の巴郡胸臆縣の地。唐の武徳の初、開州を置く。時に蓋し蜀の兵の陷るる所と爲る。而して復た之を取るなり。今の四川省東川道開縣。

【九〇】 陝州の保義軍、華州の鎮國軍、同州の匡國軍、耀州の順義軍、鳳翔、山南西道は、皆、西方の藩鎮なり。

頗る之を然りとす。

西川の兵、先に夔州に戍する者、千五百人、上悉く縦ち歸らしむ。

二年、春正月壬戌、孟知祥、(一)奉表して謝す。

庚午、李仁罕、遂州を陥る。夏魯奇・自殺す。

癸酉、石敬瑭復た兵を引き、劍州に至り、北山に屯す。孟知祥、夏魯奇

の首を梟し、以て之に示す。魯奇の二子、敬瑭に従つて軍中に在り、泣き

て請ふ、『往きて其首を取りて之を葬らん』と。敬瑭曰はく、『知祥は長者

なり。必ず而の父を葬らん。(三)豈に身首處を異にするに愈らすや』と。既

にして、知祥果して之を收葬す。敬瑭、趙廷隱と戦ひ、利あらず。復た劍

門に還る。

丙戌、高從誨に兼中書令を加ふ。

東川、(二)合州を武信軍に歸す。

初め鳳翔節度使朱弘昭、安重誨に諂事し、連に大鎮を得たり。重誨、鳳翔を過ぐるや、弘昭迎へて馬首に拜し、府舎に館し、延きて寢室に入れ、妻子・羅拜し、酒食を奉進し、禮甚だ謹む。重誨、弘昭

- 【一】 戍兵を遣り還せるを表謝するなり。遂劍の兵は未だ嘗て解けざるなり。
- 【二】 知祥若し之を收葬せば、身首猶ほ一處に合せん。若し其首を取りて葬らば、身は敵中に在り、必ず處を異にするなり。
- 【三】 合州は、本、武信の巡屬なり。東川、先に合州を取る。今、西川、遂州を取る、故に之を武信に歸す。

の爲めに泣きて言ふ、(四)『讒人・交構し、幾ど免れざらんとせり。主上の明察なるに頼り、宗族を保つ

を得たり』と。重誨既に去るや、弘昭即ち奏す、『重誨・怨望し、惡言有り。行營に至らしむ可から

ず。恐らくは石敬瑭の兵柄を奪はん』と。又、敬瑭に書を遣りて言ふ、『重誨の擧措、孟浪なり。若し

軍前に至らば、恐らくは將士疑ひ駭き、戦はずして自ら潰えん。宜しく逆め之を止むべし』と。敬瑭

大に懼れ、即ち上言す、『重誨至らば、恐らくは人情、變有らん。宜しく急

に徴し還すべし』と。宣徽使孟漢瓊、西方より還り、亦、重誨の過惡を言

ふ。詔有り、重誨を召して還らしむ。

二月己丑朔、石敬瑭、遂・閬既に陥り、糧運の繼がざるを以て、營を燒き

て北に歸る。(五)軍前、以て孟知祥に告ぐ。知祥、其書を匿し、趙季良に謂

つて曰はく、『北軍漸く進む。奈何せん』と。季良曰はく、『綿州を過ぎず

して、必ず遁れん』と。知祥、其故を問ふ。曰はく、『我は逸し彼は勞す。

(六)彼、懸軍千里にして、糧盡く。能く遁るる無からんや』と。知祥大に笑ひ、書を以て之に示す。

安重誨、三泉に至り、詔を得て亟かに歸り、鳳翔を過ぐ。朱弘昭、内れず。重誨懼れ、騎を馳せ

て東す。

兩川の兵、石敬瑭を追うて、利州に至る。壬辰、昭武節度使李彥琦、城を棄てて走る。甲午、兩川

- 【四】 讒人。李行德・張儉等を謂ふ。事、前年に見ゆ。
- 【五】 孟浪。張大にして拘束無きを言ふ。
- 【六】 軍前。趙廷隱・李肇の軍を謂ふ。
- 【七】 懸軍、險を涉り、糧道、繼がず、敵人の窺ふ所と爲る。
- 【八】 劍州より北のかた利州に至るまで二百三十里。

の兵、利州に入る。(五)孟知祥、趙廷隱を以て昭武留後と爲す。廷隱、使を遣はし、密に知祥に言つて曰はく、『董璋は詐多し。與に憂を同じくす可く、與に樂を共にす可からず。它日必ず公の患を爲さん。其の劔州に至り軍を勞ふに因り、請ふ之を圖らん。兩川の衆を并せなば、以て志を天下に得可からん』と。(六)知祥、許さず。璋、廷隱の營に入り、留宿して去る。廷隱、歎じて曰はく、『吾が謀に従はず、禍難未だ已まじ』と。

庚子、孟知祥、(二)武信留後李仁罕を以て、峽路行營招討使と爲し、水軍を將ゐて東して地を略せしむ。

辛丑、樞密使兼中書令安重誨を以て、(三)護國節度使と爲す。(四)趙鳳、上に言つて曰はく、『重誨は陛下の家臣なり。其心、終に主に叛かず。但だ周防する能はざるを以て、人の讒する所と爲る。陛下、其心を察せず。死すること日無からん』と。上、以て朋黨と爲し、悦ばず。

乙巳、趙廷隱、李肇、劔州より引き還り、兵五千を留めて利州に戍せしむ。丙午、董璋も亦東川に還

り、兵三千を留めて、果・閬に戍せしむ。

丁巳、李仁罕、忠州を陷る。

吳の徐知誥、中書侍郎、(五)内樞密使宋齊丘を以て相と爲さんと欲す。齊丘、自ら、資望素淺きを以て、退讓を以て高きを爲さんと欲し、(六)洪州に謁歸し、父を葬り、因つて九華山に入り、應天寺に止まり、啓して隱居を求む。吳主、詔を下して之を徵す。知誥も亦書を以て之を招く。

皆、至らず。知誥、其子景通を遣はし、自ら山に入りて敦く諭さしむ。(七)齊丘始めて朝に還る。右僕射致仕に除す。更めて應天寺を命けて徵賢寺と曰ふ。

三月己未朔、李仁罕、(八)萬州を陷れ、庚申、雲安監を陷る。

辛酉、契丹の東丹王突欲に姓を東丹・名を慕華と賜ひ、以て懷化節度使、瑞慎等州觀察使と爲す。其部曲及び、先に俘にする所の契丹の將、惕隱等、皆、姓名を賜ふ。惕隱は、姓は狄、名は懷忠。

【九】孟知祥、遂に、漫天の險に據るを得ること、其宿規の如し。
 【一〇】胡三省曰はく、趙廷隱が能く石敬瑭を犯せる所以は、險に依りて戰へばなり。平原易地は、烏んぞ能く北兵に當らん。たとひ董璋を殺して兩川の衆を并すとも、亦、志を天下に得る能はじ。孟知祥が許さざるは、蓋し己を審かにし彼を量ればなりと。
 【一一】孟知祥、遂に二鎮を得、以て其將に與ふ。故に李仁罕、趙廷隱、各、其力を竭す。
 【一二】安重誨還りて未だ京師に至らざるに、河中に險せらる。其の入朝するを容れざるなり。
 【一三】胡三省曰はく、趙鳳が前後言ふ所を考ふるに、誠に、安重誨に黨するの心あり。明宗已に累りに其情を見る。而して趙鳳、之を言ふこと已ます。乃ち其死を速かにする所以なりと。

【一四】果・閬。二州の名。
 【一五】内樞密使即ち内樞密使の職。
 【一六】宋齊丘は、本、洪州の進士なり。
 【一七】九華山。池州の青陽縣(今、安徽省蕪湖道)の界に在り、本、九子山と名づく。李白、九峯、蓮花の如きを以て、改めて九華山と爲す。
 【一八】胡三省曰はく、宋齊丘の晩年の心迹を究観すれば、始焉の爲す所の者は皆偽なりと。
 【一九】萬州は忠州の東北二百八十六里に在り。雲安軍、又、萬州の東北二百五十七里に在り。監、又、軍の東北三十里に在り。其地、鹽を産す。故に監を置く。
 【二〇】時に懷化軍を慎州に置く。瑞州は遠來の一縣を領し、慎州は遠來の一縣を領す。蓋し皆、後唐の置く所なり。本、遼東の地なり。
 【二一】惕隱を擒にすること前卷天成三年に見ゆ。

李仁罕、夔州に至る。寧江節度使安崇阮、鎮を棄て、楊漢賓と與に、均房より逃れ歸る。壬戌、仁罕、(三)夔州を陥る。

帝既に安重誨の樞務を解き、乃ち李從珂を召し、泣きて謂つて曰はく、(三)「重誨の意の如くんば、汝安んぞ復た吾を見るを得ん」と。丙寅、從珂を以て左衛大將軍と爲す。

壬申、横海節度使同平章事孔循卒す。

乙酉、復た錢鏐を以て天下兵馬都元帥・尙父・吳越國王と爲す。監門上將軍張錢を遣はし、往きて旨を諭すに、曩日の致仕は安重誨が制を矯むるなるを以てす。

丁亥、太常卿李愚を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

夏四月辛卯、(四)王德妃を以て淑妃と爲す。

閩の奉國節度使兼中書令王延稟、閩王延鈞疾有りて聞き、次子繼昇を以て建州留後に知たらしめ、建州の刺史繼雄を帥る、水軍を將ゐて福州を襲ふ。癸卯、延稟、西門を攻め、繼雄、東門を攻む。延鈞、樓船指揮使王仁達を遣はし、水軍を將ゐて之を拒がしむ。仁達、甲を舟中に伏し、僞りて白幟を立て、降らんと請ふ。繼雄喜びて左右を屏け、仁達の舟に登り、之を慰撫す。仁達、繼雄を斬り、首を西門に梟す。延稟方に火を縱ち城を攻め、之を見て慟哭す。仁達因つて

【三】孟知祥、遂に夔忠萬の三州を并せ有つ。
【四】安重誨が從珂を殺さんと欲すること、上の元年に見ゆ。
【五】唐の制、隋の舊に因り、貴妃・淑妃・賢妃各一人、正一品、時に曹后、淑妃より、位を中宮に正す。故に德妃を陞せて淑妃と爲す。

兵を縱ちて之を撃つ。衆潰ゆ。左右、(三)斛を以て延稟を昇きて走る。甲辰、追うて之を擒にす。延鈞、之を見て曰はく、(三)「果して老兄の再下を煩はす」と。延稟慙ぢて對ふる能はず。延鈞、別室に囚へ、使者を遣はし、建州に如き、其黨を招撫せしむ。其黨、使者を殺し、繼昇及び弟繼倫を奉じて吳越に奔る。仁達は延鈞の從子なり。

宣徽北院使趙延壽を以て樞密使と爲す。

己酉、天雄節度使同平章事石敬瑭、六軍諸衛副使を兼ねぬ。

辛亥、朱弘昭を以て宣徽南院使と爲す。

五月、閩王延鈞、王延稟を市に斬り、其姓名を復して周彥琛と曰ふ。其弟都教練使延政を遣はし、建州に如き、吏民を撫慰せしむ。

丁卯、(三)畝稅麴錢を罷め、城中の官造の麴、舊の半價を減ず。鄉村、百姓の自ら造るを聽す。民甚だ之を便とす。

己卯、孟漢瓊を以て内侍省の事に知たらしめ、宣徽北院使に充つ。漢瓊は、本、趙王鎔の奴なり。

時に范延光・趙延壽、樞密使と爲ると雖も、安重誨が剛愎を以て罪を得しに懲り、毎に政事に於て、敢て可否せず。獨り漢瓊、王淑妃と、中に居りて事を用ふ。人皆之を憚る。是より先、宮中の(三)須索、稍常度を踰ゆれば、重誨輒ち執奏す。是に由りて、非分の求殆ど絶ゆ。是に至りて、漢瓊直に

【三】斛。槃量の器。十斗を斛と爲す。
【四】王延稟の此語、二百七十五卷天成二年に見ゆ。
【五】畝を計り麴錢を稅すること、前卷天成三年に見ゆ。
【六】須索。求むる也。

中宮の命を以て、府庫の物を取り、復た樞密院及び三司に關由せず。亦、文書無くして取る所、勝げて紀す可からず。

辛巳、相州の刺史孟鵬を以て左驍衛大將軍と爲し、三司使に充つ。

昭武留後趙廷隱、成都より利州に赴き、月を躡えて兵を請ひ、進みて興元及び秦鳳を取らんとす。

(二九) 孟知祥、兵疲れ民困しむを以て、許さず。

護國節度使兼中書令安重誨、内、自ら安んぜず、表して致仕を請ふ。閏月庚寅、制して、太子太師

を以て致仕せしむ。是日、其子崇贊・崇緒、逃れて河中に奔る。壬辰、保義

節度使李從璋を以て護國節度使と爲す。甲午、(三〇) 歩軍指揮使藥彥稠を遣は

し、兵を將ゐて河中に趣かしむ。安崇贊等、河中に至る。重誨驚きて曰は

く、『汝安んぞ來るを得たる』と。既にして曰はく、『吾、之を知る。此れ

渠の意に非ず、人の使ふ所と爲るのみ。吾、死を以て國に殉せん。夫れ復た何をか言はん』と。乃ち

二子を執へ、表して送りに詣らしむ。明日、中使至る有り、重誨を見、慟哭すること之を久しく

す。重誨、其故を問ふ。中使曰はく、『人、令公が異志有るを言ふ。朝廷已に藥彥稠を遣はし、兵を將

ゐて至れり』と。重誨曰はく、『吾、國恩を受く。死すとも報ゆるに足らず。敢て異志有らん。更に家

に兵を發するを煩はし、主上の憂を貽さば、罪益重からん』と。崇贊等、陝に至る。詔有りて獄

【二九】 孟知祥、力を量りて後動く。三蜀を跨有する所以なり。
【三〇】 讖口に動かされ、藥彥稠を遣はして兵を以て安重誨を討たしむ。

に繋ぐ。皇城使翟光鄴、素より重誨を惡む。帝、遣はして河中に詣りて之を察せしめて曰はく、(三一) 『重

誨果して異志有らば則ち之を誅せよ』と。光鄴、河中に至る。李從璋、甲

士を以て其第を圍み、自ら入りて重誨を見、庭下に拜す。重誨驚き、階

を降りて答拜す。從璋、櫓を奮つて其首を撃つ。妻張氏驚き救ふ。亦之を

槓殺す。奏至る。己亥、詔を下し、(三二) 重誨が孟知祥・董璋・錢鏐を離間す

るを以て、重誨の罪となし、又、(三三) 其の自ら淮南を撃ちて以て兵柄を圖ら

んと欲するを誣ふ。元隨を遣はし、二子を竊みて本道に歸り、二子を并せ

て之を誅す。

丙午、帝、西川の進奏官蘇愿・東川の軍將劉澄を遣り、各本鎮に還ら

しめ、諭すに『安重誨、命を専らにし、兵を興して討を致す。今已に辜に

伏す』といふを以てす。

六月乙丑、(三四) 復た李從珂を以て同平章事とし、西都留守に充つ。

丙子、諸道に命じ、民の田税を均しくせしむ。

閩王延鈞、神仙の術を好む。道士陳守元・巫者徐彥林、盛韜と、共に之を誘ひ、寶皇宮を作り、土木

の盛を極め、(三五) 守元を以て宮主と爲す。

【三一】 胡三省曰はく、帝、決然として重誨を殺すの旨無し。郭崇韜の死するも、亦猶ほ是のごときなり。上、道揆無く、下、法守無し。怪しむ無きのみ。
【三二】 離間の事、竝に上に見ゆ。
【三三】 邊彦溫の告ぐる所に因りて之を誣ふ。
【三四】 安重誨既に死し、復た李從珂を用ひて長安を守らしむ。
【三五】 陳守元・盛韜等、信ぜられ、而して薛文傑、其姦妄を行ふを得。閩の政、是より逾る。

秋九月己亥、(三六)更めて東丹慕華に姓名を賜ひ、李贊華と曰ふ。

吳の鎮南節度使同平章事徐知諫卒す。諸道副都統鎮海節度使守中書令徐知詢を以て之に代らしめ、

爵東海郡王を賜ふ。徐知諫が知詢を召して(三七)入朝せしむるや、知諫、其

謀に豫る。(三八)知詢、其喪に塗に遇ふ。棺を撫して泣きて曰はく、「弟、

心を用ふること此の如し。我も亦憾無し。然れども何の面ありて(三九)先王に

地下に見えんや」と。

辛丑、樞密使范延光に同平章事を加ふ。

辛亥、敕して、五坊の鷹隼を解縱し、内外、更に進むるを得る無からし

む。馮道曰はく、「陛下は、仁禽獸に及ぶと謂ふ可し」と。上曰はく、「然

らず。朕昔嘗て(四〇)武皇の獵するに従ふ。時に秋稼方に熟す。獸の逸して

田中に入るもの有り、騎を遣はして之を取らしむ。獸を得るに及ぶ比ほひ、

餘稼、幾くも無かりき。是を以て之を思ふに、獵は損有りて益無し。故に

爲さざるのみ」と。

冬十月丁卯、洋州指揮使李進唐(四一)通州を攻めて之を拔く。

壬午、王延政を以て建州の刺史と爲す。

十一月甲申朔、日、之を食する有り。

癸巳、蘇愿、成都に至る。孟知祥、甥妹の朝廷に在る者皆恙無しと聞き、使を遣はして董璋に告げ、

之と俱に上表して罪を謝せんと欲す。璋怒りて曰はく、「孟公の親戚、皆完固なり。宜しく歸附すべ

し。璋は已に(四二)族滅せらる。尙ほ何をか謝せん。詔書を爲ることは、皆蘇愿の腹中に在り。劉澄安ん

ぞ豫り聞くを得ん。璋豈に知らざらんや」と。是に由りて復た怨敵と爲る。

乙未、(四三)李仁罕、夔州より、兵を引きて成都に還る。

吳の中書令徐知誥、表して稱す、「政を輔くること歳久し。請ふ金陵に

歸老せん」と。乃ち知誥を以て鎮海寧國節度使と爲し、金陵に鎮せしめ、

餘官は故の如く、朝政を總録すること。(四四)徐温の故事の如し。其子兵部尚

書參政事景通を以て司徒・同平章事・知中外左右諸軍事と爲し、(四五)江都に留

まりて政を輔けしむ。内樞使同平章事王令諤を以て左僕射・兼門下侍郎

と爲し、宋齊丘を以て右僕射・兼中書侍郎と爲し、竝に同平章事とし、内

樞使を兼ね、以て景通を佐けしむ。(四六)德勝節度使張崇に爵清河王を賜ふ。崇、廬州に在りて貪暴な

り。州人、之に苦しむ。屢、嘗て入朝し、厚く貨を以て權要に結ぶ。是に由りて、常に・鎮に還るを

得たり。廬州の患を爲す者、二十餘年。

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興二年

【三六】 是年三月、慕華、名を賜ふ。今更めて姓を賜ふ。

【三七】 入朝の事、前卷天成四年に見ゆ。

【三八】 知諫の喪、洪州より還る。而して知詢往きて洪州に赴く、故に塗に相遇ふ。

【三九】 先王。徐温を謂ふ。

【四〇】 武皇。晉王克用の諡。

【四一】 洋州より東南のかた通州に至るまで七百三十九里。是より先、蜀人、蓋し嘗て通州を取る。故に復た攻めて之を拔く。今の四川省東川道達縣。

【四二】 朝廷、其子董光業を族誅せしをいふ。

【四三】 孟知祥、既に盡く前蜀の夔黔の土を得、復た東略せず。

【四四】 徐温、先に京口に鎮し、吳朝の政を總録し、後、金陵に徙る。

【四五】 徐知誥、徐温の迹を襲ぎ、而して景通、知誥の迹を襲ぐ。

【四六】 吳祥、此に因りて李氏に移る。

【四七】 吳、德勝軍を廬州に置く。

十二月甲寅朔、初めて百姓の自ら農器并に雜鐵器を鑄るを聽し、田二畝毎に、夏秋に農具三錢を輸せしむ。

武安靜江節度使馬希聲、梁の太祖が雞を食ふを嗜めるを聞き、之を慕ひ、既に位を襲ぐや、日に五十の雞を殺して膳と爲し、喪に居りて戚容無し。庚申、武穆王を衡陽に葬る。將に發引せんとするとき、頓に雞雁數盤を食ふ。前の吏部侍郎潘起、之を譏りて曰はく、「昔、阮籍、喪に居りて蒸豚を食ふ。何の代にか賢無からん」と。

癸亥、徐知誥、金陵に至る。

昭武留後趙廷隱、孟知祥に白すに、「利州の城塹已に完了。頃劍州に在り、牙内都指揮使李肇と功を同じくせり。願はくは昭武を以て肇に譲らん」といふを以てす。知祥、褒諭して許さず。廷隱三たび讓る。癸酉、知祥、廷隱を召して成都に還らしめ、肇を以て之に代らしむ。

閩の陳守元等、寶皇の命と稱し、閩王延鈞に謂つて曰はく、「苟に能く位を避け道を受けば、當に天子と爲ること六十年なるべし」と。延鈞、之を信す。丙子、其子節度副使繼鵬に命じ、軍府の事を權せしめ、延鈞、位を避け録を受け、玄錫と道名す。

(三) 愛州の將楊廷藝、假子三千人を養ひ、交州を復せんと圖る。漢の交州の守將李進、之を知れども、其賂を受け、以て聞せず。是歲、廷藝、兵を擧げて交州を圍む。漢主、承旨程寶を遣はして之を救はしむ。未だ至らざるに城陷る。進逃れ歸る。漢主、之を殺す。寶、交州を圍む。廷藝出で戦ふ。寶敗れ死す。

三年、春正月、樞密使范延光言ふ、「靈州より、邠州・方渠鎮に至るまで、使臣及び外國の入貢する者、多く党項の掠むる所と爲る。請ふ兵を發して之を撃たん」と。己丑、靜難節度使藥彥稠、前の朔方節度使康福を遣はし、步騎七千を將ゐて党項を討たしむ。

乙未、孟知祥の妻福慶長公主卒す。孟知祥以へらく、朝廷の恩意優厚なりと。而るに董璋、綿州の路を塞ぎ、使を遣はして入り謝するを聽さず。節度副使趙季良等と謀り、使を發して峽江より上表せんと欲す。掌書記李昊曰はく、「公、東川と謀らずして、獨り使を遣はさば、則ち異日、約に負くの責、我に在らん」と。乃ち復た使を遣はして之に語る。璋、從はず。二月、趙季良、諸將と議す、「昭武都監太原の高彥儻を遣はし、兵を將ゐて攻めて、壁州を取らしめ、以て山南の兵の

- 【三】 交州より、西のかた愛州の界小黃江口に至るまで、水路四百一十六里。
- 【四】 去年、漢、交州を取り、今復た之を失ふ。
- 【一】 長興元年秋、知祥の妻瓊華長公主を改め封じて福慶長公主と爲す。
- 【二】 成都より劍州に趣くには、路、綿州に由る。
- 【三】 壁州。今の四川省嘉陵道通江縣。

轉じて(四)山後の諸州に入る者を絶たんと。孟知祥、僚佐に謀る。李昊曰はく、「朝廷、蘇愿等を遣りて西に歸らしむるに、未だ嘗て報謝せず。今、兵を遣はし侵軼せんとす。公若し墳墓・甥姪を顧みずんば、則ち檄を傳へ兵を擧げて直に梁洋を取るに若かじ。安んぞ壁州を用ひんや」と。知祥乃ち止む。季良、是に由りて昊を惡む。

辛未、初めて國子監に令して、九經を校定し、(五)雕印して之を賣らしむ。藥彥稠等・奏す、「党項の十九族を破り、二千七百人を俘にす」と。

高從誨に爵勅海王を賜ふ。

吳の徐知誥、禮賢院を府舎に作り、圖書を聚め、士大夫を延き、孫晟及び海陵の陳覺と、時事を談議す。

孟知祥、三たび使を遣はし、董璋に説かしむるに、「主上、禮を兩川に加ふ。苟くも奉表して罪を謝せずんば、恐らくは復た討を致さん」といふを以てす。璋、從はず。三月辛丑、李昊を遣はして梓州に詣り、利害を極論せしむ。璋、昊を見、詭怒して許さず。昊還り、知祥に言つて曰はく、「璋、(六)謀議を通せず。且つ西川を窺ふの志有り。公宜しく之に備ふべし」と。

甲辰、(七)閩王延鈞、位に復す。

吳越の武肅王錢鏐疾み、將吏に謂つて曰はく、「吾が疾必ず起たじ。諸兒皆愚懦なり。誰か帥と爲る可き者ぞ」と。衆泣きて曰はく、「(八)兩鎮の令公、仁孝にして功有り。孰か愛戴せざらん」と。鏐乃ち悉く印鑰を出して傳權に授けて曰はく、「將吏、爾を推す。宜しく善く之を守るべし」と。又曰はく、「子孫善く中國に事へ、(九)姓を易ふるを以て大に事ふるの禮を廢する勿れ」と。庚戌、卒す。年八十一。傳權、兄弟と、幄を同じくして喪を行ふ。内牙指揮使陸仁章曰はく、「令公、先王の霸業を嗣ぎ、將吏・旦暮趨謁す。當に諸公子と處を異にすべし」と。乃ち主者に命じ、更に一幄を設け、傳權を扶けて之に居らしめ、將吏に告げて曰はく、「今より、惟だ令公に調せん。諸公子の從者を禁じ、妄に入るを得る無からしめよ」と。晝夜警衛し、(一〇)未だ嘗て休息せず。鏐の末年、左右皆傳權に附く。獨り仁章のみ數、事を以て之を犯す。是に至りて傳權、之を勞ふ。仁章曰はく、「(一一)先王、位に在れば、仁章、令公に事ふるを知らず。今日、節を盡すこと、猶ほ先王に事ふるがごときなり」と。傳權、嘉歎すること之を久しくす。傳權既に位を襲ぎ、名を元權と更め、兄弟の傳と名づくる者、皆更めて元と爲す。遺命を以て

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興三年

【四】 山後の諸州。巴蓬果等の州をいふ。
【五】 孟知祥の先の墳墓、邢州龍岡縣に在り。其甥姪は昔朝に仕ふ。
【六】 九經を印賣すること此に始まる。
【七】 府舎。金陵の府舎なり。
【八】 謀議を通せず。商量を容れざるなり。
【九】 王延鈞が位を避け録を受くること、前年に見ゆ。

【一〇】 兩國の令公。天成三年、錢鏐、兩鎮を以て傳權に授くること、前卷に見ゆ。
【一一】 印鑰。印は吳越國の印、及び鎮海鎮東の印なり、鑰は内外城の諸門及び宮門の契鑰なり。
【一二】 時に中國、率れ數年にして、一たび姓を易ふ。錢鏐の意、蓋し謂へらく、一隅に偏據し、小を以て大に事ふるの禮を知るのみ。苟くも中國、主有れば、之に臣事す。其の自ら興り自ら仆るるは、吾、問はざるなりと。
【一三】 陸仁章、學ばずと雖も、而も其の爲す所、闇に趙熹と合す。
【一四】 先王。鏐をいふ。

(二五) 國儀を去り、藩鎮の法を用ひ、民田の(二六)荒絶する者の租税を除き、處州の刺史曹仲達に命じ、權に政事に知らしめ、擇能院を置き、選舉殿最を掌り、浙西營田副使沈崧を以て之を領せしむ。内牙指揮使(二七)富陽の劉仁杞及び陸仁章、久しく事を用ふ。仁章は性剛、仁杞は好みて人を毀短す。皆、衆の惡む所と爲る。一日、諸將共に府門に詣り、之を誅せんと請ふ。元瓘、從子仁俊をして之を諭さしめて曰はく、「二將、先王に事ふること久しく、吾方に其功を圖る。汝が曹乃ち私の憾を逞しくして之を殺さんと欲するは、可ならんや。吾、汝が主と爲る。汝當に吾が命を棄くべし。然らずんば、吾當に(二八)臨安に歸りて以て賢路を避くべし」と。衆懼れて退く。乃ち仁章を以て衢州の刺史と爲し、仁杞を湖州の刺史と爲す。中外、上書して告許する者有れども、元瓘、皆、置きて問はず。是に由りて、將吏輯睦す。

初め契丹の(二九)舍利、惕隱と、皆、趙德鈞の擒にする所と爲る。契丹

屢、使を遣はして之を請ふ。上、羣臣に謀る。德鈞等皆曰はく、「契丹、數年、邊を犯さずして數、和を求むる所以は、此輩が南に在るを以ての故なり。之を縱さば則ち邊患復た生せん」と。上、以て冀州の刺史楊檀に問ふ。對へて曰はく、「前刺は契丹の驍將なり。曩に王都を助け、社稷を危くせん

【二五】 吳越、國を建つること、二百七十二卷、梁の均王の龍德三年に見ゆ。
 【二六】 荒絶。荒は主有れども耕さざる者。絶は戸絶えて主無き者をいふ。
 【二七】 富陽縣は杭州に屬す。州の西南七十三里に在り。今、浙江省錢塘道に屬す。
 【二八】 錢氏は、本、臨安に居る。
 【二九】 舍利、惕隱は、皆、契丹の管軍頭目の稱、擒にせらるること、前卷天成三年に見ゆ。

と謀る。幸にして之を擒にせり。陛下、其死を免すは、賜たること已に多し。契丹、之を失ふは、手足を喪ふが如し、彼、朝廷に在ること數年、中國の虛實を知る。若し歸るを得ば、患を爲すこと必ず深からん。彼纒に塞を出でば、則ち南に向つて矢を發せん。恐らくは之を悔ゆとも及ぶ無からん」と。上乃ち止む。(三〇) 檀は沙陀の人なり。

上、李贊華に授くるに河南の藩鎮を以てせんと欲す。羣臣、皆、以て不可と爲す。上曰はく、「吾、其父と、約して昆弟と爲る。故に贊華、我に歸せり。吾老いたり。後世繼體の君、之を招かんと欲すと雖も、其れ致す可けんや」と。夏四月癸亥、贊華を以て義成節度使と爲す。爲めに朝士を選びて僚屬と爲し、之を輔けしむ。贊華但だ優游して自ら奉じ、政事に豫らず。上、之を嘉し、時に不法有りと雖も、亦、問はず。(三一) 莊宗の後宮夏氏を以て之に妻はす。贊華好みて人の血を飲む。姬妾多く臂を刺して以て之を吮ふ。婢僕、小過あれば、或は目を抉り、或は刀割。火灼す。夏氏、其殘に忍びず、奏して離昏して尼と爲る。

【三〇】 楊檀、後、名を光遠と改む。
 【三一】 莊宗の昭容夏氏、魏國夫人に封ぜらる。舊五代史に曰はく、明宗、洛に入るや、莊宗の宮人數百、悉く、其骨肉に歸せしむ。惟だ夏氏のみ歸する所無し。明宗、夏魯奇は是れ其同宗なるを以て、因つて命じて之に歸せしむと。今、以て贊華に妻はす。

乙丑、宋王從厚に兼中書令を加ふ。東川節度使董璋、諸將を會し、成都を襲はんと謀る。皆曰はく、「必ず克たんと。前の陵州の刺史

王暉曰はく、「劔南萬里、成都を大と爲す。時方に盛夏、師出づるに名無し。必ず成功無からん」と。孟知祥、之を聞き、馬軍都指揮使潘仁嗣を遣はし、三千人を將ゐ、漢州に詣りて之を調はしむ。璋、境に入り、(三)白楊林鎮を破り、戎將武弘禮を執へ、聲勢甚だ盛なり。知祥、之を憂ふ。趙季良曰はく、「璋、人と爲り、勇にして恩無く、士卒、附かず。城守せば則ち克ち難く、野戦せば則ち擒と成らん。今、巢穴を守らざるは、公の利なり。璋が兵を用ふること、精銳は皆前鋒に在り。(三)公宜しく羸兵を以て之を誘ひ、勁兵を以て之を待つべし。始め小しく衄ると雖も、後必ず大に捷たん。璋素より威名有り。今、兵を擧げて暴に至り、人心危み懼る。公當に自ら出でて之を禦ぎ、以て衆心を彊くすべし」と。趙廷隱、季良の言を以て然りと爲して曰はく、「璋は輕しくして謀無し。兵を擧げば必ず敗れん。當に公の爲めに之を擒にすべし」と。辛巳、廷隱を以て行營馬步軍都部署と爲し、三萬人を將ゐて之を拒がしむ。五月壬午朔、廷隱入りて辭す。董璋の檄書至る。又、(四)季良、廷隱及び李肇に遺る書有り。之を誣ひて云はく、「季良、廷隱、己と謀を通じ、己を召して來らしむ」と。知祥、書を以て廷隱に授く。廷隱、視ず、之を地に投じて曰はく、

【三】白楊林鎮。當に漢州の界上に在るなるべし。
 【三】胡三省曰はく、此れ孫臏の三駟の説なり。古より以來、此を以て勝を取る者多し。楚は、之を以て吳の師を破りて、舒鳩を滅ぼし、周訪は、之を以て杜曾を破りて、襄沔を清め、王茂章は、之を以て朱友寧を斬る。其策略、皆、此を出でずと。
 【四】董璋の書、獨り、李仁罕に及ばざるは、趙季良は孟知祥の謀主、趙廷隱、李肇は、當て璋と同じく石敬瑭を劔州に禦ぎしを以て、故に皆先づ書を以て之を誘ふ、李仁罕は未だ嘗て事を共にせず、故に及ばざるなり。

「反問を爲し、公をして(五)副使と廷隱とを殺さしめんと欲するに過ぎざるのみ」と。再拜して行く。知祥曰はく、「事必ず濟らん」と。肇は素より書を知らず。之を視て曰はく、「璋、我に反を教ふるのみ」と。其使者を囚ふ。然れども亦衆を擁し、自ら全くするの計を爲す。璋の兵、漢州に至る。潘仁嗣、與に(七)赤水に戦ひ、大に敗れ、璋の擒にする所と爲る。璋遂に漢州に克つ。癸未、知祥、趙季良、高敬柔を留めて、成都を守らしめ、自ら兵八千を將ゐて、漢州に趣き、(八)彌牟鎮に至る。趙廷隱、鎮北に陳す。甲申、遲明、廷隱、雞蹤橋に陳す。義勝定遠都知兵馬使張公鐸、其後に陳す。俄にして璋、西川の兵の盛なるを望み、退きて(九)武侯廟下に陳す。璋の帳下の驍卒、大に謀ぎて曰はく、「日中、我が輩を曝すは、何をか爲す」と。璋乃ち馬に上る。前鋒始めて交はるや、東川右廂馬步都指揮使張守進、知祥に降り、「璋の兵、此に盡き、復た後繼無し。當に急に之を撃つべし」と言ふ。知祥、高家に登りて戦を督す。左明義指揮使毛重威、(一〇)左衛山指揮使李瑋、雞蹤橋を守り、皆、東川の兵の殺す所と爲る。趙廷隱、三たび戦ひ、利あらず。牙内都指揮副使侯弘實の兵も亦却く。知祥懼れ、馬箠を以て後陳を指す。張公鐸、衆を帥ゐ、大呼して進む。東川の兵大に敗れ、死する者數千人。東川の(一一)中都指揮使元瑄、牙内副指揮使董光演

【五】趙季良は節度副使たり、故に廷隱、之を稱す。
 【六】李肇、時に利州に鎮す。
 【七】赤水是漢州の東南に在り。
 【八】成都府新都縣(今、四川省西川道)に彌牟鎮有り。
 【九】諸葛武侯、蜀に功有り、蜀人、所在に爲めに廟を立つ。
 【一〇】孟知祥、左右衛山六營を置くこと、二百七十五卷天成元年に見ゆ。
 【一一】中都指揮使は中軍都指揮使なり、一本には軍の字あり。

等八十餘人を擒にす。璋、膺を拊ちて曰はく、「親兵皆盡く。吾何に依らんや」と。數騎と與に遁れ去る。餘衆七千人降る。復た潘仁嗣を得。知祥、兵を引きて璋を追ひ、(三三)五侯津に至る。東川の馬歩都指揮使(三三)元瓊降る。西川の兵、漢州の府第に入り、璋を求むれども得ず。士卒、璋の軍資を争ふ。故に璋走りて、免るるを得たり。趙廷隱追うて赤水に至り、又、其卒三千人を降す。是夕、知祥、(三四)雒縣に宿し、李昊に命じて勝を草せしめ、東川の吏民に諭し、及び書を草して璋を勞問し、且つ言ふ、「將に梓州に如き、約に負く由を詢ひ、伐たるるの罪を請はんとす」と。乙酉、知祥、廷隱に赤水に會し、遂に西に還り、廷隱に命じ、兵を將ゐて梓州を攻めしむ。璋、梓州に至り、肩輿して入る。王暉迎へ問うて曰はく、「太尉の全軍・出征し、今、還る者十人も無きは、何ぞや」と。璋、涕泣して對ふる能はず。府第に至りて方に食す。暉、璋の從子牙内都虞候延浩と與に、兵三百を帥ゐ、大に謀ぎて入る。璋、妻子を引きて城に登る。子光嗣、自殺す。璋、北門樓に至り、指揮使潘稠を呼び、亂兵を討たしむ。稠、十卒を引きて城に登り、璋の首を斬り、及び光嗣の首を取り、以て王暉に授く。暉、城を擧げて迎へ降る。趙廷隱、梓州に入り、府庫を封じ、以て知祥を待つ。(三五)李

【三三】 五侯津。漢州の西南に在り。

【三四】 元瓊は疑ふらくは即ち前の元瓊ならん。通鑑、衆書を集めて以て書を成す。其官に中軍と馬歩との異あり、其字に瓊と瓊との異あるを以て、因つて再び之を書するのみ。

【三五】 唐より以來、漢州は雒縣に治す。知祥、漢州に入り、州宅に居らずして、雒縣に宿するは、蓋し漢州の州宅は、追兵に剽掠せられ、居る可からず、故に雒縣の廳舎に宿するなり。

【三六】 李華、兩端を持す。璋敗れぬと聞きて始めて其使を斬る。

肇、璋敗れぬと聞き、始めて其使を斬りて以て聞す。丙戌、知祥、成都に入る。丁亥、復た兵八千を將ゐて梓州に如き、(三六)新都に至る。趙廷隱、董璋の首を獻す。己丑、(三七)玄武を發す。趙廷隱、東川の將吏を帥ゐて來り迎ふ。

【三六】 新都縣は成都府の北四十里に在り。

【三七】 玄武は漢の氏道縣、晉改めて玄武と曰ふ。梓州の西九十里に在り。今の四川省嘉陵道中江縣。

【三八】 板橋。梓州の東南に在り。

【三九】 令公。是より先、朝廷、孟知祥に中書令を加ふ、故に李仁罕、之を稱す。仁罕蓋し先に嘗て蜀州を領す。

【四〇】 梁の太祖、宣武・宣義・天平・護國の四鎮を領す。莊宗、河東・魏博・盧龍・成徳の四鎮を領す。

【四一】 府。成都を謂ふ。西川帥府の在る所なり。

【四二】 趙僕射は趙季良を謂ふ。

康福・奏す、「党項の鈔盜する者、已に誅に伏し、餘は皆降附す」と。壬辰、孟知祥、疾有り、癸巳、疾甚だし。中門副使王處回、左右に侍し、庖人、食を進むれば、必ず器を空しくして出で、以て衆心を安んず。李仁罕、遂州より來る。趙廷隱、(三八)板橋に迎ふ。仁罕、東川の功を稱せず、廷隱を侵侮す。廷隱大に怒る。乙未、知祥、疾瘳ゆ。丁酉、梓州に入る。戊戌、將士を犒賞す。既に罷め、知祥、李仁罕、趙廷隱に謂つて曰はく、「二將、誰か當に此に鎮すべき」と。仁罕曰はく、(三九)「令公再び蜀州を與へば、亦行かんのみ」と。廷隱、對へず。知祥、愕然たり。退きて李昊に命じて牒を草せしめ、二將の推す所有るを俟ち、則ち一人に命じて留後と爲さんとす。昊曰はく、「昔(四〇)梁祖・莊宗、皆、四鎮を兼ね領せり。今、二將、讓らず、惟だ公自ら之を領するを便と爲すのみ。公宜しく亟かに(四一)府に還り、更に(四二)趙僕射と之を議すべし」と。

己亥、契丹の使者送羅卿、辭して國に歸らんとす。上曰はく、「朕が志、邊を安んずるに在り。少しく其求に副はざる可からず」と。乃ち薊骨・舍利を遣り、之と俱に歸らしむ。契丹、薊刺を得ざるを以て、是より、數、雲州及び振武に寇す。

孟知祥、李仁罕に命じて遂州に歸らしめ、趙廷隱を留めて東川巡檢とし、李昊を以て行梓州軍府事とす。昊曰はく、「二虎方に争ふ。僕、敢て命を受けず。願はくは公に従つて還らん」と。乃ち都押牙王彥銖を以て東川監押と爲す。癸卯、知祥、成都に至る。趙廷隱も尋ぎて亦兵を引き西に還る。知祥、李昊に謂つて曰はく、「吾、東川を得、患を爲すこと益、深し」と。昊、其故を請ふ。知祥曰はく、「吾梓州を發してより、仁罕の七状を得たるに、皆云ふ、「公宜しく自ら東川を領すべし、然らずんば、諸將、服せざらん」と。廷隱言はく、「本、敢て東川に當らず」と。仁罕が讓らざるに因りて、遂に争心有るのみ。君、我が爲めに廷隱を曉し、復た、閬州を以て保寧軍と爲し、益すに果、蓬・渠・開・四州を以てし、往きて之を鎮せしめよ。吾自ら東川を領し、以て仁罕の望を絶たん」と。廷隱、猶ほ平かならず、「請ふ仁罕と闘ひ、勝つ者、東川と爲らん」と。昊深く之を解く。乃ち命を受く。六月、廷隱を以て保寧留後と爲す。戊午、趙季良、將吏を帥る、知祥に東川を兼ね鎮せんと請ふ。之を許す。季良等、又、知祥に、王と稱し、權に制書を行ひ、功臣を賞せんと請ふ。許さず。董璋が知祥を攻む

【三】董璋、閬州を取り、保寧軍を廢す。今、孟知祥、復た以て節鎮と爲し、以て趙廷隱を賞す。

るや、山南西道節度使王思同、以て聞す。范延光、上に言つて曰はく、「若し兩川、一賊に併せられ、衆を撫し險を守らば、則ち之を取ること益、難からん。宜しく其の交、争ふに及びて、早く之を圖るべし」と。上、思同に命じ、興元の兵を以て、密に進取を規らしむ。未だ幾くならずして、璋の敗死せるを聞き、延光曰はく、「知祥、全蜀に據ると雖も、然も士卒は皆東方の人なり。知祥、其の歸るを思つて變を爲さんことを恐れ、亦、朝廷の重きに倚りて以て其衆を威さんと欲せん。陛下、意を屈して之を撫せずんば、彼則ち自ら新にするに從無からん」と。上曰はく、「知祥は吾が故人なり。人に離間せられて此に至る。何の意を屈することか之れ有らん」と。乃ち

【四】胡三省曰はく、離間とは蓋し安重誨を謂ふなり。孟知祥、本、蜀に據るの志あり。重誨をして相猜阻せざらしむとも、亦必ず別に壘端を求めて動かん。明宗蓋し未だ知祥の心術を察見する能はざるなりと。

【五】此供奉官は乃ち殿頭供奉官にして、禁中の供奉官に非ざるなり。

【六】狐と曰ふは、其の窟穴に

依憑するを言ひ、狼と曰ふは、其の抗厲して上を犯すを言ふなり。

【七】董光業は族滅し、而して孟知祥の墳墓明姪は、皆、他無きを言ふ。

【八】李克寧の妻は孟氏、二百六十六卷梁の太祖開平二年に見ゆ。

【九】陳守元の此語、前年に見ゆ。

供奉官李存瓌を遣はし、知祥に詔を賜うて曰はく、「董璋は、狐狼にして、自ら族滅を貽れり。卿の丘園・親戚、皆、安全を保す。宜しく家の美名を成し、君臣の大節を守るべき所なり」と。存瓌は、克寧の子、知祥の甥なり。閩王延鈞、陳守元に謂つて曰はく、「我が爲めに寶皇に問へ、既に六十年の天子と爲れり。後は

當に如何すべき」と。明日、守元入りて白す、「昨夕奏章して、寶皇の旨を得たるに、當に大羅仙主と爲るべし」と。徐彥林等も亦曰はく、「北廟の崇順王、嘗て寶皇を見しが、其言、守元と同じ」と。(五〇) 延鈞益、自負し、始めて帝と稱せんと謀り、朝廷に表して云はく、(五一) 錢鏐卒せり。請ふ臣を以て吳越王と爲せ。馬殷卒せり。請ふ臣を以て尙書令と爲せ」と。朝廷、報せず。是より、職貢遂に絶ゆ。

【五〇】 史、王延鈞の昏愚なるを言ふ。
【五一】 錢鏐は是年三月に卒し、馬殷は去年十一月に卒す。

卷の第二百七十八

後唐紀七

明宗聖德和武欽孝皇帝下

(三) 長興三年、秋七月、朔、朔方、奏す、「夏州の党項、入寇す。撃ちて之を敗り、追うて、賀蘭山に至る」と。

己丑、鎮海鎮東軍節度使錢元瓘に守中書令を加ふ。

庚寅、李存瓌、成都に至る。孟知祥、拜泣して詔を受く。

武安靜江節度使馬希聲、湖南、比年大に旱せるを以て、命じて南嶽及び境内の諸神祠の門を閉さしむ。竟に雨ふらず。辛卯、希聲卒す。六軍使袁誼、潘約等、鎮南節度使希範を朗州より迎へ

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興三年

- 【一】 長興三年。西紀九三二年。
- 【二】 朔の字、宜しく削るべし。
- 【三】 賀蘭山は靈州保靜縣に在り。今の甘肅省寧夏道寧夏縣城の西に在り。
- 【四】 是年六月、李存瓌を遣はして孟知祥を諭さしむること、始めて前卷に見ゆ。
- 【五】 舊、霍山を以て南嶽と爲す。

す。潯中の天柱山是れなり。蓋し漢の武帝、衡山の遐遠なるを以て、遂に南嶽を潯山に徙せるなり。唐に至りて、復た衡山を以て南嶽と爲す。
【六】 鎮南軍は洪州、時に吳に屬す。希範は、字は寶規、殷の第四子。



て之を立つ。

乙未、孟知祥、李存瓌を遣りて還らしめ、上表して罪を謝し、且つ福慶公主の喪を告ぐ。是より復た藩と稱す。

庚子、西京留守同平章事李從珂を以て鳳翔節度使と爲す。

武興軍を廢し、復た鳳・興・文・三州を以て山南西道に隸す。

丁未、門下侍郎同平章事趙鳳を以て同平章事とし、安國節度使に充つ。

八月庚申、馬希範、長沙に至る。辛酉、位を襲ぐ。

甲子、孟知祥、李昊をして、武泰の趙季良等五留後の爲めに表を草し、

知祥を以て蜀王と爲し、墨制を行はんことを請ひ、仍ほ自ら旌節を求めしむ。昊曰はく、「比者、諸將、方鎮を攻め取れば、即ち其地を有つ。今、

又、自ら節鉞及び明公の封爵を求む。然れば則ち輕重の權、皆、羣下に在り。借使明公自ら請ふとも、豈に不可ならんか」と。知祥大に悟り、更に

昊をして己の爲めに表を草し、墨制を行ひ、兩川の刺史已下を補せんことを請はしむ。又、表して、季良等五留後を以て節度使と爲さんことを請ふ。

初め安重誨、兩川を圖らんと欲し、知祥が李嚴を殺ししより、刺史を除する毎に、皆、東兵を以て

【七】 是年春正月、公主卒す。

【八】 鳳興文は、本、山南西道の巡屬、唐の末、始めて鳳州を分ちて感義軍を置く。尋ぎて廢す。前蜀の王氏、復た武興軍を置く。今、之を廢し、州、舊屬に還る。

【九】 五留後。武泰留後は趙季良、武信留後は李仁罕、保寧留後は趙延隱、寧江留後は張鄴、昭武留後は李肇。

【一〇】 李仁罕、遂州に克ち、即ち武信留後と爲り、趙延隱、梓州に克ち、遂に東川を争ふを謂ふ。

【一一】 二百七十五卷天成五年に見ゆ。

之を衛送し、小州も五百人を減せず。夏魯奇・李仁矩・武虔裕、各數千人、皆、牙隊を以て名と爲す。知祥が遂・閬・利・夔・黔・梓の六鎮に克つに及び、東兵無慮三萬人を得たり。朝廷の徵還せんことを恐れ、表して其妻子を請ふ。

(三) 吳の徐知誼、金陵城を廣くし、周圍二十

里。

初め契丹既に疆く、盧龍の諸州を寇抄して皆偏し。幽州城門の外、虜騎充斥す。涿州より糧

を運びて幽州に入る毎に、虜多く兵を、閭溝に伏せ、之を掠取す。趙德鈞が節度使と爲るに

及び、閭溝に城きて之に戍し、良郷縣と爲す。糧道稍通す。幽州の東十里の外、人、敢て

樵牧せず。德鈞、州の東五十里に於て、潞縣に城きて之に戍す。近州の民、始めて稼穡するを得たり。是に至りて、又、州の東北百餘里に於て、

(七) 三河縣に城きて、以て薊州の運路を通す。虜騎來り争ふ。德鈞撃ちて之を却く。九月庚辰朔、三河に城きて畢ると奏す。邊人、之に頼る。

【三】 天成二年、李敬周、武信留後と爲る。四年、節度使夏魯奇をして遂州城を治めしむ。魯奇、蓋し三年四年の間に、遂州に至るなり。李仁矩、閬州に鎮し、武虔裕、綿州に刺たること、前卷天成四年に見ゆ。

【四】 徐溫、先に已に金陵に築く、今、知誼復た之を廣くし、將に以て子孫に貽さんとす也。

【五】 閬溝。水經に據れば、漢の涿郡故安縣に、閬郷有り。

【六】 唐の開元四年、潞縣を分ちて三河縣を置き、薊州に屬す。西のかた燕に至るまで一百七十里。東のかた薊州に至るまで七十里。

壬午、鎮南節度使馬希範を以て武安節度使・兼侍中と爲す。

孟知祥、其子仁贊に命じ、行軍司馬を攝し、都總轄兩川牙内馬步都軍事を兼ねしむ。

冬十月己酉朔、帝復た李存瓌を遣はし、成都に如かしむ。凡そ劍南、節度使・刺史より以下の官、知祥が差署し訖りて奏聞するを聽し、朝廷、更に人を除せず。唯だ戍兵の妻子を遣はさず。然れども其兵も亦、復た徵せざるなり。

秦王從榮、詩を爲るを喜び、浮華の士高輩等を幕府に聚め、與に相唱和し、頗る自ら矜伐す。置酒する毎に、輒ち僚屬をして詩を賦せしめ、意の如くならざる者有れば、面のあたり毀裂抵棄す。壬子、從榮入りて謁す。帝、之に語りて曰はく、(一九)「吾は書を知らずと雖も、然も儒生が經義を講ずるを聞くを喜ぶ。人の智思を開益す。吾、莊宗が詩を爲るを好むを見るに、將家の子、文は素より習へるに非ず、徒らに人の竊笑を取る。汝、效ふ勿れ」と。

丙辰、幽州・奏す、「契丹、捺剌泊に屯す」と。前(一〇)の彰義節度使、李金全、屢馬を獻す。上、受けずして曰はく、(二〇)「卿、鎮に在り、治を爲す」と何如。但だ馬を獻するを以て事と爲す勿れ」と。金全は吐谷渾の人なり。

壬申、大理少卿康澄・上書して曰はく、「臣聞く、童謠は禍福の本に非ず、らんやと。故に(二一)雌雉、鼎に升り、而して桑穀、朝に生ずれども、殷宗の盛なるを止むる能はず、(二二)神馬長く嘶き、而して玉龜、兆を告ぐれども、晉祚の長さを延ぶる能はざりき。是に知る、國家、懼るるに足らざる者五つ有り、深く畏る可き者六つ有り。陰陽、調はざるは、懼るるに足らず。三辰、行を失するは、懼るるに足らず。小人の訛言は、懼るるに足らず。山崩れ川涸るるは、懼るるに足らず。(二四)孟賊、稼を傷ふは、懼るるに足らず。賢人藏匿するは、深く畏る可し。四民、業を遷すは、深く畏る可し。上下相狗ふは、深く畏る可し。廉恥の道消するは、深く畏る可し。毀譽、眞を亂るは、深く畏る可し。直言、聞く蔑きは、深く畏る可し。懼るるに足らざる者は、願はくは陛下、存して論ずる勿れ。深く畏る可き者は、願はくは陛下、修めて忖ふ靡かれ」と。優詔して之を獎す。

秦王從榮、人と爲り(二五)鷹視にして、輕佻峻急なり。既に六軍諸衛の事に判たり、復た朝政に參し、多く驕縱不法なり。初め安重誨、樞密使たると雖も、上専ら之に屬任す。從榮及び宋王從厚、襁褓より、之と親狎し、兵を典ると雖も、常に重誨の制

【一〇】 前(一〇)の彰義節度使、李金全、屢馬を獻す。上、受けずして曰はく、(二〇)「卿、鎮に在り、治を爲す」と何如。但だ馬を獻するを以て事と爲す勿れ」と。金全は吐谷渾の人なり。
【二一】 雌雉云云。殷王太戊の時、亳に祥有り、桑穀共に朝に生ず。武丁、成湯を祭るとき、飛雉有り、鼎耳に升りて雌く。二君懼れて徳を修む、殷道復た興る。
【二二】 神馬云云。晉の懷帝永嘉六年二月、神馬、南城門に嘶き、魏の明帝の時、張掖柳谷の水湧き、石馬・石牛・石龜の祥有り、人以爲へらく晉興り、之に應ずと。
【二三】 根を食ふを蝨と曰ひ、節を食ふを賊と曰ふ。皆、稼を害する者なり。
【二四】 鷹視。飛鷹が攫せんと欲して、俯して目を側て物を視るが如きなむ。
【二五】 鷹視。飛鷹が攫せんと欲して、俯して目を側て物を視るが如きなむ。

する所と爲り、之に畏事す。(二六)重誨が死するや、王淑妃、宣徽使孟漢瓊と、帝命を宣傳し、范延光、趙延壽、樞密使と爲る。從榮、皆之を輕侮す。河陽節度使同平章事石敬瑭、六軍諸衛副使を兼ぬ。其妻永寧公主は、從榮と異母にして、素より相憎疾す。(二七)從榮、從厚の聲名、己の右に出づるを以て、尤も之を忌む。從厚善く卑弱を以て之に奉ず。故に嫌隙、外に見はれず。石敬瑭、(二八)從榮と事を共にするを欲せず、常に外補して以て之を避けんことを思ふ。范延光・趙延壽も亦、禍に及ばんことを慮り、屢、機要を辭し、舊臣と迭るがはる之と爲らんことを請ふ。上、許さず。會、契丹、入寇せんと欲す。上、命じて帥臣を擇びて河東に鎮せしむ。延光・延壽皆曰はく、『當今、帥臣の往く可き者は、獨り石敬瑭・康義誠のみ』と。敬瑭も亦行かんことを願ふ。上即ち命じて之を除す。既に詔を受け、六軍副使を落さず。敬瑭復た辭す。上乃ち宣徽使朱弘昭を以て山南東道に知たらしめ、(二九)義誠に代りて闕に詣らしむ。

十一月辛巳、三司使孟鵠を以て忠武節度使と爲し、忠武節度使馮贇を以て宣徽南院使に充て、三司に判たらしむ。鵠は本刀筆の吏なり。范延光と郷里にして厚善なり。數年の間に、引擢せられて節度使に至る。上、其の太だ速かなるを知ると

雖も、然も違ふ能はざるなり。

乙酉、上、胡寇の北邊に浸逼するを以て、命じて趣かに河東の帥を議せしむ。石敬瑭、之を欲す。

而して范延光・趙延壽は、康義誠を用ひんと欲し、議、久しく決せず。權樞密直學士李崧以爲はく、『石太尉に非ざれば不可なり』と。延光曰はく、『僕も亦累奏して之を用ひんとす。上、之を留めて宿衛せしめんと欲するのみ』と。會、上、中使を遣はして之を趣す。衆乃ち崧の議に従ふ。丁亥、石敬瑭を以て北京留守・河東節度使と爲し、(三〇)大同振武彰國威塞等軍蕃漢馬步總管を兼ねしめ、兼侍中を加ふ。

己丑、樞密使趙延壽に同平章事を加ふ。吳、諸道都統徐知誥を以て大丞相・太師と爲し、(三一)領得勝節度使を加ふ。知誥、丞相・太師を辭す。大同節度使張敬達、兵を要害に聚む。契丹、竟に敢て南下せずして還る。敬達は代州の人なり。

蔚州の刺史張彥超は、本沙陀の人なり。嘗て帝の養子と爲り、石敬瑭と隙有り。敬瑭が總管と爲るを聞き、城を擧げて契丹に附く。契丹、以て大同節度使と爲す。

【二六】 唐の末、大同軍を雲州に、振武軍を朔州に移す。帝は應州の人、位に即きて、彰國軍を應州に置き、興唐軍を以て寰州と爲し、之に隸す。莊宗の同光元年、威塞軍を新州に置き、媯備武三州を以て之に隸す。四軍は皆節鎮なり。

【二七】 得勝は當に德勝に作るべし。吳の先王楊行密、廬州に起る。故に因つて德勝節度使を廬州に置く。德を以て勝つを言ふなり。

石敬瑭、晉陽に至り、部將劉知遠・周瓌を以て都押衙と爲し、委ぬるに心腹を以てし、軍事は知遠に委ね、帑藏は瓌に委ぬ、瓌は晉陽の人なり。

十二月戊午、康義誠を以て河陽節度使・兼侍衛親軍馬步都指揮使と爲し、朱弘昭を以て山南東道節度使と爲す。

是歲、漢主、(一)其子耀樞を立てて雍王と爲し、龜圖を康王と爲し、弘度を賓王と爲し、弘熙を晉王と爲し、弘昌を越王と爲し、弘弼を齊王と爲し、弘雅を韶王と爲し、弘澤を鎮王と爲し、弘操を萬王と爲し、弘杲を循王と爲し、弘暉を恩王と爲し、弘邈を高王と爲し、弘簡を同王と爲し、弘建を益王と爲し、弘濟を辨王と爲し、弘道を貴王と爲し、弘照を宜王と爲し、弘政を通王と爲し、弘益を定王と爲す。未だ幾くならずして、弘度を徙して秦王と爲す。

【一】朱弘昭、始めて襄陽の旌節を正授せらる。
【二】漢の諸王、皆、州を以て名と爲す。
【三】歸義縣は涿州に屬す。
【四】眞封の宅。蓋し王延鈞が未だ國を得ざるの時居りし所なり。

四年、春正月戊子、秦王從榮に守尙書令・兼侍中を加ふ。庚寅、端明殿學士・歸義の劉昫を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

閩人、(二)「眞封の宅に龍見はる」と言ふ者有り。更めて其宅を命けて龍躍宮と曰ふ。遂に寶皇宮に詣りて冊を受け、儀衛を備へて府に入り、皇帝の位に即く。國を大閩と號し、大赦し、龍啓と改元し、

名を璘と更め、父祖を追尊して五廟を立つ。其僚屬李敏を以て左僕射・門下侍郎と爲し、其子節度副使繼鵬を右僕射・中書侍郎と爲し、竝に同平章事とし、親吏吳昺を以て樞密使と爲す。唐の冊禮使裴傑・程侃、適(三)海門に至る。閩主、傑を以て如京使と爲す。侃、固く北に還らんことを求む。許さず。閩主、自ら國小に地僻なるを以て、常に謹みて四隣に事ふ。(四)是に由りて、境内差安し。

【一】海門。後の福清縣(今、福建省閩海道)の海門鎮是れなり。
【二】閩王、神仙妖妄に惑ふと雖も、而も能く粗ば安きは、鄰に善くするを以てして然り。
【三】孟知祥、五帥の爲めに節鉞を請ふ。朝廷、依違して報ぜず、而して之に墨制署授を許す。故に知祥因つて五帥に授く。

二月戊申、孟知祥・墨制し、趙季良等を以て五鎮の節度使と爲す。涼州の大將拓拔承謙及び耆老・上表し、權知留後孫超を以て節度使と爲さんと請ふ。上、使者に問ふ、「超は何人たるか」と。對へて曰はく、(五)「張義潮、河西に在るとき、朝廷、天平軍二千五百人を以て涼州に戍せしむ。黃巢の亂より、涼州、党項の隔つる所と爲り、鄆人稍稍物故し、皆盡く。超及び城中の人は、皆其子孫なり」と。

【四】張義潮が河西を以て來歸する事、二百四十九卷唐の宣宗大中五年に始まる。

乙卯、馬希範を以て武安武平節度使・兼中書令と爲す。戊午、定難節度使李仁福・卒す。庚申、軍中、其子彝超を立てて留後と爲す。

癸亥、孟知祥を以て東西川節度使・蜀王と爲す。

後唐明宗聖德和武欽孝皇帝長興四年

是より先、河西の諸鎮皆言ふ、『李仁福、潜に契丹と通ず』と。朝廷、其の契丹と兵を連ね、河右を併呑し、南して關中を侵さんことを恐る。會仁福卒す。三月癸未、其子彝超を以て、彰武留後と爲し、彰武節度使安從進を徙して定難留後と爲し、仍ほ靜塞節度使藥彥稠に命じ、兵五萬を將る、宮苑使安重益を以て監軍と爲し、從進が鎮に赴くを送らしむ。從進は索葛の人なり。

乙酉、始めて制を下し、趙季良等を除して五鎮の節度使と爲す。

丁亥、敕して、夏・銀・綏・宥の將士吏民に諭すに、『夏州は窮邊にして、李彝超は年少く、未だ扞禦する能はず、故に之を延安に徙す。命に從はば則ち、李從暉・高允韜の富貴の福有り、命に違はば則ち、王都・李匡賓の覆族の禍有らん』といふを以てす。夏四月、彝超・上言す、『軍士百姓に擁留せられ、未だ鎮に赴くを得ず』と。詔して、使を遣はして之を趣す。

事を言ふ者、親王の爲めに師傅を置かんと請ふ。宰相、秦王從榮を畏れ、敢て人を除せず、王をして自ら擇ばしめんと請ふ。秦王府判官太子詹事王

【七】是時、河西は止だ涼州・沙州の二鎮あり、然も使命、常に通ぜざるなり。河西は恐らくは當に關西に作るべからん。

【八】其子の二字は宜しく削るべし。

【九】唐の末、延州を以て保塞軍を置く。岐改めて忠義軍と爲す。後唐改めて彰武軍と爲す。

【一〇】索葛部は振武に居る。

【一一】孟知祥、既に累制を以て之を命ず。朝廷、遣ふ能はず、遂に之が爲めに制を下す。

【一二】延州は延安郡。

【一三】李從暉の事は前卷長興元年に見ゆ。又、是年、高允韜、郵延より安國に徙る。

【一四】王都の事は、二百七十六卷天成四年に見ゆ。李匡賓の事は、前卷元年に見ゆ。

居敏、(二五)兵部侍郎劉瓚を從榮に薦む。從榮、表して之を請ふ。癸丑、瓚を以て秘書監・秦王傅と爲し、前の襄州の支使、山陽の魚崇遠を記室と爲す。瓚、自ら左遷なりと以ひ、泣き訴ふれども、免るるを得ず。主府の參佐、皆、新進の少年にして、輕脱諂諛す。瓚獨り從容として規諷す。從榮、悦ばず。瓚、傅たりと雖も、從榮、一槩に僚屬を以て之を待つ。瓚、難色有り。從榮、之を覺る。是より、門者を戒め、爲めに通ずる勿らしめ、月ごとに、一たび府に至るを聽し、或は竟日、召さず、亦、食を得ず。

李彝超、詔を奉せず、其兄阿囉王を遣はし、(二七)青嶺門を守らしめ、境内の党項諸胡を集め、以て自ら救ふ。藥彥稠等進みて、(二八)蘆關に屯す。彝超、党項を遣はし、糧運及び攻具を抄めしむ。官軍、蘆關より、退きて金明を保つ。

閩主璘、子繼鵬を立てて福王と爲し、寶皇宮使に充つ。五月戊寅、皇子從珂を立てて潞王と爲し、從益を許王と爲し、從子天平節度使從溫を兗王と爲し、護國節度使從璋を洋王と爲し、成德節度使從敏を涇王と爲す。

庚辰、閩の地震ふ。閩主璘、位を避けて道を修め、福王繼鵬に命じ、權に萬機を總べしむ。初め閩

- 【二五】歐史には劉贊に作り、時に刑部侍郎たり。
- 【二六】山陽、唐の楚州の山陽縣なり。今の江蘇省淮揚道淮安縣。
- 【二七】青嶺門、蓋し漢の上郡橋山の長城門なり。東北して奢延澤を過ぐれば夏州に至る。
- 【二八】蘆子關、延州延昌縣(今の陝西省榆林道安塞縣)の北に在り。
- 【二九】金明、漢の膚施縣の地に在り。

王審知、性節儉にして、府舍皆庫陋なり。是に至りて、大に宮殿を作り、土木の盛を極む。

甲申、帝暴に風疾を得。庚寅、小しく愈え、羣臣を文明殿に見る。

壬辰夜、夏州の城上、(三)火を擧ぐ。明くる比ほひ、雜虜數千騎、之を救ふ。

安從進、先鋒使宋溫を遣はし、撃ちて之を走らす。

吳の宋齊丘、徐知誥に勸め、吳主を徙して金陵に都せしむ。知誥乃ち宮城を金陵に營む。

帝、旬日、羣臣を見ず。都人懼し、或は山野に潛竄し、或は軍營に寓止す。秋七月庚辰、帝、疾を力めて廣壽殿に御す。人情始めて安し。

安從進、夏州を攻む。(四)州城は赫連勃勃の築きし所にして、堅きこと鐵石の如く、斷鑿すれども入る能はず。又、党項の萬餘騎、四野に徜徉し、糧餉を抄掠す。官軍、芻牧する所無し。山路險狹にして、關中の民、斗粟・束藁を輸るに、錢數緡を費す。民間困竭し、供する能はず。李彝超兄弟、城に登りて從進に謂つて曰はく、『夏州は貧瘠にして、珍寶蓄積の以て朝廷の貢賦に充つ可き有るに非ざるなり。但だ祖父世、此土を守るを以て、之を失ふを欲せず。叢爾たる孤城、之に勝つとも武ならず。何ぞ國家

の勞費此の如きを煩はすに足らんや。幸に爲めに表聞せよ。若し其の自ら新にするを許し、或は之をして征伐せしめば、願はくは衆の先と爲らん』と。上、之を聞き、壬午、從進に命じ、兵を引きて還らしむ。其後、李仁福の陰事を知る者有り、云はく、『仁福、朝廷の除移するを畏れ、契丹を結びて援と爲すと揚言す。契丹、實は之と通せざるなり。朝廷の誤りて是役を興し功無くして還るを致せり』と。是より、夏州、朝廷を輕んじ、叛臣有る毎に、必ず陰に之と連なり、以て賂遺を邀む。上の疾久しく未だ平かず、夏州を征して功無く、軍士頗る流言有り。乙酉、在京の諸軍に賜ひ、優給すること差有り。既に賞賚、名無し。士卒、是に由りて益驕る。

丁亥、錢元瓘に爵吳王を賜ふ。元瓘、兄弟に於て甚だ厚し。(三)其兄中吳建武節度使元瑑、蘇州より入り見ゆ。元瓘、家人の禮を以て之に事へ、觴を奉げて壽を爲して曰はく、『此れ兄の位なり、而して小子之に居るは、兄の賜なり』と。元瑑曰はく、『先王、賢を擇びて之を立つ。君臣の位定まれば。元瑑は忠順を知るのみ』と。因つて相與に對して泣く。

戊子、閩主璘、位に復す。初め福建中軍使薛文傑、性巧佞なり。璘、奢侈を喜む。文傑、聚斂を以て媚を求む。璘、以て國計使と爲し、之を親任す。文傑陰に富民の罪を求め、其財を籍沒す。榜捶

【一〇】梁の開平三年、西京の貞觀殿を改めて文明殿と爲す。

【一一】夜、火を城上に擧げ、明くるに及びて雜虜至る。蓋し先づ約するに烽を擧ぐるを以て號と爲し、内外夾みて唐の兵を撃たんと欲するなり。

【一二】軍營に寓止するは、軍中の變を起さん、ことを恐れ、之に依りて以て自ら全くせんと欲するのみ。

【一三】廣壽殿は其創造の始を知らず。

【一四】夏州城は、赫連勃勃が土を蒸して築きし所の統萬城なり。事、一百一十六卷晉の安帝義熙九年に見ゆ。

【一五】唐の僖宗の時、拓跋思恭、夏州に據り、思諫・彝昌・仁福に傳へ、以て彝超に至る。

【一六】除移。除して他鎮に移すを謂ふ。

【一七】元瑑は即ち傳瑑。元瓘、國を嗣ぎ、兄弟の名、傳に従ふ者は、並に改めて元と爲す。吳越、蘇州に于て中吳節度な置く。

【一八】元瑑、位を元瓘に讓ること、二百七十六卷天成三年に見ゆ。

【一九】王璘、位を避くること六十五日、特大地震の異を厭するを以てなるのみ。

を被る者は、曾背分受し、仍ほ銅斗の火を以て之を熨す。建州の土豪吳光入朝す。文傑、其財を利とし、其罪を求め、將に之を治せんとす。光怨み怒り、其衆且ど萬人を帥る、叛きて吳に奔る。

帝、工部尙書盧文紀・禮部郎中呂琦を以て、蜀王冊禮使と爲し、并に蜀王に一品の朝服を賜ふ。知祥、自ら九旒の冕・九章の衣を作り、車服旌旗、皆、(三〇)王者に擬す。八月乙巳朔、文紀等、成都に至る。戊申、知祥、袁冕を服し、儀衛を備へて、(三一)驛に詣り、階を降り、北面して冊を受け、(三二)玉輅に升り、府門に至り、(三三)步輦に乗りて以て歸る。文紀は(三四)簡求の孫なり。

戊申、羣臣、尊號を上りて、聖明神武廣道法天文德恭孝皇帝と曰ふ。大赦す。在京及び諸道の將士、各、等第優給す。時に、(三五)一月の間に、(三六)再び優給を行ふ。是に由りて、用度益々窘む。

(三七)太僕少卿何澤、上が疾に寝ね、秦王從榮の權勢方に盛なるを見、己復た進用せられんことを冀ひ、表して、從榮を立てて太子と爲さんと請ふ。上、表を覽て泣下り、私に左右に謂つて曰はく、「羣臣、太子を立てんと請ふ。朕當に(三八)太原の舊第に歸老すべきのみ」と。己むを得ず、丙戌、宰

【三〇】王者。天子を謂ふ。

【三一】時に盧文紀等を成都の驛舎に館す。

【三二】玉輅。天子の輅なり。

【三三】步輦。人を以て之を挽かしむるなり。

【三四】盧簡求是綸の子なり。唐の宣宗・懿宗の時、内は臺閣を歴、外は節鎮を踐む。

【三五】乙酉より戊申に至るまで、二十四日のみ。

【三六】胡三省曰はく、明宗の優給は、莊宗の過に懲りたるなり。之を給すること愈々濫にして、士心愈々驕る。是に由りて、鳳翔に至りて更に一分を請ふの事あり。

【三七】紀事本末には、太僕少卿の下に致仕の二字あり。

【三八】帝、太祖・莊宗に事へて、晉陽より起る。舊第のここに在る有り。

相・樞密使に詔して之を議せしむ。丁卯、從榮、上に見え、言つて曰はく、「竊に聞く、姦人有り、臣を立てて太子と爲さんと請ふと。臣、幼少なり。且く、軍民を治むるを學ばんことを願ふ。此名に當らんことを願はず」と。上曰はく、「羣臣の欲する所なり」と。從榮退き、范延光・趙延壽を見て曰はく、「執政、吾を以て太子と爲さんと欲するは、是れ我が兵柄を奪うて之を東宮に幽せんと欲するのみ」と。延光等、上の意を知り、且つ從榮の言を懼れ、即ち具に以て上に白す。辛未、制して、從榮を以て天下兵馬大元帥と爲す。

九月甲戌朔、吳主、德妃王氏を立てて皇后と爲す。

戊寅、范延光・趙延壽に兼侍中を加ふ。

癸未、中書・奏す、「節度使、元帥に見ゆるの儀、平章事を帶ぶと雖も、亦、軍禮の廷參を以てせん」と。之に従ふ。

帝、宣徽使判三司馮贇に同平章事を加へんと欲す。(三九)贇の父の名は章なり。執政、(四〇)誤りて故事を引き、庚寅、贇に同中書門下二品を加へ、三司使に充つ。

秦王從榮、(四一)嚴衛捧聖步騎兩指揮を請うて牙兵と爲し、入朝する毎に、數百騎を從へ、弓を張り矢

【三九】贇の父璋、帝に潛躍に事へ、闖者たり。

【四〇】唐の制、中書門下の二省、惟だ中書令・侍中のみ正二品たり、侍郎は正三品、兩省の侍郎を以て宰相の職を兼ねれば、之を同中書門下平章事と謂ひ、而して官は自ら本品に依る。今、同中書門下二品は、其品、兩省の長官に同じ。是れ誤なり。

【四一】左右羽林四十指揮を改めて嚴衛左右軍と爲し、龍武神武四十指揮を改めて捧聖左右軍と爲す。

を挟み、衢路に馳騁す。文士をして淮南に檄するの書を試草し、己將に海内を廓清せんとするの意を陳べしむ。從榮、執政に快からず、私に所親に謂つて曰はく、「吾、一旦南面せば、必ず之を族せん」と。范延光・趙延壽懼れ、屢、外補を求めて以て之を避けんとなす。上以爲へらく、己が病むを見て、去らんことを求むと。甚だ怒りて曰はく、「去らんと欲せば自ら去れ。奚ぞ表を用ふるを爲さん」と。

齊國公主、復た延壽の爲めに禁中に言つて云はく、「延壽、實に疾有り、機務に堪へず」と。丙申、二人復た上に言つて曰はく、「臣等、敢て勞を憚るに非ず。願はくは勳舊と迭に之と爲らん。亦、敢て俱に去らず。願はくは一人先づ出づるを聽せ。若し新人、職に稱はず、復た臣を召さば、臣即ち至らん」と。上乃ち之を許す。戊戌、延壽を以て宣武節度使と爲し、山南東道節度使朱弘昭を以て樞密使・同平章事と爲す。制下る。(四三)弘昭復た辭す。上、之を叱して曰はく、「汝が輩、皆、吾が側に在るを欲せず。吾、汝をか爲さん」と。弘昭乃ち敢て言はず。

吏部侍郎張文寶、海に泛びて杭州に使す。船壞る。水工、小舟を以て之を濟ふ。風飄して(四四)天長に至る。從者二百人、存する所の者五人。吳主厚く之を禮し、資するに從者の儀服・錢幣數萬を以てし、仍ほ之が爲めに錢氏に賤し、境上に於て迎候せしむ。文寶獨り飲食を受け、餘は皆之を辭して曰

【四三】 趙延壽は帝の女齊國公主に尙す。

【四四】 亦、從榮の禍を懼るるなり。

【四五】 天長縣は揚州の西二百十里に在り。今の安徽省淮泗道天長縣。

はく、「本朝と吳と、久しく通問せず。今、既に君臣に非ず、又、賓主に非ず。若し茲物を受けなば、何の辭か以て謝せん」と。吳主、之を嘉す。竟に命を杭州に達して還る。

庚子、(四六)前の義成節度使李贇華を以て昭信節度使と爲し、洛陽に留まり、其俸を食ましむ。

辛丑、詔して、大元帥從榮、位、宰相の上にならしむ。

吳の徐知誥、國中、水火屢、災を爲すを以て、曰はく、「兵民困苦す。吾安んぞ獨り樂しむ可けんや」と。悉く侍妓を縱ち遣り、樂器を取りて之を焚く。

閩の内樞密使薛文傑、閩主に説き、諸宗室を抑挫せしむ。從子繼圖、忿に勝へず、反を謀る。誅に坐す。連坐する者千餘人。

冬十月乙卯、范延光・馮贇、奏す、「西北の諸胡の馬を賣る者、往來すること織るが如く、日に絹無慮五千匹を用ひ、計るに國用の什の七を耗す。請ふ縁邊の鎮戍に委ね、諸胡の賣る所の馬の良き者を選び、券を給し、數を具へて以て聞せしめん」と。之に従ふ。

【四六】 去年、李贇華を以て義成に帥たらしむること、前卷に見ゆ。五代會要に、長興二年、虔州を升せて昭信節度と爲すと。時に虔州は吳に屬す。吳、以て百勝節度と爲す。贇華の領する所は、虔州の昭信軍ならんか。五代史本紀には、贇華を以て遙に虔州節度使を領せしむと云ふ。

【四七】 馮贇に代るなり。

戊午、前の武興節度使孫岳を以て(四八)三司使と爲す。

范延光、屢、孟漢瓊・王淑妃に因り、以て出でんことを求む。庚申、延光を以て成德節度使と爲し、

馮贇を以て樞密使と爲す。帝、親軍都指揮使河陽節度使同平章事康義誠を以て朴忠と爲し、之を親任す。時に要近の官、多く出でんことを求め、以て秦王の禍を避けんとす。義誠、自ら脱する能はざるを度り、乃ち其子をして秦王に事へしめ、務めて恭順を以て、兩端を持し、自ら全くするを得んことを冀ふ。

權知夏州事李彝超、上表して罪を謝し、昭雪せんことを求む。壬戌、彝超を以て定難軍節度使と爲す。

十一月甲戌、上、范延光に餞す。酒罷み、上曰はく、「卿今遠く去る。事宜しく言を盡すべし」と。對へて曰はく、「朝廷の大事、願はくは陛下、内外の輔臣と參決し、羣小の言を聽く勿れ」と。遂に相泣きて別る。

時に孟漢瓊、事を用ひ、之に附く者、共に朋黨を爲し、以て上の聽を蔽惑す。故に延光、之に言及す。

庚辰、(三) 慎州の懷化軍を改め、(四) 保順軍を洮州に置き、洮、鄯等の州を領せしむ。

戊子、帝の疾復た作る。己丑、大漸なり。秦王從榮入りて疾を問ふ。帝、首を俛れて、擧ぐる能はず。王淑妃曰はく、「從榮此に在り」と。帝、應へず。從榮出で、宮中皆哭す

【四七】 去年秋、李彝超を討つ。
【四八】 昭雪。昭は其の宅無きを明かにし、雪は其罪を洗滌するなり。
【四九】 内輔臣は樞密使を謂ひ、外輔臣は宰相を謂ふ。
【五〇】 羣小。孟漢瓊の黨を指す。
【五一】 九域志に、慎州は昭化軍節度と。五代會要に、是年十一月、庚辰、鎮州懷化軍を改めて昭化軍と爲すと。史、此に於て、蓋し「昭化軍と爲す」の一句を逸するなり。
【五二】 唐の肅代より以來、洮鄯は吐蕃に没す。是時、必ず西戎の首領來りて歸附する有り、故に節鎮を置き、以て之に寵授するならん。

るを聞く。從榮、帝已に歿せりと意ふ。明旦、疾と稱して入らず。是夕、帝、實に小しく愈ゆ。而して從榮、知らず。(五) 從榮、自ら時論の與する所と爲らざるを知り、嗣と爲るを得ざらんことを恐れ、其黨と謀り、兵を以て入り侍し。先づ權臣を制せんと欲す。辛卯、從榮、都押牙馬處鈞を遣はし、朱弘昭・馮贇に謂つて曰はく、「吾、牙兵を帥み、宮中に入りて疾に侍し。且つ非常に備へんと欲す。當に何の所にか止まるべき」と。二人曰はく、「王自ら之を擇べ」と。既にして處鈞に私して曰はく、「主上(六) 萬福なり。王宜しく心を竭して忠孝なるべし。妄に人の浮言を信す可からず」と。從榮怒り、復た處鈞を遣はし、二人に謂つて曰はしむ、「公が輩、殊えて家族を愛せざるか。何ぞ敢て我を拒む」と。二人、之を患へ、入りて王淑妃及び宣徽使孟漢瓊に告ぐ。咸曰はく、「(七) 茲事は康義誠を得ざれば、濟す可からず」と。乃ち義誠を召して之を謀る。義誠竟に言無し。但だ曰はく、「義誠は將校なるのみ。敢て議に預らず。惟だ相公の使ふ所のままにせん」と。弘昭、義誠が衆中に之を言ふを欲せずと疑ひ、夜、邀へて私第に至らしめ、之に問ふ。(八) 其對、初の如し。壬辰、從榮、(九) 河南府より、常服して步騎千人を將

【五三】 事始めて二百七十六卷天成三年に見ゆ。胡三省曰はく、人は自ら知らざるを患ふるのみ。既に自ら知り、而して小人と、自ら全くするの計を爲すを謀る。此れ其の敗るる所以なりと。
【五四】 權臣とは孟漢瓊・朱弘昭・馮贇等を謂ふ。
【五五】 萬福。起居無事なるをいふ。
【五六】 康義誠、時に侍衛の親軍を統ぶ。義誠を得て之と謀を合はせ從榮を拒ぐにあらざれば、事成る可からざるを言ふ。
【五七】 康義誠の初計、兩端を持して以て自ら全くせんと欲す、故に其對、此の如し。
【五八】 從榮、時に河南の尹を以て、六軍諸衛に判たり、河南府に居る。

の、天津橋に陳す。是日黎明、從榮、馬處鈞を遣はし、馮贇の第に至り、之に語りて曰はしむ。「吾、今日、決して入り、且く興聖宮に居らん。公が輩各宗族有り。事を處すること亦宜しく詳允すべし。禍福は須臾に在るのみ」と。又、處鈞を遣はして康義誠に詣らしむ。義誠曰はく、「王來らば則ち奉迎せん」と。贇馳せて右掖門に入り、弘昭・義誠・漢瓊及び三司使孫岳を見、方に聚まりて中興殿の門外に謀る。贇具に處鈞の言を道ひ、因つて義誠を讓めて曰はく、「秦王、禍福、須臾に在り」と言へり。其事、知る可し。公、兒が秦府に在るを以て左右顧望する勿れ。主上、吾が輩を拔擢し、布衣より將相に至る。苟くも秦王の兵をして此門に入るを得しめば、主上を何の地に置かん。吾が輩尙ほ遺種有らんや」と。義誠未だ對ふるに及ばざるに、監門白す、「秦王已に兵を將ゐて端門の外に至る」と。漢瓊、衣を拂つて起つて曰はく、「今日の事、危きこと君父に及ぶ。公猶ほ顧望して利を擇ぶか。吾何ぞ餘生を愛まんや。當に自ら兵を帥ゐて之を拒ぐべきのみ」と。即ち殿門に入る。弘昭・贇、之に隨ふ。義誠、已むを得ず、亦之に隨うて入る。漢瓊、帝に見えて曰はく、「從榮・反し、兵已に端門を攻む。須臾にして宮に入らば、則ち大に亂れん」と。宮中相顧みて號哭す。帝曰はく、「從榮何を苦しみてか乃ち爾る」

【六九】 帝が位を嗣ぐや、先づ入りて興聖宮に居る、故に從榮、之に效ばんと欲す。

【七〇】 來らば則ち奉迎せん、來らざるに則ち敢て輕しく動かし。此れ即ち義成が子を遣はして秦府に事へしむるの初計なり。

【七一】 唐の莊宗同光二年、洛陽の崇勳殿を改めて中興殿と爲し、萬春門を中興門と爲す。

【七二】 監門は監門衛將軍なり。

【七三】 端門は宮城の正南門。

【七四】 公とは康義誠を謂ふ。

と。弘昭等に問ふ、「諸れ有りや」と。對へて曰はく、「之れ有り。適に已に門者をして門を闔ぢしむ」と。帝、天を指し泣下り、義誠に謂つて曰はく、「卿自ら處置せよ。百姓を驚かす勿れ」と。控鶴指揮使李重吉は、從珂の子なり。時に側に侍す。帝曰はく、「吾、爾が父と、矢石を冒し、天下を定め、數、吾を厄より脱れしむ。從榮輩、何の力を得ん。今乃ち人の教ふる所と爲り、此悖逆を爲す。我、固より、此曹の・大事を付するに足らざるを知る。當に爾が父を呼び、授くるに兵柄を以てすべきのみ。汝、我が爲めに諸門を閉せよ」と。重吉即ち控鶴の兵を帥ゐて宮門を守る。孟漢瓊、甲を被り馬に乗り、馬軍都指揮使朱洪實を召し、五百騎を將ゐて從榮を討たしむ。從榮方に胡床に據り、橋上に坐し、左右を遣はし、康義誠を召さしむ。端門已に閉づ。左掖門を叩き、門隙の中より之を窺ひ、朱洪實が騎兵を引き北より來るを見、走りて從榮に白す。從榮、大に驚き、命じて鐵掩心を取らしめて之を擲き、坐して弓矢を調ふ。俄にして騎兵大に至る。從榮走りて府に歸る。僚佐皆竄匿す。牙兵、嘉善坊を掠め、潰え去る。從榮、妃劉氏と、牀下に匿る。皇城使安從益、就きて之を斬り、并せて其子を殺し、其首を以て獻す。初め孫岳、頗る・内廷の密謀に豫るを得たり。

【六五】 時に從珂、鳳翔に鎮す。帝、之を召さんと欲す。

【六六】 端門の東の門を左掖門と曰ひ、西門を右掖門と曰ふ。端門の左右に在ること、臂掖の左右の如きを言ふ。

【六七】 端門は宮城の南門、兵、宮中より出づ。掖門外より之を窺ひ、其兵の北より來るを見る。

【六八】 掩心。甲の、臂前に在る者をいふ。

【六九】 府は河南府をいふ。

【七〇】 馮朱。馮贇・朱弘昭をいふ。

【七一】 狼狽。狼戾の意なり。

仇を思ふ。岳嘗て之が爲めに極めて禍福の歸を言ふ。康義誠、之を恨む。是に至りて、亂に乗じ、密に騎士を遣はして之を射殺す。帝、從榮が死せしを聞き、悲駭し、幾と御榻より落ちんとし、絶えて復た蘇へる者再び。是に由りて疾復た劇し。從榮の一子尙ほ幼にして、宮中に養はる。諸將、之を除かんと請ふ。帝泣きて曰はく、「此れ何の罪あらん」と。已むを得ず、竟に之を與ふ。癸巳、馮道、羣臣を帥ひ、入りて帝に雍和殿に見ゆ。帝、(五)雨泣嗚咽して曰はく、「吾が家の事此に至る。卿等を見るを慙づ」と。宋王從厚、天雄節度使たり。甲午、(五)孟漢瓊を遣はし、從厚を徵し、且つ權に天雄軍府の事に知たらしむ。丙申、從榮を追廢して庶人と爲す。執政共に從榮の官屬の罪を議す。馮道曰はく、「從榮の親しむ所の者は、高鞏・劉陟・王説のみ。任贊は官に到りて纔に半月。王居敏、(五)司徒詔は、(五)病告に在ること、已に半年なり。豈に其謀に豫らんや。居敏は尤も從榮の惡む所たり。昨、兵を擧げて關に向ふの際、鞏・陟と、轡を竝べて行き、(五)日景を指して曰はく、「來日、(五)今に及ぶまでに、已に(五)王詹事を誅せん」と。之と謀を同じくする者に非ざるよりは、豈に一切之を誅するを得んや」と。朱弘昭曰はく、「從榮をして(五)光政門に入るを得しめば、贊等、當

- 【七三】 雨泣。涙下ること雨の如きをいふ。
- 【七四】 孟漢瓊をして從厚を徵せしめ、入りて疾に侍せしめ、因つて漢瓊をして天雄軍府を權知せしむ。
- 【七五】 病告に在り。病を以て謁告して家居す。
- 【七六】 日景。日の昇景。ひかけ。
- 【七七】 今に及ぶ。猶ほ此時に及ぶといふがごとし。
- 【七八】 王詹事。王居敏をいふ。其官を稱するなり。
- 【七九】 唐の昭宗が洛陽に遷るや、長樂門を改めて光政門と爲す。

に如何か任使すべき。而して吾が輩猶ほ種有らんや。且つ(五)首從の差は一等のみ。今、首已に孥戮せらる。而るに従、皆、問はずんば、主上、能く吾が輩を以て姦人を庇ふと爲さざらんや」と。馮贊、力めて之を争ふ。始めて流貶を議す。時に諸議高鞏は已に誅に伏す。丁酉、元帥府判官兵部侍郎任贊、秘書監兼王傅劉瓚・友蘇瓚・記室魚崇遠・河南の少尹劉陟・判官司徒詔・推官王説等の八人は、竝に(五)長流し、河南巡官李潛・江文蔚等の六人は、勅して田里に歸らしめ、(五)六軍判官太子詹事王居敏・推官郭曖は、竝に官を貶せらる。潛は(五)回の族曾孫なり。詔は貝州の人、文蔚は建安の人なり。文蔚、吳に奔る。徐知誥、厚く之を禮す。初め從榮、道を失ふや。六軍判官司諫郎中趙遠諫めて曰はく、「大王、地、(五)上嗣に居る。當に勤めて令徳を修むべし。奈何ぞ爲す所是の如くなる。父子は至親にして恃む可しと爲すと謂ふ勿れ。獨り(五)恭世子。(五)辰太子を見すや」と。從榮怒り、出して涇州判官と爲す。從榮が敗るるに及び、遠、是を以て名を知らる。(五)遠、字は上交、幽州の人なり。

- 【八〇】 凡そ罪を定むるに、從は首たるより減すること一等。
- 【八一】 唐の法、長流の人は、之を長流百姓と謂ふ。
- 【八二】 從榮、六軍諸衛の事に判たり。其府僚に判官・推官あり。
- 【八三】 李回は唐の武宗の朝に宰相と爲る。
- 【八四】 上嗣。齒、諸子の上に居り、當に嗣ぎて大業を有つべし。
- 【八五】 恭世子。春秋に、晉の獻公、其世子を殺す。而して其罪に非ず。後、諡して恭と曰ふ。
- 【八六】 辰太子の事は二十二卷漢の武帝征和二年に見ゆ。
- 【八七】 趙遠、後、漢の高祖に事へ、高祖の諱を避け、字を以て行はる。故に史、其名を著はす。

戊戌、帝殂す。帝、性、猜忌せず、物と競ふ無し。登極の年、已に六十を踰ゆ。夕毎に、宮中に於て、香を焚きて天に祝りて曰はく、「某は胡人なり。亂に因りて衆の推す所と爲る。」願はくは天早く聖人を生じ、生民の主と爲せ」と。位在るや、年穀屢豐に、兵革、用ふること罕に、五代に校ぶるに、粗ば、小康と爲す。辛丑、宋王、洛陽に至る。

閩主、魯國太夫人黃氏を尊びて皇太后と爲す。閩主、鬼神を好み、巫盛、輶等、皆、寵有り。薛文傑、閩主に言つて曰はく、「陛下の左右、姦臣多し。諸を鬼神に質すに非ざれば、知る能はざるなり。盛輶善く鬼を視る。宜しく之を察せしむべし」と。閩主、之に従ふ。文傑、樞密使吳昜を惡む。昜、疾有り。文傑、之を省して曰はく、「主上、公久しく疾むを以て、公の近密を罷めんと欲す。僕言へらく「公は但だ小しく頭痛に苦しむのみ。將に愈えんとす」と。主上或は使を遣はして來り問はば、愼みて、之の疾を以て對ふる勿れ」と。昜、許諾す。明日、文傑、輶をして閩主に言つて曰はしむ、「適に北廟崇順王を見るに、吳昜の謀反を訊し、銅釘を以て其腦を釘し、金椎もて之を撃てり」と。閩主、以て文傑に告ぐ。文傑曰はく、「未だ信す可からざるなり。宜しく使を遣はして之を問はしむべし」と。果して頭痛を以て對ふ。即ち收めて獄に下し、文傑及び獄吏を遣はして之を雜治せしむ。昜自ら誣服す。其妻子を并せて之を誅す。是に由りて、國人益々怒る。吳光、兵を吳に請ふ。吳の信州の刺史蔣延徽、朝命を俟たず、兵を引きて光に會して建州を攻む。閩主、使を遣はし、救を吳越に求む。

十二月癸卯朔、始めて明宗の喪を發し、宋王、皇帝の位に即く。

秦王從榮既に死し、朱洪實の妻、宮に入る。

司衣王氏、語、秦王に及ぶ。王氏曰はく、「秦王、人の子と爲り、左右に在りて疾に侍せず、人の禍を歸するを致す。是れ其罪なり。若し大逆と云はば、則ち厚く誣ふるなり。」

宋王、洪實、之を聞きて大に懼れ、康義誠と與に、其語を以て

閩帝に白し、且つ言ふ、「王氏、從榮に私し、之が爲めに宮中の事を調へり」と。辛亥、王氏に死を賜ふ。事、王淑妃に連なる。淑妃素より從榮に厚し。帝、是に由りて之を疑ふ。

【九六】 吳光、吳に奔ること、上の七月に見ゆ。

【九七】 信州より南のかた建州に至るまで四百里。今の江西省豫章道上饒縣。

【九八】 宋王。諱は從厚、明宗の第五子なり。明宗殂して四日にして後、宋王至る。至りて三日、始めて喪を發し位に即く。

【九九】 司衣。尙服局に屬す。宮内の御服首飾を掌る。

丙辰、天雄左都押牙宋令詢を以て磁州の刺史と爲す。朱弘昭、秦王を誅して帝を立つるを以て己が功と爲し、朝政を専らにせんと欲す。令詢、帝の左右に侍すること最も久しく、雅より帝の親信する所と爲る。弘昭、舊人の帝の側に在るを欲せず。故に之を出す。帝、悦ばず。而も之を如何ともする無し。孟知祥、明宗・殂せりと聞き、僚佐に謂つて曰はく、「宋王は幼弱にして、(一三)政を爲す者は皆胥吏・小人なり。其亂、坐して俟つ可きなり」と。

辛未、帝始めて中興殿に御す。帝、自ら(一四)易月の制を終り、即ち學士を召し、貞觀政要・太宗實錄を讀ましめ、治を致すの志有り。然れども其要を知らず、寛柔にして斷少し。李愚私に同列に謂つて曰はく、「(一五)吾が君延訪するに、吾が輩に及ぶこと鮮し。位高く責重し。事、亦、憂ふるに堪へたり」と。衆、惕息して敢て應へず。

順化節度使同平章事判明州錢元珣、驕縱不法なり。事を(一六)王府に請うて獲ざる毎に、輒ち上書して悖慢なり。嘗て一吏を怒り、鐵牀を置きて之を炙り、臭、城郭に滿つ。

吳王元瓘、牙將仰仁詮を遣はし、明州に詣りて之を召さしむ。仁詮の左右、元珣が制し難からんことを慮り、之が備を爲さんことを勸む。仁詮、従はず、常服して徑に聽事に造る。元珣、仁詮至るを見、

股慄し、遂に錢塘に還る。別第に幽せらる。仁詮は湖州の人なり。

(一七)閩王、福州を改めて長樂府と爲す。親從都指揮使王仁達、(一八)王延稟を擒にするの功有り。性慷慨にして、事を言ひて避くる所無し。閩主、之を惡む。嘗て私に左右に謂つて曰はく、「仁達は智餘有り。吾は猶ほ能く之を御す。少主の臣に非ざるなり」と。是に至りて、竟に誣ふるに叛を以てし、之を族誅す。

初め馬希聲・希範、同日に生る。希聲の母は袁德妃と曰ひ、希範の母は陳氏と曰ふ。希範、希聲が先づ立ちて、讓らざりしを怨む。位を嗣ぐに及び、袁德妃に禮せず。希聲の母弟希旺、親從都指揮使と爲る。希範多く之を讎責す。袁德妃、希旺の官を納れて道士と爲さんと請ふ。許さず。其軍職を解き、竹屋草門に居らしめ、兄弟の燕集に預るを得ざらしむ。德妃卒するや、希旺・憂憤して卒す。

潞王上

(一九)清泰元年、春正月戊寅、閔帝、大赦し、(二〇)應順と改元す。壬午、河陽節度使兼侍衛都指揮使康義誠に兼侍中・判六軍諸衛事を加ふ。

後唐潞王清泰元年

【一三】朱弘昭・馮贇、先に皆、胥吏を以て明宗に濫躍に事ふ、故に孟知祥に侮易せらる。
【一四】漢管の喪の制に循ひ、日を以て月に易へ、二十七日にして服を釋く。
【一五】李愚、時に相たり、帝が政を宰相に謀らすして専ら樞密宣徽等と事を議するを言ふなり。
【一六】王府。吳越國王府を謂ふなり。

【一七】閩王。當に閩主に作るべし。
【一八】王仁達が王延稟を擒にすること、前卷長興元年に見ゆ。
【一九】潞王。諱は從珂、鎮州平山の人なり。本姓は王氏。明宗、將と爲り、時に平山を過ぎ、掠めて之を得、養うて以て子と爲す。
【二〇】清泰元年。是年四月、入りて立ち、始めて清泰と改元す。西紀九三四年。
【二一】胡三省曰はく、天に應じ人に順ふを以て義と爲す。繼體の君の、元を紀する所以に非ざるなりと。

朱弘昭・馮贇、侍衛馬軍都指揮使安彥威、侍衛步軍都指揮使忠正節度使張從賓を忌む。甲申、彥威を出して護國節度使と爲し、捧聖馬軍都指揮使朱洪實を以て之に代らしめ、從賓を出して彰義節度使と爲し、嚴衛步軍都指揮使皇甫遇を以て之に代らしむ。彥威は惇の人、遇は眞定の人なり。

戊子、樞密使同平章事朱弘昭・同中書門下二品馮贇・河東節度使兼侍中石敬瑭、竝に中書令を兼ね。贇は、超遷すること太だ過ぐるを以て、堅く辭して受けず。己丑、兼侍中に改む。

壬辰、荆南節度使高從誨を以て南平王と爲し、武安武平節度使馬希範を楚王と爲す。

甲午、鎮海鎮東節度使吳元璠を以て吳越王と爲す。吳の徐知誥、別に私第を金陵に治む。乙未、遷りて私第に居り、府舎を虚しくし、以て吳主を待つ。

鳳翔節度使兼侍中潞王從珂、石敬瑭と、少きとき明帝に從つて征伐し、功名有り、衆心を得たり。朱弘昭・馮贇、位望素より二人の下に出づること遠きこと甚だし。一旦、朝政を執るや、皆、之を忌む。明宗、疾有るや、潞王屢、其夫人を遣はし、入りて省侍せしむ。明宗、殂するに及び、潞王、疾と辭して來らず。使臣、鳳翔に至る者、或は自

【四】 胡三省曰はく、朱馮が忌多きは、禍を速く所以なりと。
【五】 五代會要に、天成二年十月、壽州を升せて忠正節度と爲す。時に壽州は吳に屬す。後唐蓋し節鎮に升せて、以て其臣に寵授し、遂に之を領せしむるのみ。
【六】 此吳主は楊溥なり。
【七】 從珂及び敬瑭を忌むなり。
【八】 主少く國疑ふを以てなり。其の相猜阻するの迹見はる。

ら言ふ、『潞王の陰事を伺ひ得たり』と。時に潞王の長子重吉、控鶴都指揮使たり。朱馮、其の禁兵を典るを欲せず。己亥、出して亳州團練使と爲す。潞王、女惠明有り、尼と爲り、洛陽に在り。亦召して禁中に入る。潞王、是に由りて疑ひ懼る。

吳の蔣延徽、閩の兵を浦城に敗り、遂に建州を圍む。閩主璘、上軍使張彥柔・驃騎大將軍王延宗を遣はし、兵萬人を將りて建州を救はしむ。延宗の軍、中途に及び、士卒、進まずして曰はく、『薛文傑を得ずんば、賊を討ずる能はじ』と。延宗、使を馳せて以て聞す。

國人震恐す。太后及び福王繼鵬、泣きて璘に謂つて曰はく、『文傑、國權を盜弄し、無辜を枉害し、上下怨怒すること久し。今、吳の兵深く入り、士卒、進まず。社稷一旦傾覆せば、文傑を留むとも何の益あらん』と。文傑も亦側に在り、互に利害を陳ぶ。璘曰はく、『吾、卿を如何ともする無し。卿自ら謀を爲せ』と。文傑出づ。繼鵬、之を啓聖門外に伺ひ、笏を以て

【九】 浦城は建州に屬し、州の東北三百三十里に在り。今の福建省建安道浦城縣。
【一〇】 閩、上軍使・中軍使・下軍使を置く。
【一一】 繼鵬、閩主の長子なり。
【一二】 鉞、刃の端をいふ。

之を撃ち、地に仆す。檻車にて軍前に送る。市人争うて瓦礫を持ちて之を撃つ。文傑、術數を善くし、自ら云ふ、『三日を過ぎなば則ち患無からん』と。部送する者、之を聞き、道を倍し兼行し、二日にして至る。士卒、之を見、踊躍して之を饗食す。閩主、亟かに遣はして之を赦さしむ。及ばず。初め文傑以爲へらく、古制の檻車は疎濶なりと。更めて之を爲り、形、木匱の如く、攢むるに鐵鉞を

以てして内に向ひ、動けば輒ち之に觸る。車成り、文傑首めて自ら焉に入る。并せて盛韜を誅す。蔣延徽、建州を攻め、克つに垂なんとす。徐知誥、延徽は吳の太祖の壻にして、臨川王濛と素より善きを以て、(二五)其の建州に克たば濛を奉じて以て興復を圖らんことを恐れ、使を遣はして之を召す。延徽も亦閩の兵及び吳越の兵の將に至らんとするを聞き、兵を引ききて歸る。閩人追撃して之を敗る。士卒死亡すること甚だ衆し。罪を都虞候張重進に歸し、之を斬る。知誥、延徽を貶して右威衛將軍と爲し、使を遣はして好を閩に求む。

閏月、左諫議大夫唐納、膳部郎中知制誥陳父を以て、皆、給事中と爲し、樞密直學士に充つ。納、文學を以て帝に従ひ、(二六)三鎮を歴て幕府に在り。位に即くに及び、將佐の才有る者は、朱馮、皆、之を斥逐す。納は性迂疎なり。朱馮、帝の怒を含み、時有りて發せんことを恐れ、乃ち納を密近に引き、其黨陳父を以て之を監せしむ。

丙午、(二七)皇后を尊びて皇太后と爲す。安遠節度使符彥超の奴王希全・任賀兒、朝廷の多事なるを見、彥超を殺し、安州に據り、吳に附かんと謀り、夜、門を叩き、(二八)急遞有りと稱す。彥超出でて聽事に至る。二奴、之を殺す。因つて彥超の

【三】盛韜は、鬼神の事を以て、薛文傑に黨附して姦を爲せる者なり。

【四】吳、楊行密を尊び、廟を太祖と號す。

【五】濛が徐氏父子に忌まれること、二百七十一卷梁の均王貞明五年に始まる。

【六】帝、開成三年を以て宣武に鎮し、明年、徙りて河東に鎮し、長興元年、徙りて天雄に鎮す。

【七】皇后、明宗の曹皇后なり。

【八】急遞、緊急なる遞送の文書。

命を以て諸將を召し、己に従はざる者有れば、輒ち之を殺す。己酉旦、(二九)副使李端、州兵を帥ゐ、討ちて之を誅し、其黨を并す。

甲寅、王淑妃を(三〇)以て太妃と爲す。

蜀の將吏、蜀王知祥に帝と稱せんことを勸む。己巳、(三一)知祥、皇帝の位に成都に即く。

【二九】副使、節度副使なり。

【三〇】胡三省曰はく、尊と曰はすして以と曰ひ、史、閔帝が王淑妃を薄んずるを言ふと。

【三一】孟知祥、字は保胤、邢州龍岡の人。

卷の第二百七十九

後唐紀八

潞王下

清泰元年、二月癸酉、蜀主、武泰節度使趙季良を以て、司空・兼門下侍郎・同平章事と爲す。節度使を領すること故の如し。

吳人、都を遷すを欲せざる者多し。都押牙周宗、徐知誥に言つて曰はく、「主上、西に遷らば、公復た須く東行すべし。惟だ勞費甚だ大なるのみならず、且つ衆心に違はん」と。丙子、吳主、宋齊丘を遣はし、金陵に如き、知誥に諭し、都を遷すを罷めしむ。是より先、知誥久しく傳禪の志有り。吳主に失徳無きを以て、衆心の悦ばざらんことを恐れ、嗣君を待たんと欲す。宋齊丘も亦以て然りと爲す。一旦、知誥、鏡に臨みて、白

後唐潞王清泰元年

- 【一】 清泰元年。西紀九三四年。
- 【二】 趙季良は孟蜀の佐命の元臣たり。
- 【三】 吳の遷都の議、前卷明宗長興四年に始まる。
- 【四】 都押牙。鎮海寧國兩鎮の都押牙なり。
- 【五】 昇州は揚州に於て西と爲す。揚州は昇州に於て東と爲す。吳主若し西のかた金陵に遷らば、徐知誥須く東のかた江都に鎮すべきを言ふ。
- 【六】 口の上に在るを髭と曰ひ、下に在るを鬚と曰ひ、頰に在るを髯と曰ふ。

髭を髯き、歎じて曰はく、『國家安くして吾老いたり。奈何せん』と。周宗、其意を知り、請うて江都に如き、微に傳禪を以て吳主に諷し、且つ齊丘に告ぐ。齊丘、宗が己に先んずるを以て、心に之を疾み、使を遣はし、馳せて金陵に詣らしめ、手書もて切に諫めて以爲はく、『天時・人事未だ可ならず』と。(七) 知誥・愕然たり。後數日、齊丘至り、宗を斬りて以て吳主に謝せんと請ふ。乃ち宗を黜けて、池州の副使と爲す。之を久しくして、節度副使李建勳・行軍司馬徐玠等、屢知誥の功業を陳べ、『宜しく早く民望に従ふべし』といふ。宗を召して復た都押牙と爲す。知誥、是に由りて齊丘を疎んず。

朱弘昭・馮贇、石敬瑭が久しく太原に在るを欲せず、且つ孟漢瓊を召さんと欲す。己卯、成德節度使范延光を徙して天雄節度使と爲し、漢瓊に代らしめ、潞王從珂を徙して河東節度使・兼北都留守と爲し、石敬瑭を徙して成德節度使と爲す。皆、制書を降さず、但だ各使臣を遣はし、(一〇) 宣を持し、監送して鎮に赴かしむ。

吳主、徐知誥に詔し、(二) 府舎に還らしむ。甲申、金陵・大火あり。乙酉、又、火あり。(三) 知誥、變有らんことを疑ひ、兵を勅して自ら衛る。

- 【七】 徐知誥、宋齊丘が異を立てるを意はず、忽ち其異議を睹る、故に愕然たり。
- 【八】 池州の副使。池州の團練副使なり。
- 【九】 孟漢瓊が天雄軍府に權知たること、前卷前年に見ゆ。
- 【一〇】 樞密院の行ふ所の文書を宣するなり。
- 【二】 徐知誥が府舎を虚しくして以て吳主を待つこと、前卷本年に見ゆ。
- 【三】 徐知誥が自ら衛るは、其心、猶ほ王建のごときなり。

潞王既に朝廷と猜阻す。朝廷、又、洋王從璋に命じ、權に鳳翔に知たらしむ。從璋、性・麤率にして禍を樂しむ。(三) 前に安重誨に代りて河中に鎮し、手づから之を殺せり。潞王、其の來るを聞き、尤も之を惡む。命を拒まんと欲すれば、則ち兵弱く糧少し。爲す所を知らず、將佐に謀る。皆曰はく、『主上、春秋に富み、政事、朱馮に出で、大王の功名、主を震はす。鎮を離れば、必ず全理無からん。受く可からざるなり』と。王、觀察判

官(四) 滴河の馬胤孫に問うて曰はく、『今、道、京師を過ぐるには、當に何に向ふを便と爲すべき』と。對へて曰はく、『君命じて召せば、駕するを俟たず。(七) 喪に臨み鎮に赴く、又何ぞ疑はん。諸人の凶謀には、從ふ可からざるなり』と。衆、之を晒ふ。王乃ち櫂を鄰道に移

して言はく、『朱弘昭等、先帝の疾亟かなるに乗じ、疎し、藩垣を動搖す。懼らくは社稷を傾覆せん。今、從珂將に入朝し、以て君側の惡を清めんとす。而れども力、獨り辨する能はず。願はくは靈を鄰藩に乞ひて以て之を濟さん』と。潞王、(二〇) 西都留守

- 【三】 二百七十七卷明宗長興二年に見ゆ。
- 【四】 滴河。隋の開皇十六年、滴河縣を置き、渤海郡に屬す。唐には棧州に屬す。今の山東省濟南道商河縣。
- 【五】 此問を發して以て衆の意を觀る。
- 【六】 論語鄉黨篇の言を引く。
- 【七】 當に京師を過ぎ、大行の喪に臨みて、然る後太原の喪に赴くべきを言ふ。馬胤孫の言は、儒生、經學を守るの言なり。是時、潞王に命を拒まんことを勸むる者、其言を以て時務に達せずと爲す、故に相與に之を晒ふ。
- 【八】 長を殺し云云。從榮を殺して帝を立てしをいふ。
- 【九】 鳳翔より洛陽に赴くには、路、長安に出づ。

長を殺し少を立て、朝權を專制し、骨肉を別

王思同が東出の道に當るを以て、尤も之と相結ばんと欲し、推官郝詡・押牙朱廷父等を遣はし、相繼ぎて長安に詣り、説くに利害を以てし、餌するに美妓を以てせしめ、従はずんば則ち就きて之を圖らしむ。思同、將吏に謂つて曰はく、「吾、明宗の大恩を受く。今、鳳翔と同じく反せば、借使事成りて榮ゆとも、猶ほ一時の叛臣と爲らん。況んや事敗れて辱められ、千古の醜跡を流さんや」と。遂に詔等を執へ、狀を以て聞す。時に潞王の使者、多く鄰道の執ふる所と爲る。不ざれば則ち依阿して兩端を操る。惟だ(三三)隴州防禦使相里金、心を傾けて之に附き、(三四)判官薛文遇を遣はし、往來して事を計らしむ。金は并州の人なり。朝廷、鳳翔を討たんと議す。康義誠、外に出づるを欲せず、軍權を失はんことを恐れ、王思同を以て統帥と爲し、(三五)羽林都指揮使侯益を以て行營馬步軍都虞候と爲さんと請ふ。(三六)益、軍情將に變せんとするを知り、辭して行かず。執政、之を怒り、出して(三七)商州の刺史と爲す。辛卯、王思同を以て西面行營馬步軍都部署と爲し、前の靜難節度使藥彥稠を之に副とし、前の絳州の刺史裴從簡を馬步都虞候と爲し、嚴衛步軍左廂指揮使尹暉・羽林指揮使楊思權等を、皆、偏裨

【二】王思同、燕より晉に降る。梁晉相距ぐとき、思同未だ嘗て戰功あらず。明宗の時、久時を以て節度使と爲す。故に自ら、大恩を受くと言ふ。
【三】隴州より東のかた鳳翔に至るまで一百五十里。
【四】薛文遇、此に由りて、潞王の信用する所と爲る。
【五】長興二年二月、衛軍神捷、神威、雄武及び魏府の廣捷以下の指揮を改めて左右羽林と爲し、四十指揮を置き、十指揮毎に、立てて一軍と爲し、一軍毎に都指揮使一人を置き、兼れて分ちて左右廂と爲す。
【六】侯益曾て鄴都の變を経たり、故に爾り。
【七】洛陽より商州に至るまで八百八十六里。

と爲す。暉は魏州の人なり。

蜀主、中門使王處回を以て樞密使と爲す。

丁酉、王思同に同平章事を加へ、鳳翔行府に知たらしむ。護國節度使安彥威を以て西面行營都監と爲す。思同、忠義の志有りと雖も、而も軍を御すること法無し。潞王は、行陳に老い、將士の富貴を徵幸する者、心皆之に向ふ。詔して、殿直楚匡祚を遣はし、亳州團練使李重吉を執へ、(三七)宋州に幽せしむ。洋王從璋、行きて(三八)關西に至り、鳳翔・命を拒むと聞きて還る。

三月、安彥威、山南西道の張虔釗・武定の孫漢韶・彰義の張從賓・靜難の康福等(三九)五節度使と與に、「兵を合はせて鳳翔を討たん」と奏す。漢韶は(四〇)李存進の子なり。

乙卯、諸道の兵、大に鳳翔の城下に集まり、之を攻め、東西關城に克つ。城中、死する者甚だ衆し。丙辰、復た進みて城を攻め、必ず取らんことを期す。鳳翔は、城塹卑淺にして、守備俱に乏しく、衆心危急なり。潞王、城に登り、泣きて外軍に謂つて曰はく、「吾、未だ冠せざるるとき、先帝に従つて百戰し、生死に出入し、金創、身に滿ち、以て今日の社稷を立てたり。汝が曹、我に従ひ、目のあたり其事を睹たり。今、朝廷、讒臣を信任し、骨肉を猜忌す。我何の罪ありて誅を受くるか」と。因つて慟哭す。聞く者、之を哀れむ。張虔釗、性

【三三】亳州より西北のかた宋州に至るまで一百四十五里。
【三四】關西。函谷關の西なり。
【三五】梁洋溼郿四帥、安彥威を并せて五。
【三六】晉王克用の義兒百有餘人、李存進は、本姓孫、後、本姓に復す。

偏急にして、主として城の西南を攻め、白刃を以て士卒を驅りて城に登らしむ。士卒怒りて大に詬り、反つて之を攻む。虔釗、馬を躍らして走り免る。楊思權因つて大呼して曰はく、(三)「大相公は吾が主なり」と。遂に諸軍を帥る、甲を解き兵を投じ、降を潞王に請ひ、西門より入り、幅紙を以て潞王に進めて曰はく、「願はくは王、京城に克たんで、臣を以て節度使と爲せ。以て防團と爲す勿れ」と。潞王即ち「思權は邠寧節度使たる可し」と書し、之に授く。王思同猶ほ未だ之を知らず、士卒を趣して城に登らしむ。尹暉・大呼して曰はく、「城西の軍、已に城に入りて賞を受く」と。衆皆甲を棄て兵を投じて降る。其聲、地を震はす。日中、亂兵悉く入る。外軍も亦潰ゆ。(三) 思同等六節度使、皆遁れ去る。潞王、悉く城中の將吏士民の財を斂め、以て軍を構ひ、鼎釜に至るまで、皆直に估りて以て之に給す。丁巳、王思同・藥彥稠等、走りて長安に至る。西京副留守劉遂雍、門を閉ぢて内れず。乃ち潼關に趣く。遂雍は鄆の子なり。潞王、大將の旗鼓を建て、衆を整へて東し、孔目官(三) 虞城の劉延朗を以て腹心と爲す。潞王、始め王思同等が力を併せて長安に據りて拒守せんことを憂ふ。

【三】 大相公。潞王をいふ。楊思權、本、秦王從榮に黨す。從榮死し、思權、安んぜざること久し。因つて勢に乗じて潞王を奉ず。王は明宗の諸子に於て長たり、故に大相公と稱す。

【三】 防團。防禦團練使を謂ふなり。

【三】 王思同及び張虔釗等五節度使を六節度使と爲すは、孫漢韶、時に興元を守る、當に藥彥稠を以て六節度の數を足らす可からん。

【四】 鄆は梁の將なり。明宗、王淑妃の故を以て、遂雍、皆引拔せらる。

【五】 虞城。隋、下邑縣を分ちて虞城縣を置く。唐には宋州に屬す。州の東北五十五里に在り。今、河南省開封道。

(三) 岐山に至り、劉遂雍が思同を内れざるを聞き、甚だ喜び、使を遣はして之を慰撫せしむ。遂雍悉く府庫の財を外に出し、軍士の前に至る者には、即ち給賞して過ぎしむ。潞王至る比ほひ、前軍の賞遍く、皆、城に入らず。庚申、潞王、長安に至る。遂雍迎へ謁す。(三) 民財を率して以て賞に充つ。是日、西面歩軍都監王景從等、軍前より奔り還る。中外大に駭く。帝、爲す所を知らず、康義誠等に謂つて曰はく、「先帝、萬國を棄て、朕、外、藩方を守る。是の時に當りて、嗣と爲る者、諸公の取る所に在るのみ。朕、實に人と國を争ふに心無し。既に大業を承け、(三) 年、幼沖に在り、國事皆諸公に委ぬ。朕、兄弟の間に於て、(四) 榛梗に至らず。諸公、社稷の大計を以て告げらる。朕、何ぞ敢て違はん。軍興の初、皆自ら夸大にして、以爲へらく寇は平ぐるに足らずと。今、事、此に至る、(四) 何の方か以て禍を轉す可き。朕、自ら潞王を迎へ、大位を以て之に譲らんと欲す。若し罪を免れずんば、亦、甘心する所なり」と。(四) 朱弘昭・馮贇、大に懼れ、敢て對へず。義誠、悉く宿衛の兵を以て迎へ降りて己が功と爲さんと欲し、乃ち曰はく、(三) 「西師驚き潰ゆるは、蓋し主將、策を失へばなるのみ。

【三】 鳳翔府岐山縣より、東のかた長安に至るまで二百四十里。

【七】 民財云云。府庫の財、僅に以て前軍に給するに足る。其の潞王に隨つて繼ぎて至る者には、民財を率して以て之に給す。

【三八】 天雄に鎮するをいふ。

【三九】 明宗崩じ、帝、位に即くとき、年二十。

【四〇】 榛梗。隔塞して通ぜざるなり。

【四一】 何の術か以て禍を轉じて福と爲す可き。

【四二】 兄弟を猜問して以て兵端を起すは、朱弘昭・馮贇、之を爲すなり。事敗れて禍集まり、帝の言を聞き、乃ち大に懼る。

【四三】 王思同を薦めし者は康義誠なり。王思同を咎むる者も亦康義誠なり。

今、侍衛の諸軍尙ほ多し。臣請ふ自ら往き、其衝要を扼し、離散を招集し、以て後効を圖らん。幸に陛下、過憂を爲す勿れ」と。帝、使を遣はして石敬瑭を召し、兵を將ゐて之を拒がしめんと欲す。義誠、固く自ら行かんと請ふ。帝乃ち將士を召して慰諭し、府庫を空しくして以て之を勞ひ、許すに「鳳翔を平げば、人ごとに更に二百緡を賞せん。府庫足らずんば、當に宮中の服玩を以て之に繼ぐべし」といふを以てす。軍士益々驕り、畏忌する所無く、賜物を負ひ、路に揚言して曰はく、「鳳翔に至らば、更に一分を請はん」と。楚匡祚を遣はし、李重吉を宋州に殺さしむ。匡祚、重吉を榜極し、其家財を責む。又、尼惠明を殺す。初め馬軍都指揮使朱洪實、秦王從榮の厚くする所と爲る。朱弘昭が樞密使と爲るに及び、洪實、宗兄を以て之に事ふ。從榮、兵を天津橋に勒す。洪實、首として孟漢瓊の爲めに從榮を撃つ。康義誠、是に由りて之を恨む。辛酉、帝親ら左藏に至り、將士に金帛を給す。義誠・洪實、共に兵を用ふるの利害を論ず。洪實、禁軍を以て洛陽を固守せんと欲し、曰はく、「此の如くせば、彼も亦未だ敢て徑に前まざらん。然る後、徐ろに進取を圖らば、以て萬全なる可からん」と。義誠怒りて曰はく、「洪實、此言を爲すは、反せんと欲するか」と。洪實曰はく、「公、自ら反せんと欲す。乃ち誰を反すと謂ふ」と。其聲漸く厲し。帝聞き、召して之に訊ふ。

【四四】 先に已に重吉を宋州に囚ふ。今、又、就きて之を殺さしむ。
 【四五】 惠明を召して禁中に入るること、前卷本年に見ゆ。
 【四六】 事、前卷本年に見ゆ。
 【四七】 康義誠、從榮を迎へんことを許し、而して朱洪實、之を撃つ、故に恨む。
 【四八】 康義誠の心事、朱洪實、之を知る。

二人、帝の前に訟ふ。帝、其是非を辨する能はず、遂に洪實を斬る。軍士益々憤怒す。壬戌、潞王、昭應に至り、「前軍、王思同を獲たり」と聞き、王曰はく、「思同、計を失ふと雖も、然も心を奉ずる所に盡す。亦、嘉す可きなり」と。癸亥、靈口に至る。前軍、思同を執へて以て至る。王、之を責讓す。對へて曰はく、「思同、行間に起り、先帝、之を擢で、位、節將に至る。常に功の以て大恩に報ゆる無きを愧づ。大王に附かば立ちどころに富貴を得。朝廷を助けば自ら禍殃を取らんことを知らざるに非ず、但だ、死するの日・先帝に泉下に見ゆるに面目無からんことを恐るのみ。敗れて鼓に響るは、固より其所なり。請ふ早く死に就かん」と。王、之が爲めに容を改めて曰はく、「公且く休せよ」と。王、之を宥さんと欲す。而して楊思權の徒、其面を見るを恥づ。王が長安を過ぐるや、尹暉盡く思同の家資及び妓妾を取り、屢劉延朗に言つて曰はく、「若し思同を留めば、士心を失はんことを慮る」と。屬王醉ふ。報を待たず、擅に思同及び其妻子を殺す。王醒め、延朗を怒り、嗟惜する者累日。癸亥、制して、康義誠を以て鳳翔行營都招討使と爲し、王思同を以て之に副とす。甲子、潞王、華

【四九】 訟。是非曲直を争辨するなり。
 【五〇】 帝、但だ階級を以て曲直を爲し、而して事は是非を察する能はず。
 【五一】 昭應縣は長安の東五十里に在り。今の陝西省關中道臨潼縣。
 【五二】 今の臨潼縣の零口鎮是れなり。
 【五三】 潞王、王思同の言を聞かば、豈に内愧ぢざらんや。
 【五四】 節將。節を建てて大將と爲るを言ふ。
 【五五】 楊思權等、順に背き逆に附く、故に思同を見るを愧づ。
 【五六】 留むとは、之を活して、人世に留まらしむるを言ふ。

州に至り、藥彥稠を獲て之を囚ふ。乙丑、(五) 閩郷に至る。朝廷、前後、發する所の諸軍、西軍に遇ひ、皆迎へ降り、一人の戰ふ者無し。丙寅、康義誠、侍衛の兵を引き、洛陽を發す。詔して、侍衛馬軍指揮使安從進を以て京城巡檢と爲す。從進已に潞王の書を受け、潜に腹心を布く。是日、潞王、(五) 靈寶に至る。護國節度使安彥威、(五) 匡國節度使安重霸皆降る。惟だ保義節度使康思立、固く陝城を守りて以て康義誠を待たんと謀る。是より先、捧聖の五百騎、陝西に戍し、潞王の前鋒と爲り、城下に至り、城上の人を呼びて曰はく、「禁軍十萬、已に新帝を奉せり。爾が輩數人奚をか爲さん。徒らに一城の人を累はして地に塗れんのみ」と。是に於て、捧聖の卒、争うて出で迎ふ。思立、禁する能はず、已むを得ず、亦出で迎ふ。丁卯、潞王、陝に至る。僚佐、王に説きて曰はく、「今、大王將に京畿に及ばんとす。傳へ聞く、乘輿已に播遷せりと。大王宜しく少く此に留まり、先づ移書して京城の士庶を慰安すべし」と。王、之に従ひ、移書して洛陽の文武士庶を諭す、「惟だ朱弘昭、馮贇の兩族のみ赦さざる外、自餘は憂へ疑ふ有る勿れ」と。康義誠の軍、(六) 新安に至る。所部の將士自ら相結び、百什、羣を爲し、甲兵を棄て、先を争うて陝に詣りて降り、纍纍として絶えず。義誠、(六) 乾壕に至る。麾下纒に數十人。潞王の候騎十餘人に遇ふ。義誠、佩ぶる所の刀劍を解きて信と爲し、候

【五】 華州より東のかた閩郷に至るまで九十里。閩郷より東のかた陝州に至るまで一百七十里。
 【五〇】 靈寶縣は陝州の西四十五里に在り。
 【五五】 莊宗の同光四年、安重霸、秦州を以て降る。
 【六〇】 新安縣は西のかた陝州を距ること二百餘里。
 【六五】 陝州陝縣に乾壕鎮有り。

騎に因りて、降を潞王に請ふ。戊辰、閔帝、「潞王、陝に至り、義誠の軍潰ゆ」と聞き、愛駭して、爲す所を知らず。急に中使を遣はして朱弘昭を召さしめ、向ふ所を謀らんとす。弘昭曰はく、「急に我を召すは、之を罪せんと欲するなり」と。井に赴きて死す。安從進、弘昭が死せるを聞き、馮贇を第に殺し、其族を滅ぼす。弘昭、贇の首を潞王に傳ふ。帝、魏州に奔らんと欲し、孟漢瓊を召し、魏州に詣りて、(五) 先置を爲さしむ。漢瓊、召に應せず、單騎にて陝に奔る。初め帝、藩鎮に在るとき、牙將慕容遷を愛信す。位に即くに及び、以て控鶴指揮使と爲す。帝將に北して河を度らんとし、密に之と謀り、部兵を帥ゐて、(五) 玄武門を守らしむ。是夕、帝、五十騎を以て玄武門を出で、遷に謂つて曰はく、「朕且く魏州に幸し、徐ろに興復を圖らん。汝、有馬の控鶴を帥ゐて我に従へ」と。遷曰はく、「生死、大家に従はん」と。乃ち陽りて團結を爲す。帝既に出づれば、即ち門を闔ちて行かず。己巳、馮道等入朝し、端門に及び、朱馮は死し、帝は既に北に走れりと聞き、道及び劉昫、歸らんと欲す。李愚曰はく、「天子の出づるや、吾が輩、謀に預らず。今、太后、宮に在り。吾が輩當に中書に至り、小黃門を遣はし、太后の進止を取り、然る後第に歸るべし。人臣の義なり」と。道曰はく、「主上、社稷を守るを失す。人臣は惟だ君に是れ奉ず。君無きに、(五) 宮城に入るは、恐らくは宜しき所に非ざらん。潞王已に處處に榜を張る。若かじ歸りて教令を俟たんには」と。乃ち歸りて天宮寺に至る。安從進、

【五】 先置。先路の置頓なり。
 【六〇】 玄武門。洛陽宮城の北門なり。
 【六五】 唐の兩都三省及び寺監は、皆、宮城の内に在り。

人を遣はして之に語りて曰はく、「潞王、道を倍して來り、且に至らんとす。相公宜しく百官を帥る、穀水に至りて奉迎すべし」と。乃ち寺中に止まり、百官を召す。中書舍人盧導至る。馮道曰はく、「舍人を俟つこと久し。急ぐ所の者は勸進の文書なり。宜しく速かに草を具すべし」と。導曰はく、「潞王・入朝せば、百官・班迎して可なり。設し廢立する有らば、當に太后の教令を俟つべし。豈に遽に勸進を議す可けんや」と。道曰はく、「事當に實を務むべし」と。導曰はく、「安んぞ天子、外に在るに、人臣遽に大位を以て人に勸むる者有らんや。若し潞王、節を守りて北面し、大義を以て責められれば、將に何の辭をか以て對へんとする。公、百官を帥る・宮門に詣り・名を進め安を問ひ・太后の進止を取るに如かじ。則ち去就善からん」と。道未だ對ふるに及ばず。從進屢人を遣はして之を趣して曰はく、「潞王至れり。太后・太妃、已に中使を遣はして迎勞せり。安んぞ百官、班無きを得ん」と。道等即ち紛然として去る。既にして潞王未だ至らず。(五五) 三相、(五六) 上陽門外に息ふ。盧導、前より過ぐ。道復た召して之に語る。導對ふること初の如し。李愚曰はく、「舍人の言・是なり。吾が輩の罪、(五六) 髪を擻くとも數ふるに足らず」と。康義誠、陝に至りて罪を待つ。潞王、之を責めて曰はく、「先帝・晏駕し、嗣を立てつること諸公に在り。今上・亮陰し、政事、諸公に出づ。何爲れぞ終始する能はず、吾が弟を陥れて

【五五】 穀水は洛陽城の西に在り。
 【五六】 草。其辭を草創するなり。文書の草稿なり。
 【六七】 三相。馮道・李愚・劉昫なり。
 【六八】 上陽門。上陽宮の門なり。上陽宮は洛陽宮城の西に在り。
 【六九】 戰國の須賈の言を用ふ。

此に至るか」と。義誠大に懼れ、叩頭して死を請ふ。王素より其の人と爲りを惡めども、未だ遽に誅するを欲せず、且く之を宥す。馬步都虞候裴從簡・左龍武統軍王景徽、皆、部下の執ふる所と爲り、潞王に降り、(七〇) 東軍盡く降る。潞王、牋を太后に上り、進止を取り、遂に陝よりして東す。夏四月庚午朔、未明、閔帝、衛州の東數里に至り、(七一) 石敬瑭に遇ふ。帝大に喜び、問ふに社稷の大計を以てす。敬瑭曰はく、「聞く、康義誠・西討すと。何如。陛下、何爲れぞ此に至れる」と。帝曰はく、「義誠も亦叛き去れり」と。敬瑭、首を俛れ、長歎すること數四にして曰はく、「衛州の刺史王弘贇は、宿將にして事に習ふ。請ふ與に之を圖らん」と。乃ち往きて弘贇を見、之に問ふ。弘贇曰はく、「前代の天子、播遷すること多し。然れども皆、將相・侍衛・府庫・法物有り、羣下をして瞻仰する所有らしむ。今は皆之れ無く、獨り五十騎を以て自ら隨ふ。忠義の心有りと雖も、將に之を若何せんとする」と。敬瑭(七二) 還り、帝に衛州驛に見え、弘贇の言を以て告ぐ。弓箭庫使沙守榮・奔洪進、前みて敬瑭を責めて曰はく、「(七三) 公は明宗の愛婿にして、富貴相與に之を共にせり。憂患も亦宜しく相恤ふべし。今天子播越し、計を公に委ね、興復を圖らんことを冀ふ。乃ち此(七四) 四つの者を以て辭と爲す。(七五) 是れ直だ、賊に附きて天子を賣らんと欲するのみ」と。守榮、佩刀を抽

【七〇】 東軍。洛陽より來る者を謂ふ。
 【七一】 石敬瑭、河東より來朝し、此に至りて帝に遇ふ。
 【七二】 弘贇の所より還りて帝に見ゆ。
 【七三】 沙は姓。奔は姓。
 【七四】 敬瑭が明宗の女に向するを以てなり。
 【七五】 四つの者。敬瑭が前に言ふところの將相・侍衛・府庫・法物の行幸に従ふ無きなり。
 【七六】 石敬瑭の心術を直指す。

之を刺さんと欲す。敬瑭の親將陳暉、之を救ふ。守榮、暉と鬪うて死す。洪進も亦自ら刎ぬ。敬瑭の牙内指揮使劉知遠、兵を引きて入り、盡く帝の左右及び從騎を殺し、獨り帝を置きて去る。敬瑭遂に洛陽に趣く。是日、太后、内諸司をして乾壕に至り、潞王を迎へしむ。王亟かに遣りて洛陽に還らしむ。初め潞王、河中を罷めて私第に歸る。王淑妃、數孟漢瓊を遣はして之を存撫す。漢瓊自ら謂へらく、王に於て舊恩有りと。澠池の西に至り、王に見え、大に哭し、陳ぶる所有らんと欲す。王曰はく、「諸事、言はずして知るべし。仍ほ自ら從臣の列に預る」と。王即ち命じて路隅に斬らしむ。

山南西道節度使張虔劄が鳳翔を討つや、武定節度使孫漢韶を留めて興元を守らしむ。虔劄既に敗れ、奔りて興元に歸り、漢韶と與に、兩鎮の地を擧げ、蜀に降る。蜀主、奉饗肅衛馬步都指揮使昭武節度使李肇に命じ、兵五千を將ゐて利州に還らしめ、右匡聖馬步都指揮使寧江節度使張業をして、兵一萬を將ゐ、大漫天に屯し、以て之を迎へしむ。

壬申、潞王、蔣橋に至る。百官、路に班迎す。教を傳へ、「未だ梓宮を拜せざれば、未だ相見る可からず」といふを以てす。馮道等、皆、賤を上りて勸進す。王入りて太后・太妃に謁し、西宮に

【七〇】 事、二百七十七卷明宗長興元年に見ゆ。
 【七一】 澠池。洛陽の西一百五十六里に在り。
 【七二】 李肇は、本、昭武に鎮す。蜀主、之を召して入りて宿衛を領せしむ。今、兵を將ゐて鎮に還りて以て梁洋に應接せしむ。
 【七三】 王の下す所の令を教と謂ふ。
 【七四】 終に、盧導の言を用ひす。

詣り、梓宮に伏して慟哭し、自ら闕に詣るの由を陳ぶ。馮道、百官を帥ゐて班見し、拜す。王、答拜す。道等復た賤を上りて勸進す。王立ちて道に謂つて曰はく、「予の此行は、事、已むを獲るに非ず。皇帝・闕に歸り、園寢の禮終るを俟ち、當に還りて藩服を守るべし。羣公遂に言此に及ぶは、甚だ謂無きなり」と。癸酉、太后、令を下し、少帝を廢して鄂王と爲し、潞王を以て軍國の事に知たらしめ、權に書詔印を以て施行せしむ。百官、至徳宮門に詣り、罪を待つ。王、命じて各、其位に復せしむ。甲戌、太后、潞王に令す、「宜しく皇帝の位に即くべし」と。乙亥、位に樞前に即く。帝の鳳翔を發するや、軍士に許すに、洛に入らば人ごとに錢百緡を賞するを以てす。既に至り、三司使王政に問ふに、府庫の實を以てす。「數百萬の在る有り」と對ふ。既にして實を問するに、金帛、三萬兩匹に過ぎず。而して賞軍の費、計るに應に五十萬緡を用ふべし。帝怒る。政、京城の民財を率して以て之を足らさんと請ふ。數日にして、僅に數萬緡を得たり。帝、執政に謂つて曰はく、「軍は賞せざる可からず。人は恤まざる可からず。今將に奈何せんとする」と。執政、屋に據りて率を爲し、士庶の自居及び、僦者を問ふ無く、預め五月の僦直を借らんと請ふ。之に従ふ。王弘贇、閔帝を州麻に遷す。帝、弘贇の子殿直繼を遣はし、往きて之を酖せしむ。戊寅、繼、衛州

【七五】 書詔印。畫可に用ふる所の者なり。閔帝の出奔するや、蓋し八寶を以て自ら隨ふ。
 【七六】 五代會要に、天成元年、中書門下奏請して洛京の潛龍の舊宅を以て至徳宮と爲すと。蓋し明宗の舊第なり。時に潞王入りて至徳宮に居る。
 【七七】 府庫實數を問ふ。
 【七八】 僦。賃居なり。

に至りて謁見す。閔帝、(八七)來る故を問ふ。對へず。弘贇數酒を進む。閔帝、其の毒有るを知り、飲まず。贇、(八七)之を縊殺す。閔帝、性仁厚にして、兄弟に于て敦睦なり。(八八)秦王の忌疾に遭ふと雖も、閔帝、坦懷にして之を待ち、卒に患を免る。位を嗣ぐに及び、潞王に於ても亦嫌無し。而るに朱弘昭、孟漢瓊の徒、横しまに猜間を生ず。閔帝、違ふ能はず、以て禍敗を致せり。(八九)孔妃は尙ほ宮中に在り。(王繼既)潞王、人をして之に謂つて曰はしむ、『重吉(等)は何にか在る』と。遂に妃を殺し、其四子を并す。閔帝の衛州に在るや、惟だ(九〇)磁州の刺史宋令詢、使を遣はして起居を問ふ。其の害に遇ふを聞き、慟哭すること半日、自ら經れて死す。

【八七】 罽に問ふに來る所以の故を以てす。
 【八七】 閔帝、時に年二十一。
 【八八】 事、前卷明帝長興三年に見ゆ。
 【八九】 孔妃。孔循の女。
 【九〇】 宋令詢が磁州に出づること、前卷前年に見ゆ。閔帝に事へて始終ある者は、宋令詢一人のみ。

己卯、石敬瑭入朝す。
 庚辰、劉昫を以て三司に判たらしむ。
 辛巳、蜀・大赦し、明德と改元す。
 帝の鳳翔に起るや、興州の刺史劉遂清を召す。遲疑して至らず。帝の洛に入るを聞き、乃ち悉く三泉・西縣・金牛・桑林の戍兵を集めて以て歸り、散關より以南の城鎮、悉く之を棄つ。皆、蜀人の有する所と爲る。癸未、入朝す。帝、罪を治めんと欲す。其の能く自ら歸るを以て、乃ち之を赦す。遂清は鄆の姪なり。

甲申、蜀の將張業、兵を將りて興元・洋州に入る。

乙酉、(九一)改元し、大赦す。

丁亥、宣徽南院使郝瓊を以て權に樞密院に判たらしめ、前の三司使王政を宣徽北院使と爲し、鳳翔節度判官韓昭胤を左諫議大夫と爲し、端明殿學士に充つ。

戊子、河陽節度使判六軍諸衛兼侍中康義誠を斬り、其族を滅ぼす。

己丑、(九二)藥彥稠を誅す。庚寅、王景戡・裴從簡を釋す。

【九一】 清泰と改元す。
 【九二】 河中の怨を修むるなり。
 【九三】 珥。耳當なり。
 【九四】 李專美は、本、鳳翔の掌書記なり。時に樞密直學士と爲る。

有司、百方、民財を斂め、僅に六萬を得。帝怒り、軍巡使の獄に下し、晝夜督責す。囚繫、獄に滿ち、(貧者)自ら經れ井に赴くに至る。而して軍士、市肆に遊び、皆、驕色有り。市人聚まりて之を詬りて曰はく、『汝が曹、主の爲めに力戰して功を立て、良に苦しむ。反つて我が輩をして曾を鞭うち背を杖せられ、財を出して賞と爲さしむ。汝が曹、猶ほ揚揚として自得す。獨り天地に愧ぢざるか』と。是時、左藏の舊物及び諸道の貢獻を竭し、乃ち太后・太妃の(九三)器服簪珥に至るまで、皆之を出し、纔に二十萬緡に及ぶ。帝、之を患ふ。(九四)李專美・夜直す。帝、之を讓めて曰はく、『卿、才有りと名づく。我が爲めに此を謀る能はず。才を留むるも安に施す所あらんや』と。專美・謝して曰はく、『臣・竊劣なるに、陛下・擢任すること分に過ぐ。然れども軍賞、給らざるは、臣の責に非ざるなり。竊に思ふ

に、(九七)長興の季より、賞賚亟行はれ、卒、是を以て驕り、繼ぐに山陵及び師を出すを以て、帑藏遂に涸る。無窮の財有りと雖も、終に驕卒の心を満たす能はじ。故に陛下、(九八)手を危困の中に拱き、而して天下を得たり。夫れ國の存亡は、専ら厚賞に繫らず、亦、法度を修め紀綱を立つるに在り。陛下、苟くも覆車の轍を改めずんば、臣恐る徒らに百姓を困しめんことを。存亡は未だ知る可からざるなり。今、財力此に盡く。宜しく有る所に據りて均しく之を給すべし。何ぞ必ずしも初の言を踐まんや」と。帝、以て然りと爲す。壬辰、詔して、禁軍の鳳翔に在りて命に歸する者は、楊思權・尹暉等より、各、二馬・一駝・錢七十緡を賜ひ、下、軍人に至りては、錢二十緡、其の京に在る者は、各、十緡。軍士、厭く無く、猶ほ怨望し、謠言を爲して曰はく、(九八)「菩薩を除去し、生鐵を扶立せり」と。閔帝は仁弱・帝は剛嚴にして、悔ゆる心有るを以ての故なり。

丙申、聖德和武欽孝皇帝を(九九)徽陵に葬り、廟を明宗と號す。帝、衰経して護從し、陵所に至りて宿す。

五月丙午、韓昭胤を以て樞密使と爲し、莊宅使劉延朗を以て樞密副使と爲し、權知樞密院房嵩を宣徽北院使と爲す。嵩は長安の人なり。

帝、石敬瑭と、皆、勇力ありて善く鬪ふを以て、明宗に事へて左右と爲る。然れども(一〇〇)心競ひ、素より相悦ばず。帝、位に即くや、敬瑭、已むを得ずして入朝す。山陵既に畢り、敢て歸るを言はず。時に敬瑭久しく病みて羸瘠す。太后及び(一〇一)魏國公主、屢、之が爲めに言ふ。而して鳳翔の將佐、多く帝に之を留めんことを勸む。惟だ韓昭胤・李專美以爲へらく、(一〇二)「趙延壽、汴に在り。宜しく敬瑭を猜忌すべからず」と。帝も亦其の骨立せるを見、以て虞と爲さず、乃ち曰はく、「石郎は惟だ密親なるのみならず、兼ねて少きより吾と艱難を同じくせり。今、我、天子と爲る。石郎に非ずんば、尙ほ誰に託せんや」と。乃ち(一〇三)復た以て河東節度使と爲す。

戊午、(一〇四)隴州防禦使相里金を以て保義節度使と爲す。

丁未、階州の刺史趙澄、蜀に降る。

戊申、(一〇五)羽林軍使楊思權を以て靜難節度使と爲す。

己酉、張虔釗・孫漢韶、族を擧げて成都に遷る。

庚戌、司空兼門下侍郎同平章事馮道を以て同平章事とし、匡國節度使に

後唐潞王清泰元年

【九七】 事、前卷長興四年に始まる。
 【九八】 涸。水を以て喻と爲す。涸竭するを言ふ。
 【九七】 此れ、鳳翔に在る時、諸軍推戴するの事を言ふ。
 【九八】 閔帝の小字は菩薩。
 【九九】 徽陵。河南府洛陽縣に在り。

【一〇〇】 心競は左傳の師曠の言に本づく。
 【一〇一】 魏國公主は、明宗の女にして、石敬瑭に下嫁す。曹太后の生む所なり。初め永寧公主と號す。是年、魏國長公主に進封せらる。
 【一〇二】 趙延壽、時に宣武の帥たり、洛都に逼近す。又、其父德鈞、幽州に在り、彊兵を擁す。若し敬瑭を猜忌するときは、趙延壽必ず懼れて心を生ぜん。
 【一〇三】 骨立。羸瘠せるなり。
 【一〇四】 胡三省曰はく、石敬瑭を繼して鎮に歸らしめ、乃ち復た疑うて之を徙す。此れ禍を速く所以なりと。
 【一〇五】 其の先づ款を鳳翔に通ずるを以てなり。
 【一〇六】 鳳翔の片紙の書する所の言を踐むなり。

充つ。

天雄節度使兼侍中范延光を以て樞密使と爲す。

帝の鳳翔に起るや、悉く(一〇九)天平節度使李從暉の家財甲兵を取り、以て軍に供す。(一〇八)將に行かん

とするとき、鳳翔の民、馬を遮り、復た從暉を以て鳳翔に鎮せしめんと請

ふ。帝、之を許す。是に至りて(一一〇)從暉を徙して鳳翔節度使と爲す。

初め(一一一)明宗、北面招討使と爲るや、平盧節度使房知溫、副都部署と爲

る。帝、別將を以て之に事ふ。嘗て酒を被りて忿争し、刃を抜きて相擬す。

帝が兵を擧げて洛に入るに及び、知溫密に行軍司馬李冲と、之を拒がんと

謀る。冲、先づ表を奉じて以て形教を觀んと請ふ。還りて言ふ、『洛中已に

安定せり』と。壬戌、入朝して罪を謝す。帝、之を優禮す。知溫、貢獻する

こと甚だ厚し。

吳の鎮南節度使守中書令東海の康王徐知詢・卒す。

蜀人、成州を取る。

六月甲戌、皇子左衛上將軍重美を以て成德節度使・同平章事・兼河南尹・判六軍諸衛事と爲す。文州の都指揮使成延龜、州を擧げて蜀に附く。

【一〇七】李從暉、其父茂貞より以來、再世、鳳翔に鎮す。從暉、鎮を移すと雖も、而も家財甲兵猶ほここに在り。

【一〇八】將に東のかた洛陽に趣かんとするときは謂ふ。

【一〇九】長興元年、從暉、鳳翔より入朝し、宣武に徙り、後、天平に徙る。今、天平より復た還りて鳳翔に鎮す。

【一一〇】莊宗、同光二年、始めて明宗を以て北面招討使と爲す。

吳の徐知誥、將に禪を受けんとし、(一一二)昭武節度使兼中書令臨川王濛を忌み、人を遣はして『濛、

亡命を藏匿し、擅に兵器を造る』と告ぐ。丙子、降して歷陽公に封じ、

和州に幽し、控鶴軍使王宏に命じ、兵二百を將ゐて之を衛らしむ。

劉昫、馮道と昏姻す。昫は性苛察にして、李愚は剛褊なり。道既に(一一三)

鎮に出で、二人の論議、多く合はず。事、應に改むべき者有れば、愚、昫に

謂つて曰はく、『此れ(一一四)賢親家の爲す所なり。之を更むるも亦便ならず

や』と。昫、之を恨む。是に由りて、動もすれば忿争を成し、相詬罵する

に至り、各、時に非ずして見ゆるを求めんと欲し、事、凝滯多し。帝、之

を患へ、更めて相を命せんと欲し、親信する所に問ふに、朝臣の聞望宜し

く相と爲すべき者を以てす。皆、尙書左丞姚顛・太常卿盧文紀・祕書監崔居

儉を以て對ふ。其才行を論ずれば、互に優劣有り。帝、決する能はず。乃

ち其名を琉璃瓶に寘き、夜、香を焚きて天に祝り、且つ筋を以て之を挾む。

首に文紀を得、次に顛を得。秋七月辛亥、文紀を以て中書侍郎・同平章事

と爲す。居儉は(一一五)堯の子なり。

帝、(一一六)楚匡祥を殺さんと欲す。韓昭胤曰はく、『陛下、天下の父と爲り、天下の人は皆陛下の子な

【一一二】昭武軍は利州、時に蜀に屬す。吳、濛をして遂に領せしむるのみ。濛が忌まるるの始は、二百七十一卷梁の貞明五年に見ゆ。

【一一三】出でて同州に鎮するなり。

【一一四】親家、妻の父を昏と曰ひ、婿の父を姻と曰ふ。凡そ娶るに昏時を以てす。婦人は陰なり。故に之を昏と謂ふ。婿家は女の因る所、故に姻と曰ふ。二父相呼びて之を親家と謂ふ。

【一一五】崔堯は二百五十一卷唐の懿宗咸通十年に見ゆ。

【一一六】楚匡祥が重吉を殺ししを以てなり。

り。法を用ふることを、宜しく至公を存すべし。匡祚、詔を受けて、重吉の家財を檢校し、爾せざるを得ず。今、匡祚を族すとも、死者に益無く、恐らくは衆心に厭はざらん」と。乙卯、匡祚を登州に長流す。

丁巳、沛國夫人劉氏を立てて皇后と爲す。

回鶻の入貢する者、多く河西の雜虜の掠むる所と爲る。將軍牛知柔に詔し、禁兵を帥ゐて衛送し、邠州の兵と共に之を討たしむ。

吳の徐知誥、(二七)左僕射兼中書侍郎同平章事宋齊丘を召し、金陵に還らしめ、以て諸道都統判官と爲し、司空を加ふ。事に於て、皆、關預する所無し。齊丘、屢、退居せんと請ふ。知誥、南國を以て之に給す。

護國節度使洋王從璋、歸德節度使溘王從敏、皆、鎮を罷め、洛陽の私第に居る。帝、之を待つこと甚だ薄し。從敏、(二八)宋州に在り、重吉を殺すに預る。帝尤も之を惡む。嘗て宴に禁中に待す。酒酣にして、二王を顧みて曰はく、「爾等は皆何物ぞ、輒ち雄藩に據る」と。二王大に懼る。太后、之を叱して曰はく、「帝醉へり。爾が曹速かに去れ」と。

蜀、(二九)永平軍を雅州に置き、孫漢韶を以て節度使と爲す。復た張虔劍

【二六】劉后は應州渾元の人なり。元は一に源に作る。

【二七】徐知誥が宋齊丘を疎んずること、上の二月に始まる。之を召して金陵に還らしめ、而して事に預らしめざるは、其の禪代の議を沮止せんことか恐るればなり。

【二八】歸德軍は宋州。重吉は宋州に殺すこと、上の三月に見ゆ。

【二九】孫漢韶、張虔劍、同じく梁洋を以て蜀に降る。蜀、節鎮を以て之に授く。孫漢韶は雅州に赴き、而して張虔劍は梁州に赴かざるは、面目の以て梁州の人士を見る無ければなり。唐末、永平軍を邛州に置く。後、雅州に徙す。莊宗、蜀を滅ぼして之を廢す。今、後蜀、復た之を置くなり。

を以て山南西道節度使・同平章事と爲す。虔劍、固辭して行かず。

蜀主、風疾を得て年を踰ゆ。是に至りて増、劇し。甲子、子東川節度使同平章事親衛馬步都指揮使仁贊を立てて太子と爲し、仍ほ國を監せしめ、司空同平章事趙季良・武信節度使李仁罕・保寧節度使趙延隱・樞密使王處回・捧聖控鶴都指揮使張公鐸・奉靈肅衛指揮副使侯弘實を召し、遺詔を受けて政を輔けしむ。是夕、殂す。祕して喪を發せず。王處回、夜、義興門を啓き、趙季良に告ぐ。處回、泣きて、

已ます。季良、色を正しくして曰はく、「今、(三〇)彊將、兵を握り、専ら

【三〇】彊將。李仁罕・李肇等を謂ふ。

【三一】親。蜀主の第三子なり。

【三二】事、上の四月に見ゆ。

時變を伺ふ。宜しく速かに嗣君を立て、以て觀覲を絶つべし。豈に但だ相泣く可けんや」と。處回、涙を收めて之を謝す。季良、處回に教へて、李仁罕を見、其詞旨を審かにし、然る後之に告げしむ。處回、仁罕の第に至る。仁罕、備を設けて出づ。遂に實を以て告げず。丙寅、遺制を宣し、太子仁贊に命じ、名を(三一)親と更めしむ。丁卯、皇帝の位に即く。

初め帝、(三二)王政が左藏の見財を對ふるに實を失へるを以て、故に劉昫を以て代りて判三司とす。昫、判官高延賞に命じ、鈎考窮覈せしむ。皆、積年逋欠の數、姦吏、其の徵責句取するを利とす。故に之を存す。昫、具に其狀を奏し、且つ請ふ、「其の徵す可き者を察し、急に之を督し、必ず償ふ可き無き者は、悉く之を蠲かん」と。韓昭胤、其便を極言す。八月庚午、詔す、「長興以前、戶部及

諸道の逋租、三百三十八萬、虚しく簿籍を煩はす。咸蠲免して、徴する勿れ」と。貧民大に悦ぶ。而して三司の吏、之を怨む。

辛未、姚顛を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

右龍武統軍索自通、(二三)河中の隙を以て、心、自ら安んぜず。戊子、朝を退きて(二四)洛を過ぎ、自ら水に投じて卒す。帝、之を聞きて大に驚き、太尉を贈る。

丙申、前の安國節度使同平章事趙鳳を以て太子太保と爲す。

九月癸卯、鳳翔に詔し、兵を益して(二五)東安鎮を守り、以て蜀に備へしむ。

蜀の衛聖諸軍都指揮使武信節度使李仁罕、自ら宿將にして功有り。復た顧託を受くるを待み、判六軍を求め、進奏吏宋從會をして、意を以て樞密院に諭さしめ、又、學士院に至りて草麻を偵はしむ。蜀主、已むを得ず、

【二三】河中の隙。二百七十七卷明宗の長興元年に見ゆ。
【二四】洛水は都城の中を貫く、故に朝を退きて之を過ぎ、自ら水に投ずるなり。
【二五】東安鎮は當に鳳翔の西界に在るべし。蜀既に關を出で階成の地を收む、故に兵を益して以て之に備ふ。

甲寅、仁罕に兼中書令・判六軍事を加へ、左匡聖都指揮使保寧節度使趙廷隱を以て兼侍中とし、之が副と爲す。

己未、雲州・奏す、「契丹・入寇す」と。北面招討使石敬瑭・奏す、「自ら兵を將ゐて百井に屯し、以て契丹に備ふ」と。辛酉、敬瑭・奏す、「振武節度使楊檀、契丹を境上に撃ち、之を却く」と。

蜀の奉饗肅衛都指揮使昭武節度使兼侍中李肇、蜀主位に即くと聞き、顧望して、時に入朝せず。漢州に至り、留まりて親戚と燕飲し、旬を踰ゆ。冬十月庚午、始めて成都に至り、足疾と稱し、杖に扶りて入りて朝見し、(二六)蜀主に見えて拜せず。

戊寅、左僕射門下侍郎同平章事李愚、罷めて本官を守り、吏部尚書兼門下侍郎同平章事判三司劉昫、罷めて右僕射と爲る。三司の吏、昫が相を罷むるを聞き、(二七)皆、相賀し、一人の第に歸るに従ふ者無し。

【二六】李肇が幼君に做るは、亦、武夫の倔強不學無識なるに由り、以て自ら禍を貽る。
【二七】昫、奏して諸道の逋租を蠲き、吏、徵責に緣けて以て利を漁する所無きを以て也。
【二八】源州は蓋し蜀の置く所の州の名、武定軍節度に屬す。

蜀の捧聖控鶴都指揮使張公鐸、醫官使韓繼勳・豐德庫使韓保貞・茶酒庫使安思謙等と、皆、蜀主に藩邸に事ふ。素より李仁罕を怨み、共に之を譖して云ふ、「仁罕、異志有り」と。蜀主、繼勳等に令し、趙季良・趙廷隱と謀り、仁罕が入朝するに因り、武士に命じ、執へて之を殺さしむ。癸未、詔を下し、其罪を暴し、其子繼宏及び宋從會等數人を并せ、皆誅に伏す。是日、李肇、杖を釋てて拜す。

蜀の(二九)源州都押牙文景琛、城に據りて叛す。果州の刺史李延厚、討ちて之を平ぐ。蜀主の左右、李肇が倨慢なるを以て、之を誅せんと請ふ。戊子、肇を以て太子少傅致仕と爲し、邛州に徙す。

吳主、徐知誥に大丞相・尙父・嗣齊王・九錫を加ふ。辭して受けず。

(二五) 雄武節度使張延朗、兵を將ゐて文州を圍む。(二六) 階州の刺史郭知瓊、尖石寨を拔く。蜀の李延厚、果州の兵を將ゐて興州に屯す。先登指揮使范延暉を遣はし、兵を將ゐて文州を救はしむ。延朗、圍を解きて歸る。興州の刺史馮暉、(二七) 乾渠より、戍兵を引きて鳳翔に歸る。

十一月、徐知誥、其子司徒同平章事景通を召し、(二八) 金陵に還らしめ、鎮海寧國節度副大使・諸道副都統・判中外諸軍事と爲し、次子牙内馬步都指揮使海州團練使景遷を以て左右軍都軍使・左僕射・參政事と爲し、江都に留まりて政を輔けしむ。

十二月己巳、(二九) 易州の刺史安叔千を以て振武節度使と爲し、齊州防禦使尹暉を彰國節度使と爲す。叔千は沙陀の人なり。

壬申、石敬瑭・奏す、「契丹引き去る。兵を罷めて(三〇) 歸る」と。
乙亥、雄武節度使張延朗を徵し、中書侍郎・同平章事・判三司と爲す。

辛巳、漢の皇后(三一) 馬氏・歿す。
甲申、蜀、文武聖德英烈明孝皇帝を和陵に葬り、廟を高祖と號す。

乙酉、鄂王を(三二) 徽陵の城南に葬る。封纒に數尺。觀る者、之を悲しむ。

【二五】唐末に、天雄節度を秦州に置く。後唐改めて雄武節度と爲す。
【二六】時に階興二州、皆、已に蜀に入る。唐蓋し郭知瓊・馮暉をして二州の刺史を領して以て進取せしむ。而も克たざるなり。
【二七】乾渠は興州の治所。
【二八】金陵より金陵に還るなり。
【二九】安叔千は、契丹を捍ぐの功を以て、尹暉は鳳翔歸命の賞なり。
【三〇】百井より晉陽に歸る也。
【三一】馬氏。楚王殷の女なり。
【三二】唐の園陵の制、兆域の外、繚らずに垣牆を以てし、栢樹を列植す、之を栢城と謂ふ。

是歲、秋冬・旱し、民、流亡多し。同・華・蒲・絳、尤も甚だし。

漢主、判六軍秦王弘度に命じ、宿衛の兵千人を募らしむ。皆、市井の無賴の子弟なり。弘度、之に昵しむ。同平章事楊洞潛諫めて曰はく、「秦王は國の冢嫡なり。宜しく端士に親しむべし。之をして軍を治めしむるは、已に過てり。況んや羣小に昵しむをや」と。漢主曰はく、「小兒、教ふるに戎事を以てし、過つて公の憂を煩はす」と。終に弘度を戒めず。洞潛出で、衛士が商人の金帛を掠め・商人敢て訴へざるを見、歎じて曰はく、「政亂ること此の如くば、安んぞ宰相を用ひん」と。因つて病と謝して第に歸る。之を久しくして・召さず。遂に卒す。

【一】疾甚だしきを病と爲す。
【二】高祖は孟知祥をいふ。孟知祥、莊宗に事へ、夙に親任を蒙る。故に後宮を以て之に賜ふ。史、詳かに李氏の自つて來る所を書し、以て福慶長公主に別つ。

二年、春正月丙申朔、閩・大赦し、永和と改元す。

二月丙寅朔、蜀・大赦す。

甲戌、樞密使天雄節度使兼侍中范延光を以て宣武節度使・兼中書令と爲す。

丁丑、夏州節度使李彝超・上言すらく、「疾病なり。兄行軍司馬彝殷を以て權に軍州の事に知ららしむ」と。彝超尋ぎて卒す。

戊寅、蜀主、母李氏を尊びて皇太后と爲す。太后は太原の人、本、莊宗の後宮なり。以て蜀の高

祖に賜ふ。

己丑、帝の母魯國夫人魏氏を追尊して宣憲皇太后と曰ふ。

閩主、淑妃陳氏を立てて皇后と爲す。初め閩主、兩たび劉氏を娶る。皆

士族なり。美なれども寵無し、陳后は、本、閩の太祖の侍婢金鳳なり。陋

にして淫なり。閩主、之を嬖す。其族人守恩、匡勝を以て殿使と爲す。

三月辛丑、前の宣武節度使兼侍中趙延壽を以て忠武節度使兼樞密使と

爲す。

李彝殷を以て定難節度使と爲す。

己酉、吳越王元瓘の母陳氏に贈りて晉國太夫人と爲す。元瓘は性孝にし

て、母黨を尊禮し、厚く賜與を加ふ。而も未だ嘗て官を遷し、授くるに重

任を以てせず。

壬戌、彰聖都指揮使安審琦を以て順化節度使を領せしむ。審琦は金

全の子なり。

太常丞史在徳、性狂狷なり。上書して内外の文武の士を歴詆し、徧く考試を加へ、能否を黜陟せんと請ふ。執政及び朝士大に怒る。盧文紀及び補闕劉濤、楊昭儉等、皆、罪を加へんと請ふ。帝、學士

馬胤孫に謂つて曰はく、「朕新に天下に臨む。宜しく言路を開くべし。若し朝士、言を以て罪を獲ば、誰か敢て言はん者ぞ。卿、朕が爲めに詔書を作り、朕が意を宣べよ」と。乃ち詔を下す。略に曰は

く、「昔、魏徵、皇甫德參を賞せんことを請へり。今、濤等、史在徳を黜

けんことを請ふ。事同じく言異なり。何ぞ其れ遠きや。在徳の情は、傾

輸に在り。安んぞ責む可けんや」と。昭儉は、嗣復の曾孫なり。

吳、徐景遷に同平章事を加へ、左右軍事に知たらしむ。徐知誥、尙書郎

陳覺をして之を輔けしむ。覺に謂つて曰はく、「吾、少き時、宋子嵩と

論議し、好みて相詰難し、或は吾、子嵩を捨てて家に還り、或は子嵩、衣

を拂つて起つ。子嵩、衣笥を携へ、秦淮門を望み、去らんと欲する者

數なり。吾常に門者を戒めて之を止めき。吾今老いたり。猶ほ未だ徧く

時事に達せず。況んや景遷が年少くして國に當るをや。故に吾子を屈して

以て之に誨へしむるのみ」と。

夏四月庚午、蜀、御史中丞龍門の母昭裔を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

癸未、樞密使刑部尙書韓昭胤に中書侍郎・同平章事を加ふ。辛卯、宣徽南院使劉延皓を以て刑部尙書

と爲し、樞密使に充つ。延皓は皇后の弟なり。癸巳、左領軍衛大將軍劉延朗を以て本衛上將軍と

爲す。

後唐潞王清泰二年

【三】 魏氏は、本、平山の王氏の婦なり、少くして寡たり。帝と皆に明宗の掠むる所と爲る。

【四】 殿使。閩の置く所の官。

【五】 李彝殷、後、宋朝の廟諱を避け、名を彝興と改む。其子は李繼捧、李繼遷なり。

【六】 五代會要に、清泰元年六月、捧聖馬軍を改めて彰聖左右軍と改め、嚴衛歩軍を寧衛左右軍と爲す。

【七】 安金全。代北の舊將。

【八】 馬胤孫、時に翰林學士たり。

【九】 一百九十四卷太宗貞觀八年に見ゆ。

【一〇】 傾輸。其の曾腹に懐く所を傾けて忠を上に出すをいふなり。

【一一】 楊嗣復は、文宗の時、相たり。

【一二】 宋齊丘、字は子嵩。

【一三】 秦淮門。金陵の城門なり。

【一四】 龍門縣は、本、漢の皮氏縣。唐には河中府に屬す。府の東北九十五里に在り。

【一五】 母。姓なり。

爲し、宣徽北院使・兼樞密副使に充つ。

五月丙申、契丹、新州及び振武に寇す。

庚戌、振武節度使楊檀に名を光遠と賜ふ。

六月、吳の德勝節度使兼中書令柴再用・卒す。是より先、史官王振嘗て其戦功を詢ふ。再用曰はく、『鷹犬の微効は、皆社稷の靈なり。再用何の功か之れ有らん』と。竟に報せず。

契丹、應州に寇す。

河東節度使北面總管石敬瑭、(一七)既に鎮に還り、陰に自ら全くするの計を爲す。帝好みて外事を咨訪し、常に端明殿學士李專美・翰林學士李松・知制誥呂琦・薛文遇、(一八)翰林天文趙延父等に命じ、更るがはる中興殿庭に直せしめ、與に語りて或は夜分に至る。時に敬瑭の二子、(一九)内使たり。曹太后

は則ち(二〇)晉國長公主の母なり。敬瑭、太后の左右に賂し、帝の密謀を伺はしめ、事、巨細と無く、皆之を知る。敬瑭、多く賓客の前に於て、自ら羸瘠して帥たるに堪へずと稱し、朝廷の之を忌まざらんことを冀ふ。時に契丹屢北邊に寇し、禁軍多く幽并に在り。(二一)敬瑭、趙德鈞と、兵を益し糧を運せんことを求むること、朝夕相繼ぐ。甲申、詔

【一七】 胡三省曰はく、功あれども聞を求めず。武人、柴再用の如き者は、亦、稱す可きなりと。
【一八】 去年五月、帝、石敬瑭をして太原に還らしむ。
【一九】 翰林天文。翰林院に居りて以て天文を候する者。
【二〇】 内使。内諸司使なり。
【二一】 晉國長公主。敬瑭の妻魏國公主、是年四月、封を晉國に進めらる。

【二二】 敬瑭は、兵糧を求めて以て并州に實し、趙德鈞は兵糧を求めて以て幽州に實す。

して、河東の人の蓄積有る者の粟を借る。乙酉、鎮州に詔して、絹五萬匹を(二三)總管府に輸らしめ、軍糧を糴し、鎮冀の人に車千五百乘を率し、糧を(二四)代州に運ばしむ。又、魏博に詔して市糴せしむ。時に水旱ありて民飢う。敬瑭、使を遣はし、督趣すること嚴急なり。(二五)山東の民流散し、

亂始めて兆す。敬瑭、大軍を將ゐて忻州に屯す。朝廷、使を遣はし、軍士に夏衣を賜ひ、詔を傳へて撫諭せしむ。(二六)軍士、萬歳と呼ぶ者數四。敬瑭懼る。幕僚河内の段希堯、其唱首者を誅せんと請ふ。敬瑭、都押衙劉知遠に命じ、挾馬都將李暉等三十六人を斬り、以て徇ふ。希堯は懷州の人なり。帝、之を聞き、益敬瑭を疑ふ。

壬辰、詔して、竊盜は賊の多少を計らず、并せて火を縱ちて彊盜するは、竝に極法に行はしむ。

閩の福王繼鵬、宮人李春蕓に私す。繼鵬、之を陳后に請ふ。后、閩主に白して之を賜ふ。

秋七月、樞密使劉延皓を以て天雄節度使と爲す。

乙巳、武寧節度使張敬達を以て北面粉營副總管と爲し、兵を將ゐて代州に屯せしめ、以て石敬瑭の權を分つ。

【二三】 總管府は晉陽に在り、石敬瑭、時に北面馬歩軍都總管たるが故なり。
【二四】 鎮州より西北のかた代州に至るまで六百二十里。
【二五】 山東。太行常山の東をいふ。
【二六】 史、亂を致すの由を敘す。
【二七】 時に驕兵、聞見に習ひ、又、石敬瑭を扶立して以て賞を希はんと欲す。

帝深く時事を以て憂と爲し、嘗て從容として盧文紀等を讓むるに、規贊する所無きを以てす。丁巳、文紀等上言す、「臣等、五日毎に起居し、(三)兩班と與に旅見す。暫く(二)對揚を獲れども、侍衛前に滿ち、愚慮有りと雖も、敢て敷陳せず。竊に前朝を見るに、(一)上元より以來、延英殿を置き、或は宰相、奏論する有らんと欲し、天子、咨度する有らんと欲すれば、旁に侍衛無し、故に人、言を盡すを得たり。望むらくは此故事を復し、惟だ(三)機要の臣のみ側に侍するを聽さんことを」と。詔して以はく、「舊制、五日の起居に、百僚俱に退き、宰相獨り升る。常事の若きは、自ら敷奏す可し。或は事、應に嚴密にすべきは、其日を以てせず、或は異日、閣門に聽かん。勝子を奏するは、當に盡く侍臣を屏げ、便殿に於て相待つべし。何ぞ必ずしも延英の名を襲はんや」と。

吳の潤州團練使徐知諤、小人を狎昵し、游燕して務を廢し、列肆を牙城の西に作り、躬自ら貿易す。徐知諤、之を聞きて怒り、知諤の左右を召して詰責す。知諤懼る。或るひと知諤に謂つて曰はく、「(三)忠武王最も知諤を愛し、而して(三)後事を以て公に傳ふ。往年、(三)知詢、守を失ひ、論議今に至るまで未だ息まず。借使知諤の治、能名有り、兵を訓へ民を養ふとも、公に於て何の利あらん」と。知諤・感悟し、之を待

【一】 兩班。文武官、分れて東西兩班と爲る。
 【二】 對揚。面對するをいふ。
 【三】 上元。唐の肅宗の年號。
 【四】 機要の臣。樞密を謂ふなり。

【一】 徐溫は忠武王と諡す。
 【二】 徐知諤が政を得るは、朱瑾の難を定むるに在り。徐溫が没するに臨みて政を知諤に傳ふるは、本心に非ざるなり。
 【三】 昇州より知詢を召して揚州に還らしむるを謂ふ。

つこと厚きを加ふ。

九月丙申、吳・大赦し、天祚と改元す。

己酉、宣徽南院使房嵩を以て刑部尙書と爲し、樞密使に充て、宣徽北院使劉延朗を南院使と爲し、仍ほ樞密副使を兼ねしむ。是に於て、延朗及び樞密直學士薛文遇等、中に居りて事を用ふ。嵩、趙延壽と、(三)使長たりと雖も、其聽用の言、什に三四ならず。嵩、敎に隨つて可否し、事の先と爲らす。幽并使を遣はして入り奏する毎に、樞密の諸人、環坐して之を議す。嵩多く首を俛れて寐ぬ。覺むるに比びて、頸を引き衣を振へば、則ち使者去る。啓奏・除授、一に延朗に歸す。諸方鎮刺史の外より入る者、必ず先づ延朗に賂ひ、後貢獻を議す。賂厚き者は、先づ内地を得、賂薄き者は、晚く邊陲を得。是に由りて、諸將帥皆怨み憤る。帝、察する能はず。

【一】 樞密使は樞密院の長たり。

蜀の金州防禦使全師郁、金州に寇し、水寨を拔く。城中の兵纔に千人。都監陳知隱、它事に託し、兵三百を將ゐ、流に沿うて遁れ去る。防禦使馬全節、私財を罄して以て軍に給し、奇を出して死戦す。蜀の兵乃ち退く。戊寅、詔して知隱を斬る。

初め閩主、幸臣有り、歸守明と曰ふ。臥内に入出す。閩主、晩年、風疾を得。陳后、守明及び百工院使李可殷と私通す。國人皆之を惡めども、敢て言ふもの莫し。可殷嘗て皇城使李傲を閩主に諧す。

後の族陳匡勝、福王繼鵬に禮無し。傲及び繼鵬皆之を恨む。閩主、疾甚だし。繼鵬、喜べる色有り。傲、閩主を以て必ず起たすと爲し、冬十月己卯、壯士數人をして、白挺を持し、李可殷を撃ちて之を殺さしむ。中外震驚す。庚辰、閩主、疾少しく間ゆ。陳后、之を訴ふ。閩主、疾を力めて朝を視、可殷の死状を詰る。傲懼れて出づ。俄頃、部兵を引き、鼓譟して宮に入る。閩主、變を聞き、九龍帳下に匿る。亂兵、之を刺して出づ。閩主、宛轉して未だ絶えず。宮人、其苦に忍びず、爲めに之を絶つ。傲、繼鵬と、陳后・陳守恩・陳匡勝・歸守明及び繼鵬の弟繼韜を殺す。繼韜は素より繼鵬と相惡しきが故なり。辛巳、繼鵬、皇太后の令と稱し、國を監す。是日、皇帝の位に即き、名を昶と更む。其父に諡して齊肅明孝皇帝と曰ひ、廟を惠宗と號す。既にして自ら權知福建節度事と稱し、使を遣はして表を唐に奉せしめ、境内に大赦す。李春蕓を立てて賢妃と爲す。初め閩の惠宗、漢主の女（三）清遠公主を娶り、宦者閩清の林延遇をして、邸を番禺に置き、専ら國信を掌らしむ。漢主賜ふに大第を以てし、稟賜甚だ厚し。數、問ふに閩の事を以てす。延遇、對へず。退きて人に謂つて曰はく、「閩を去りて越を語り、越を去りて越を語る。人の宮禁に處ること、是の如くなる可けんや」と。漢主聞きて之を賢とし、以て内常侍と爲し、諸司の事を鈎校せしむ。（四）延遇、惠宗の・弑に遇へるを聞き、歸らんことを求む。許さず。素服して其國に向ひ、三日哭す。

【一】 閩主、錦工に命じ九龍帳を作らしむ。國人、之を歌うて曰はく、誰か九龍帳と謂ふ、惟だ一歸郎を貯ふと。歸郎とは守明を謂ふ。
【二】 其命を絶つ也。
【三】 皇太后は璘の母黃氏なり。繼鵬は璘の長子。
【四】 清遠は縣の名、廣州に在り。
【五】 閩清縣は福州に屬す。州の西北一百五十里に在り。

荆南節度使高從誨、性明達にして、賢士を親禮し、梁震に委任し、兄を以て之に事ふ。震常に從誨を謂つて（四）郎君と爲す。楚王希範、奢靡を好む。游談する者、共に其の盛なるを誇る。從誨、僚佐に謂つて曰はく、「馬王の如きは、大丈夫と謂ふ可し」と。孫光憲對へて曰はく、「天子・諸侯、禮に等差有り。彼乳臭の子、驕侈（四）、慳吝にして、快を一時に取り、遠き慮を爲さず。危亡すること日無からん。又、慕ふに足らんや」と。從誨久しくして悟りて曰はく、「公の言・是なり」と。它日、梁震に謂つて曰はく、「吾自ら念ふに、平生の奉養、固に已に過ぎたり」と。乃ち玩好を捐て去り、經史を以て自ら娛しみ、刑を省き賦を薄くす。境内以て安し。梁震曰はく、（三）先王、我を待つこと、布衣の交の如く、嗣王を以て我に屬せり。今嗣王能く自ら立ち、其業を墜さず。吾老いたり。復た人に事へじ」と。遂に固く退居を請ふ。從誨、留むる能はず。乃ち之が爲めに室を（四）土洲に築く。震、鶴筆を披、自ら荆臺隱士と稱す。府に詣る毎に、黃牛に跨り、聽事に至る。從誨時に其家に過り、四時の賜與甚だ厚し。是より、悉く政事を以て

【一】 史、林延遇が舊君を忘れざるを言ふ。
【二】 門生故吏、其主の子を呼びて郎君と爲す。梁震、高季興に事ふ。從誨の父なり。故に郎君を以て從誨を呼ぶ。
【三】 依。奢る也。
【四】 先王とは高季興を謂ひ、嗣王とは從誨を謂ふ。
【五】 土洲。江陵に九十九洲有り、土洲は其一なり。梁震が高氏に事ふること、二百六十六卷梁の太祖開平二年に見ゆ。

孫光憲に屬す。

臣光曰はく、孫光憲、微を見て能く諫め、高從誨、善を聞きて能く徙り、梁震、功を成して能く退く。古より、國家を有つ者、能く是の如くならば、夫れ何を國を亡ぼし家を敗り身を喪ふこと之れ有らんや。

吳、中書令徐知誥に尙父・太師・大丞相・大元帥を加へ、封を齊王に進め、殊禮を備へ、昇・潤・宣・池・歙・常・江・饒・信・海の十州を以て齊國と爲す。知誥、尙父・丞相の殊禮を辭し、受けず。

閩の皇城使判六軍諸衛李傲、専ら朝政を制し、陰に死士を養ふ。閩主昶、拱宸指揮使林延皓等と之を圖る。延皓等、詐りて傲に親附す。傲、之を待つこと疑はず。十一月壬子、傲、入朝す。延皓等、衛士數百を内殿に伏せ、執へて之を斬り、首を(四四)朝門に梟す。傲の部兵千餘、白梃を持し、應天門を攻め、克たず。啓聖門を焚き、傲の首を奪ひ、吳越に奔る。(四五)詔して、傲が君を弑し及び繼韜等を殺せるの罪を暴し、中外に告諭す。建王繼嚴を以て權に六軍諸衛に判たらしめ、六軍判官(四六)永泰の葉翹を以て内宣徽使・參政事と爲す。翹は博學質直なり。閩の惠宗、擢でて(四七)福王の友と爲す。昶、師傅の禮を以て之を待ち、裨益する所多し。宮中、之を國翁と謂ふ。昶既に位を嗣ぎ、驕縱にして、

【四四】朝門。正朝の門なり。
【四五】此れ閩主の詔なり。
【四六】永泰。縣の名、福州に屬す。州の西南三百五十里に在り。今、福建省閩海道永泰縣。
【四七】閩主昶、初め福王に封ぜらる。

翹と國事を議せず。一旦、昶方に事を視る。翹、道士の服を衣、庭中を過ぎて趨り出づ。昶、召し還し、之を拜して曰はく、『軍國の事殷にして、久しく・接對せざるは、孤の過なり』と。翹、頓首して曰はく、『老臣、輔導すること無狀にして、陛下位に即きて以來、一善の稱す可き無きを致せり。願はくは骸骨を乞はん』と。昶曰はく、『先帝、孤を以て公に屬せり。政令、善からざらば、公當に極言すべし。奈何ぞ孤を棄てて去る』と。厚く金帛を賜ひ、慰諭して、位に復せしむ。昶の元妃梁國夫人李氏は、同平章事敏の女なり。(四九)昶、李春燕を嬖し、夫人を待つこと甚だ薄し。翹諫めて曰はく、『夫人は先帝の甥なり。之を聘するに禮を以てせり。奈何ぞ新愛を以て之を棄てんや』と。昶、悦ばず。是に由りて之を疎んず。未だ幾くならずして、復た上書して事を言ふ。昶、其紙尾に(五〇)批して曰はく、『一葉風に隨つて御溝に落つ』と。遂に放ちて永泰に歸らしむ。壽を以て終る。

【四九】昶、春燕を陳后に求むること、上の六月に見ゆ。
【五〇】批。之に筆題する也。
【五一】蜀の兵を却け金州を全くするの功なり。
【五二】喪亂以來、他の官を以て三公を兼領し及び檢校する者は之れ有り、正拜する者無し。

帝、(三)馬全節の功を嘉し、召して闕に詣らしむ。劉延朗、賂を求む。全節、以て之に與ふる無し。延朗、全節を絳州刺史に除せんと欲す。羣議・沸騰す。帝、之を聞き、乙卯、全節を以て横海留後と爲す。十二月壬申、中書侍郎同平章事充樞密使韓昭胤を以て同平章事とし、護國節度使に充つ。乙酉、前の匡國節度使同平章事馮道を以て司空と爲す。時に、久しく、(五三)三公に正拜する者無し。

朝議、其職事を疑ふ。(三)盧文紀、祭祀の掃除を掌らしめんと欲す。道、之を聞きて曰はく、「司空は掃除職なり。吾何ぞ焉を憚らん」と。既にして文紀、自ら不可なるを知り、乃ち止む。

閩主、洞眞先生陳守元に號を天師と賜ひ、之を信重し、乃ち將相を更易し、刑罰・選舉に至るまで、皆之と議す。守元、賂を受け請託し、言、從はれざる無く、其門、市の如し。

【三】隋の制、三公は國の大事を參議し、祭祀には、太尉、亞獻たり、司徒、俎を奉じ、司空、掃除を行ふ。盧文紀、深く考へず、遂に以て司空の職掌と爲す。

卷の第二百八十

後晉紀一

高祖聖文章武明德孝皇帝上の上

天福元年、春正月、吳の徐知誥、始めて大元帥府を建て、幕職を以て吏部禮兵刑工部及び鹽鐵に分判たらしむ。

丁未、唐主、子重美を立てて雍王と爲す。

癸丑、唐主、千春節を以て置酒す。晉國長公主、壽を上り畢り、辭して晉陽に歸らんとす。帝醉うて曰はく、「何ぞ且く留まらざる。遽に歸るは石郎と反せんと欲するか」と。石敬瑭、之を聞き、益々懼る。

三月丙午、翰林學士禮部侍郎馬胤孫を以て中書侍郎・同平章事と爲す。胤孫、性謹儒にして、中書の事、凝滯多し。又、賓客に接すること罕なり。時人、目して三不開と爲す。口・印・門を謂ふなり。

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福元年

【一】高祖。諱は敬瑭、姓は石氏、其父は臬振雞、本、夷に出づ。朱邪が唐に歸せしより、朱邪に從ひ、入りて陰山に居る。

【二】天福元年。是年十一月、改元す。西紀九三六年。

【三】唐主。既に晉元を以て年を紀するが故に、潞王を書して唐主と爲す。

【四】千春節。唐主、生日を以て千春節と爲す。

石敬瑭、盡く其貨の洛陽及び諸道に在る者を收め、晉陽に歸り、託言するに軍費を助くるを以てす。人、皆、其の異志有るを知る。(五)唐主、夜、近臣と、從容として語りて曰はく、「石郎は朕に於て至親なり。疑ふ可き者無し。但だ流言、釋ます。萬一、歡を失せば、何を以て之を解かん」と。皆、對へず。(六)端明殿學士給事中李崧、退きて同僚呂琦に謂つて曰はく、「吾が輩は恩を受くること深厚なり。豈に自ら衆人に同じく一概に觀望するを得んや、計將に安に出でんとする」と。琦曰はく、「河東若し異謀有らば、必ず契丹を結びて援と爲さん。(七)契丹の母、(八)贊華が中國に在るを以て、屢和親を求む。但だ薊刺等を求むれども未だ獲ず。故に和未だ成らざるのみ。今誠に薊刺等を歸し、之と和し、歲ごとに禮幣約直十餘萬緡を以て之に遣らば、彼必ず驩然として命を承けん。此の如くせば、則ち河東、陸梁せんと欲すと雖も、能く爲す無からん」と。崧曰はく、「此れ吾が志なり。然れども錢穀は皆三司より出づ。宜しく更に張相と之を謀るべし」と。遂に張延朗に告ぐ。延朗曰はく、「學士の計の如くせば、惟だ以て河東を制す可きのみならず、亦、邊費の什の九を省かん。計、此よりも便なる者無し。若し主上、聽き從はば、但だ辦を老夫に責めよ。請ふ庫財の外に於て、摺拾して以て之を供せん」と。它夕、二人、密に帝に言ふ。帝大に喜び、其忠を稱す。二人、私に契丹に遣

【五】唐主好みて近臣と夜語すること、前卷前年に見ゆ。
 【六】李崧、時に呂琦と同じく入直す。
 【七】契丹の母。述律后をいふなり。
 【八】贊華。契丹主阿保機の長子なり。來り降ること二百七十七卷明宗の長興元年に見ゆ。前刺を求むること、三年に見ゆ。

る書を草し、以て命を俟つ。之を久しくして、帝、其謀を以て樞密直學士薛文遇に告ぐ。文遇對へて曰はく、「天子の尊きを以て、身を屈して夷狄に奉ずるは、亦辱ならずや。又、虜若し故事に循ひ、公主に尙せんことを求めば、何を以て之を拒まん」と。因つて(一)戎昱の昭君の詩を誦して曰はく、「安危・婦人に託す」と。帝の意遂に變ず。一日、急に崧・琦を召して後樓に至らしめ、盛怒して之を責めて曰はく、「卿が輩は皆古今を知り、人主を佐けて太平を致さんと欲す。今乃ち謀を爲すことは是の如し。朕の一女は尙ほ乳臭なり。卿、之を沙漠に棄てんと欲するか。且つ、(二)士を養ふの財を以て之を虜庭に輸らんと欲す。其意安にか在る」と。二人懼れ、汗流れて背を浹ほして曰はく、「臣等の志は、愚を竭して以て國に報ゆるに在り。虜の爲めに計るに非ざるなり。願はくは陛下、之を察せよ」と。拜謝すること數無し。帝、詬責して已まず。呂琦、氣竭き、拜すること少しく止む。帝曰はく、「呂琦は強項なり。肯て朕を視て人主と爲すか」と。琦曰はく、「臣等、謀を爲すこと臧からずんば、願はくは陛下、其罪を治せよ。多く拜して何をか爲さん」と。帝の怒稍解け、其拜を止め、各、卮酒を賜うて(三)之を罷む。是より、羣臣敢て復た和親の策を言はず。丁巳、

【一】戎昱。唐の人、詩を能くす。漢の元帝、王昭君を以て匈奴に嫁す。後人、之を憐み、競うて歌詩を爲り、以て其事を言ふ。
 【二】士を養ふは兵を養ふを謂ふなり。其の養兵の財を割きて以て蕃と和せんと欲するを言ふ。
 【三】罷めて、出でて館舎に就かしむ。

(二二) 琦を以て御史中丞と爲す。蓋し之を疎んずるなり。吳の徐知誥、其子副都統景通を以て太尉・副元帥と爲し、都統判官宋齊丘・行軍司馬徐玠を、元帥府左右司馬と爲す。

閩主昶、通文と改元す。(二四) 賢妃李氏を立てて皇后と爲し、皇太后を尊びて太皇太后と曰ふ。

靜江節度使同平章事馬希杲、善政有り。監軍裴仁煦、之を楚王希範に譖し、其の衆心を收むるを言ふ。希範、之を疑ふ。夏四月、漢の將孫德威、

(二五) 蒙・桂の二州を侵す。希範、其弟武安節度副使希廣に命じ、權に軍府の事に知たらしめ、自ら歩騎五千を將ゐて桂州に如く。希杲懼る。其母華

夫人、希範を全義嶺に逆へ、謝して曰はく、「希杲、治を爲すこと無狀にして、寇戎の境に入るを致し、殿下の親ら險阻を渉るを煩はす。皆、

妾の罪なり。願はくは封邑を削り、掖庭を灑掃し、以て希杲の罪を贖はん」と。希範曰はく、「吾久しく希杲を見ず。其治行の尤異なるを聞く。故に來りて之を省するなり。(二七)

它無きなり」と。漢の兵、蒙州より引き去る。希杲を徙して朗州に知たらしむ。高從誨、使を遣はし、賤を徐知誥に奉じ、帝位に即かんことを勸む。

- 【二二】 呂琦が唐主に親しまること、二百七十七卷明宗長興元年に始まる。御史中丞は外朝に居り、禁中に入直するを得ず、故に疎と曰ふ。
- 【二四】 即ち李春蕪なり。
- 【二五】 蒙州。本、漢の蒼梧郡の荔浦縣。唐の貞觀八年、蒙州を置く。今の廣西省桂林道蒙山縣の南。
- 【二六】 全義嶺。桂州全義縣に在り、即ち始安嶺なり。
- 【二七】 它無きなり。他の故無きを言ふ。

初め石敬瑭、唐主の意を嘗みんと欲し、累表して自ら羸疾を陳し、(二八) 兵柄を解き它鎮に移らんと乞ふ。帝、執政と議し、其請に従ひ、移して鄆州に鎮せしめんとす。房昺・李崧・呂琦等、皆力諫し、以爲へらく不可なりと。帝、猶豫すること之を久しくす。五月庚寅夜、李崧、急を請うて外に在り、薛文遇獨り直す。帝、之と河東の事を議す。文遇曰はく、「諺に之れ有り、「道に當りて室を築けば、三年まで成らず」と。

茲事は聖志より斷せよ。羣臣各身の謀を爲す、安んぞ肯て言を盡さんや。臣を以て之を觀れば、河東は移すも亦反し、移さざるも亦反し、旦暮

に在らんのみ。若かじ事に先だちて之を圖らんに」と。是より先、術者言ふ、「國家、今年、應に賢佐を得、奇謀を出し、天下を定むべし」と。帝

意へらく文遇之に當ると。其言を聞き、大に喜びて曰はく、「卿の言、殊だ吾が意を豁かにす。成敗、吾、之を決行せん」と。即ち(二九) 除目を爲し、學士

院に付し、制を草せしむ。辛卯、敬瑭を以て天平節度使と爲し、(三〇) 馬軍都指揮使河陽節度使宋審虔を以て河東節度使と爲す。制出づ。(三一) 兩班、敬瑭

の名を呼ぶを聞き、相顧みて色を失ふ。甲午、建雄節度使張敬達を以て西北蕃漢馬步都部署と爲し、敬瑭を趣して(三二) 鄆州に之かしまむ。敬瑭疑ひ懼れ、將佐に謀りて曰はく、「吾の再び河東に來るや、(三四) 主

- 【二八】 兵柄。北面馬步軍都總管の任を謂ふ。
- 【二九】 急を請ふ。請告なり。
- 【三〇】 御筆親ら除し、外に付して行ふ者を、除目と謂ふ。其の宰相の奏擬を経て行ふ者も亦、除目と謂ふ。
- 【三一】 宋審虔、唐主が鳳翔に起るに従ふ、故に之を以て敬瑭に代らせんと欲す。
- 【三二】 兩班。文武官の班を謂ふ。
- 【三三】 天平節度は鄆州に治す。
- 【三四】 唐主の此言、當に即位の初、敬瑭入朝し、遣りて鎮に還らしむる時に在るべし。

上面のあたり許せり、「終身、代除せず」と。今忽ち是命有り。今年千春節に公主と言ひし所の如きに非ざるを得んや。我、亂を興さず。朝廷、之を發す。安んぞ能く手を束ねて道路に死せんや。今且く表を發して疾と稱し、以て其意を觀ん。若し其れ我を寬くせば、我當に之に事ふべし。若し兵を我に加へば、我則ち圖を改めんのみ」と。幕僚段希堯、極言して之を拒む。敬瑭、其の朴直なるを以て、責めざるなり。節度判官華陰の趙瑩、敬瑭に鄆州に赴かんことを勸む。觀察判官平遙の薛融曰はく、「融は書生にして、軍旅に習はず」と。都押牙劉知遠曰はく、「明公、久しく兵を將る、士卒の心を得たり。今、形勝の地に據り、士馬精彊なり。若し兵を稱げ檄を傳へば、帝業、成る可からん。奈何ぞ一紙の制書を以て、自ら虎口に投せんや」と。掌書記洛陽の桑維翰曰はく、「主上初めて位に即き、明公入朝せり。主上豈に蛟龍は之を深淵に縱つ可からざるを知らざらんや。然るに卒に河東を以て復た公に授けたり。此れ乃ち天意、公に假すに利器を以てす。明宗の遺愛、人に在り、主上、庶孽を以て之に代り、羣情、附かず。公は明宗の愛婿なり。今、主上、反逆を以て待たる。此れ首謝して免る可きに非ず。但だ力めて、自ら全くするの計を爲せ。契丹は、素より明宗と約して兄弟と爲る。今、(三)部落近く雲應に在り、公誠に能く心を推し、節を屈して之に事へば、萬一、急有らんに、朝に呼ばば夕に至らん。何ぞ成る無きを患へん」と。敬瑭の意遂に決す。是より先、朝廷、敬瑭を疑ひ、羽林將軍寶

【三】契丹の牙帳、明宗の長興三年より、捺剌泊に屯す。
 【二】寶鼎縣は河中府に在り、漢の汾陰縣なり。今の山西省河東道榮河縣。

鼎の楊彦詢を以て北京副留守と爲す。敬瑭將に事を舉げんとするや、亦、情を以て之に告ぐ。彦詢曰はく、「河東の兵糧幾何なるかを知らず。能く朝廷に敵せんか」と。左右、彦詢を殺さんと請ふ。敬瑭曰はく、「惟だ副使一人、我自ら之を保せん。汝が輩、言ふ勿れ」と。戊戌、(三)昭義節度使皇甫立、「敬瑭・反す」と奏す。敬瑭・表す、「帝は養子なり。應に祀を承くべからず。請ふ位を(二)許王に傳へよ」と。帝、手づから其表を裂きて地に抵ち、詔を以て之に答へて曰はく、「卿は鄂王に於て、固より疎遠に非ず。(二)衛州の事、天下皆知る。許王の言、何人か肯て信せん」と。壬寅、制して、敬瑭の官爵を削奪す。乙巳、張敬達を以て太原四面排陳使を兼ねしめ、河陽節度使張彥琦を馬歩軍都指揮使と爲し、安國節度使安審琦を以て馬軍都指揮使と爲し、保義節度使相里金を以て步軍都指揮使と爲し、右監門上將軍武廷翰を以て壕寨使と爲す。丙午、張敬達を以て太原四面兵馬都部署と爲し、義武節度使楊光遠を以て副部署と爲す。丁未、又、張敬達を以て太原行府の事に知たらしめ、前の彰武節度使高行周を以て太原四面招撫排陳等使と爲す。光遠既に行くや、定州の軍亂る。牙將(三)千乘の方太、討ちて之を平く。張敬達、兵三萬を將る、(三)晉安郷に

【三】并路二鎮は境を接す、故に其事を知りて先づ之を奏す。
 【二】許王。從益、明宗の子なり。
 【一】敬瑭が盡く閔帝の從騎を殺し、獨り帝を衛州に置けるを謂ふ。事、前卷清泰元年に見ゆ。鄂王は即ち閔帝を謂ふ。潞王入りて立ち、太后の令を以て閔帝を降して鄂王と爲す。
 【三】千乘。漢、千乘國を置く。隋、縣と爲す。唐には青州に屬す。今の山東省膠東道廣饒縣。
 【三】晉安郷は晉陽城の南に在り。

營す。戊申、敬達・奏す、『西北先鋒馬軍都指揮使安審信、叛きて晉陽に奔る』と。審信は金全の弟の子なり。(三二)敬瑭、之と舊有り。是より先、雄義都指揮使(三三)馬邑の安元信、所部六百餘人を將ゐ、代州に戍す。代州の刺史張朗善く之を遇す。元信密に朗に説きて曰はく、『吾、(三四)石令公を觀るに、長者なり。事を擧げば必ず成らん。公何ぞ潛に人を遣はして意を通せざる。以て自ら全くす可し』と。朗、從はず。是に由りて互に相猜忌す。元信、朗を殺さんと謀り、克たず、其衆を帥ゐて審信に奔る。審信遂に麾下數百騎を帥ゐ、元信と與に、百井を掠め、晉陽に奔る。敬瑭、元信に謂つて曰はく、『汝、何の利害を見て、彊きを捨てて弱きに歸する』と。對へて曰はく、『元信は星を知り氣を識るに非ず。顧だ人事を以て之を決するのみ。夫れ帝王の天下を御する所以は、信よりも重きは莫し。今、主上、大信を令公に失へり。(三五)親にして貴き者すら、且つ自ら保せず、況んや疎賤なるをや。其の亡ぶること足を翹て待つ可し。何の彊きことか之れ有らん』と。敬瑭悦び、委ぬるに軍事を以てす。(三六)振武西北巡檢使安重榮、代北に戍し、歩騎五百を帥ゐて晉陽に奔る。重榮は朔州の人なり。(三七)宋審虔を以て寧國節度使と爲し、侍衛馬軍都指揮使に充つ。

【三二】 安氏の羣從と、石敬瑭と、本、皆、代北の人なり。

【三三】 馬邑縣は朔州に屬す。

【三四】 石敬瑭、中書令を加ふ、故に令公と稱す。

【三五】 石敬瑭、身、帝塔たり、親と謂ふべし。敬瑭、官、中書令たり、節を建て兵を總ぶ。貴と謂ふべし。

【三六】 歐史には、安重榮を振武巡邊指揮使と爲す。

【三七】 石敬瑭、既に代を受けず、故に宋審虔をして節を領し宿衛を掌らしむ。審虔は、唐主が鳳翔に鎮せし時の牙將なり。

宋審虔を以て寧國節度使と爲し、侍衛馬軍都指揮使に充つ。

天雄節度使劉延皓、(三八)后族の勢を恃み、驕縱にして、人の財産を奪ひ、將士の給賜を減じ、宴飲、度無し。捧聖都虞候張令昭、衆心怒み怒るに因り、魏博を以て河東に應せんと謀り、癸丑未明、衆を帥ゐて牙城を攻めて之に克つ。延皓、身を脱して走る。亂兵大に掠む。令昭・奏す、『延皓、撫御を失し、以て軍亂るるを致せり。臣、(三九)以に士卒を撫安し、權に軍府を領せり。乞ふ旌節を賜へ』と。延皓、洛陽に至る。唐主怒り、命じて遠く貶せしむ。皇后、之が爲めに請ふ。六月庚申、止だ延皓の官爵を削り、私第に歸らしむ。

【三八】 劉延皓は唐主の後の弟なり。

【三九】 以。已と通す。

【四〇】 魏博。恐らくは當に魏州に作るべからん。

辛酉、吳の太保同平章事徐景遷、疾を以て罷む。其弟景遂を以て、代りて門下侍郎・參政事と爲す。癸亥、唐主、張令昭を以て右千牛衛將軍と爲し、權に天雄軍府の事に知たらしむ。令昭、調發未だ集まらざるを以て、且く新命を受く。尋ぎて詔有り、齊州防禦使に徙す。令昭、託するに士卒の留むる所たるを以てし、實は河東の成敗を俟つ。唐主、使を遣はして之を諭さしむ。令昭、使者を殺す。甲戌、宣武節度使兼中書令范延光を以て天雄四面行營招討使と爲し、(四一)魏博行府の事に知たらしむ。張敬達を以て太原四面招討使に充て、楊光遠を以て副使と爲す。丙子、西京留守李周を以て天雄軍四面行營副招討使と爲す。石敬瑭の子右衛上將軍重殷・皇城副使重裔、敬瑭が兵を擧ぐるを聞き、民間の井中に匿る。弟

沂州都指揮使敬德、其妻女を殺して逃る。尋ぎて捕得せられ、獄中に死す。從弟彰聖都指揮使敬威、自殺す。秋七月戊子、重殷・重裔を獲て之を誅し、并せて匿す所の家を族す。

庚寅、楚王希範、(四二)桂州より北に還る。

雲州歩軍指揮使桑遷、奏す、「應州節度使尹暉、雲州節度使沙彥珣を逐ひ、其兵を收めて河東に應ず」と。丁酉、彥珣・表す、「遷、叛きて河東に應せんと謀り、兵を引きて子城を圍む」と。彥珣、圍を犯して走り、西山を出で、雷公口に據る。明日、兵を收めて城に入り、亂兵を撃つ。遷敗れ走る。軍城復た安し。是日、尹暉、遷を執へ、洛陽に送り、之を斬る。

丁未、范延光、魏州を抜き、張令昭を斬る。詔して、悉く其黨七指揮を誅す。

張敬達、懷州の(四三)彰聖軍を發し、(四四)虎北口に戌せしむ。其指揮使張萬迪、五百騎を將ゐて河東に奔る。丙辰、詔して、盡く其家を誅す。

石敬瑭、(四五)間使を遣はし、救を契丹に求めしめ、桑維翰をして表を草せしめ、契丹主に臣と稱し、且つ父禮を以て之に事へんと請ひ、事捷つの日、盧龍一道及び鴈門關以北の諸州を割きて之に與へんと約す。劉知遠諫めて曰はく、「臣と稱するは可なり。父を以て之に事ふるは太だ過ぎたり。厚く金帛

を以て之に賂はば、自ら其兵を致すに足らん。必ずしも許すに土田を以てせず。(四六)恐らくは異日、大に中國の患を爲し、之を悔ゆとも及ぶ無からん」と。敬瑭、從はず。表、契丹に至る。契丹主大に喜び、(四七)其母に白して曰はく、「兒、比る、石郎が使を遣はし來るを夢みたり。今果して然り。此れ天意なり」と。乃ち復書を爲し、(四八)仲秋を俟ちて國を傾けて赴き援けんことを許す。

八月己未、范延光を以て天雄節度使と爲し、李周を宣武節度使・同平章事と爲す。癸亥、應州言ふ、「契丹の三千騎、城を攻む」と。

張敬達、長圍を築き、以て晉陽を攻む。石敬瑭、劉知遠を以て馬步都指揮使と爲す。安重榮・張萬迪の降兵、皆焉に隸す。知遠、法を用ふることを私無く、之を撫すること一の如し。是に由りて、人、貳心無し。敬瑭親

ら城に乗り、矢石の下に坐臥す。知遠曰はく、「敬達の輩を觀るに、壘を高くし塹を深くし、持久の計を爲さんと欲し、它の奇策無し。慮るに足らざるなり。願はくは明公、四に間使を出し、外事を經略せよ。城を守るは至つて易し。知遠獨り能く之を辨せん」と。敬瑭、知遠の手を執り、其背を撫して之を賞す。

戊寅、成德節度使董溫琪を以て東北面副招討使と爲し、以て盧龍節度使趙德鈞を佐けしむ。唐主、端明殿學士呂琦をして、河東の行營に至り、軍を犒はしむ。楊光遠、琦に謂つて曰はく、「願

【四二】 他日、卒に劉知遠の言の如し。
【四三】 其母は述律太后。
【四四】 秋高く馬肥ゆるを俟ちて而る後進む。

【四一】 四月、桂州に至り、七月、方めて還る。
【四二】 彰聖軍。本、洛城の屯衛兵なり。是より先、分ちて懷州に屯す。又、懷州より發して張敬達の軍前に赴く。敬達、又、之を發して虎北口に戌せしむ。
【四三】 虎北口。汾水の北に在り。
【四四】 時に張敬達、代州に在り、雲應の兩鎮、亦、敬瑭に從はず、故に使を遣はして間道より契丹の帳に趨かしむ。

はくは陛下に附奏せよ、幸に宵旰を寛くせよ。賊若し援無くんば、旦夕に當に平ぐべし。若し契丹を引かば、當に之を縦ちて入らしむべし。一戦して破る可きなり」と。帝甚だ悦ぶ。帝、契丹が石敬瑭に仲秋を以て赴き援けんことを許せりと聞き、屢張敬達を督して、急に晉陽を攻めしむ。下す能はず。營構する有る毎に、多く風雨に値ひ、長圍復た水潦の壞る所と爲り、竟に合ふ能はず。晉陽城中日に窘しみ、糧儲浸く乏し。

九月、契丹主、五萬騎を將る、三十萬と號し、揚武谷よりして南す。

旌旗絶えざること、五十餘里。代州の刺史張朗、忻州の刺史丁審琦、城に嬰りて自ら守る。虜騎、城下を過ぐるも、亦、誘脅せず。審琦は洺州の人なり。辛丑、契丹主、晉陽に至り、汾北の虎北口に陳し、先づ人を遣はして敬瑭に謂つて曰はしむ、「吾、今日即ち賊を破らんと欲す。可ならんか」と。敬瑭、人を遣はして馳せ告げて曰はしむ、「南軍甚だ厚し。輕んず可からず。請ふ明日を俟ちて戰を議せん。未だ晩からざるなり」と。

使者未だ至らざるに、契丹已に唐の騎將高行周・符彥卿と合戰す。敬瑭乃ち劉知遠を遣はし、兵を出して之を助けしむ。張敬達・楊光遠・安審琦、歩兵を以て、城の西北の山下に陳す。契丹、輕騎三千を遣はし、甲を被らず、直に其陳を犯さしむ。唐の兵、其の羸るるを見、争うて之を逐ひ、汾曲に

【四八】 若し契丹の援、至らざりせば、晉、支ふる能はざりしならん。
 【四九】 揚武谷。代州の崞縣に在り。
 【五〇】 代州より南のかた忻州に至るまで一百六十里。忻州より南のかた太原に至るまで一百四十里。
 【五一】 唐の兵、南より來り、晉陽を攻む。故に之を南軍と謂ふ。
 【五二】 汾曲。汾水の曲なり。

至る。契丹、水を涉りて去る。唐の兵、岍に循うて進む。契丹の伏兵、東北より起り、唐の兵を衝き、斷ちて二と爲す。歩兵の北に在る者、多く契丹の殺す所と爲り、騎兵の南に在る者、引きて晉安寨に歸る。契丹、兵を縱ちて之に乗す。唐の兵、大に敗れ、歩兵の死する者、萬人に近く、騎兵獨り全し。敬達等、餘衆を收めて晉安を保つ。契丹も亦兵を引きて虎北口に歸る。敬瑭、唐の降兵千餘人を得。劉知遠、敬瑭に勸めて盡く之を殺さしむ。是夕、敬瑭、北門を出でて契丹主を見る。契丹主、敬瑭の手を執り、相見るの晩きを恨む。敬瑭問うて曰はく、「皇帝遠く來り、士馬疲倦するに、遽に唐と戰うて大に勝つは、何ぞや」と。契丹主曰はく、「始め吾、北より來り、謂へらく、唐必ず雁門の諸路を斷たん。兵を險要に伏せば、則ち吾、進むを得可からずと。人をして偵視せしむるに、皆、之れ無し。吾是を以て長驅して深く入り、大事必ず濟らんことを知るなり。兵既に相接するに、我が氣方に銳に、彼の氣方に沮めり。若し此に乘じて急に之を撃たず、曠日持久せば、則ち勝負未だ知る可からじ。此れ吾が亟かに戰うて勝つ所以なり。勞逸の常理を以て論す可からざるなり」と。敬瑭甚だ歎伏す。壬寅、敬瑭、兵を引きて契丹に會し、晉安寨を圍み、營を晉安の南に置く。長さ百餘里、厚さ五十里。多く鈴索・吠犬を設け、人、跬歩も過ぐる能はず。敬達等、士卒猶ほ五萬人、馬萬匹、四顧するに之く所無し。甲辰、敬達、使

【五三】 晉陽城の北門を出づるなり。
 【五四】 雁門に東陞・西陞の險有り。崞縣に陽武・石門の險有り。
 【五五】 跬は半歩なり。一たび足を擧ぐるを跬と曰ふ。跬は三尺なり。

を遣はし、敗を唐に告ぐ。是より、聲問、復た通せず。唐主大に懼れ、彰聖都指揮使符彥饒を遣はし、洛陽の歩騎兵を將ゐ、河陽に屯せしめ、天雄節度使兼中書令范延光に詔し、魏州の兵二萬を將ゐ、(五) 青山に由り榆次に趣かしめ、盧龍節度使東北面招討使兼中書令北平王趙德鈞をして、幽州の兵を將ゐ、(飛狐道) 契丹の軍後に出でしめ、耀州防禦使潘環をして、西路の戍兵を糾合し、晉絳兩乳嶺に由り、慈・隰に出で、共に晉安寨を救はしむ。契丹主、帳を(五) 柳林に移す。遊騎、石會關を過ぐるに、唐の兵を見ず。丁未、唐主、詔を下して親征せんとす。雍王重美曰はく、「陛下、目疾未だ平えず。未だ遠く風沙を渉る可からず。臣、童稚なりと雖も、願はくは陛下に代りて北行せん」と。帝の意、本、行くを欲せず。之を聞きて頗る悦ぶ。張延朗・劉延皓及び宣徽南院使劉延朗、皆、帝に行かんことを勸む。帝、已むを得ず、戊申、洛陽を發す。盧文紀に謂つて曰はく、「朕、雅より卿が相業有るを聞けり。故に衆議を排し、(五) 首として卿を用ひたり。今、禍難此の如し。卿の嘉謀皆安に在るか」と。文紀但だ拜謝するのみ、對ふる能はず。己酉、劉延朗を遣はし、侍衛歩軍都指揮使符彥饒の軍を監し、潞州に赴き、(六) 大軍の後援を爲さしむ。諸軍、鳳翔の(五) 推戴より以來、驕悍にして、用を爲さず。彥饒、其の亂を爲さんことを恐れ、敢て之を束ぬるに法を以

【五】 青山。即ち邢州の青山口なり。
 【五】 西路の戍兵。蒲潼以西の諸軍の戍兵をいふなり。
 【五】 柳林。當に晉安寨の南に在るべし。
 【五】 唐主清泰元年四月、位に即き、七月、盧文紀を相とす。
 【六】 大軍とは晉安寨の軍を謂ふ。
 【六】 推戴の事、前卷清泰元年に見ゆ。

てせず。帝、河陽に至り、心に北行を憚り、宰相・樞密使を召し、進取の方略を議す。盧文紀、帝の旨を希ひて言はく、「國家の根本は、太半、河南に在り。胡兵は倏ち來り忽ち往き、久しく留まる能はず。晉安は大寨にして甚だ固し。況んや已に(三) 三道の兵を發して之を救ふをや。(三) 河陽は天下の津要なり。車駕宜しく此に留まりて南北を鎮撫し、且く近臣を遣はし、往きて戰を督せしむべし。苟くも圍を解く能はずば、進むも亦未だ晩からざらん」と。張延朗、(三) 事に因りて趙延壽をして樞密を解くを得しめんと欲し、因つて曰はく、「文紀の言、是なり」と。帝、餘人に訪ふ。敢て異言する者無し。澤州の刺史劉遂凝は郛の子なり。潛に自ら石敬瑭に通ず。表して稱す、「車駕、(三) 太行を踰ゆ可からず」と。帝、近臣の北行せしむ可き者を議す。張延朗、翰林學士(三) 須昌の和凝等と、皆曰はく、「趙延壽の父德鈞、盧龍の兵を以て來りて難に赴く。宜しく延壽を遣はして之に會せしむべし」と。庚戌、樞密使忠武節度使隨駕諸軍都部署兼侍中趙延壽を遣はし、兵二萬を將ゐて潞州に如かしむ。辛亥、帝、懷州に如き、右神武統軍康思立を以て北面行營馬軍都指揮使と爲し、扈從の騎兵を帥ゐ、(五) 團柏谷に赴かしむ。思立は晉陽の胡人なり。帝、晉安を以て憂と爲し、策を羣臣に問ふ。吏部侍郎、永清の龍敏

【三】 范延光・趙德鈞・潘環三帥の兵を謂ふ。
 【三】 北兵、洛を犯すには、河陽より河を渡るべし、故に然云ふ。
 【三】 趙延壽時に樞密使たり、解かんことを求めんと欲すれども、未だ能はず。
 【三】 澤州は太行の道に當る。
 【三】 須昌。即ち郛州の治する所の須城縣なり。
 【三】 團柏谷。太原府祁縣に在り。
 【六】 永清縣は幽州に屬す。州の東南一百七十里に在り。今の京兆永清縣。

請ふ、『李贄華を立てて契丹主と爲し、(六九)天雄・盧龍の二鎮をして兵を分ちて之を送り、幽州より西樓に越かしめん。朝廷、露檄して之を言はば、契丹主必ず内顧の憂有らん。然る後、軍中の精銳を募募して以て之を撃たん。此れ亦圍を解くの一策なり』と。帝、深く以て然りと爲す。而るに執政、其の成る無からんことを恐れ、議、竟に決せず。帝、憂沮、神色に形はれ、但だ日夕酣飲悲歌す。羣臣或は其北行を勸むれば、則ち曰はく、『卿、石郎を言ふ勿れ。我が心膽をして地に墮ちしむ』と。

冬十月壬戌、詔して、大に天下の將吏及び民間の馬を括し、又、民を發して兵と爲し、七戸毎に征夫一人を出し、自ら鎧仗を備へしむ。之を義軍と謂ふ。期するに十一月を以て俱に集まらしめ、(七〇)陳州の刺史郎萬金に命じ、教ふるに戰陳を以てせしむ。張延朗の謀を用ふるなり。凡そ馬二千餘匹・征夫五千人を得。實は用に益無し。而して民間大に擾る。

初め趙德鈞、陰に異志を蓄へ、亂に因りて中原を取らんと欲し、自ら・晉安寨を救はんと請ふ。唐主、命じて、飛狐より、契丹の後を踵み、其部落を鈔せしむ。德鈞、(七一)銀鞍契丹直三千騎を將る。土門路に由りて西に入らんと請ふ。帝、之を許す。趙州の刺史北面行營都指揮使劉在明、先づ兵を將るて易州に戍す。德鈞、易州を過ぎ、在明に命じ、其衆を以て自ら隨へしむ。在明は幽州の人なり。德

【六九】 范延光・趙德鈞をして兵を分ちて之を送らしめんと欲す。
 【七〇】 郎萬金は當時の勇將なり。
 【七一】 趙德鈞、幽州に在り、契丹來降の驍勇なる者を以て銀鞍契丹直を置く。

鈞、鎮州に至り、(七二)董溫琪を以て招討副使を領せしめ、遼へて與に偕に行く。又表して稱す、『兵少し。須く澤潞の兵を合すべし』と。乃ち(七三)吳兒谷より潞州に趣く。癸酉、亂柳に至る。時に范延光、詔を受け、部兵二萬を將る、遼州に屯す。德鈞、又、魏博の軍と合せんと請ふ。延光、德鈞が諸軍を合するの志趣測り難きを知り、表して稱す、『魏博の兵、已に賊境に入る。南して數百里を行き、德鈞と合す容き無し』と。乃ち止む。

漢主、宗正卿兼工部侍郎劉潛を以て中書侍郎・同平章事と爲す。潛は(七四)崇望の子なり。

十一月、趙德鈞を以て諸道行營都統と爲し、前に依りて東北面行營招討使たり。趙延壽を以て河東道南面行營招討使と爲し、翰林學士張礪を以て判官と爲す。庚寅、范延光を以て河東道東南面行營招討使と爲し、宣武節度使同平章事李周を以て之に副とす。辛卯、劉延朗を以て河東道南面行營招討副使と爲す。趙延壽、趙德鈞に(七五)西湯に遇ひ、悉く兵を以て德鈞に屬す。唐主、呂琦を遣はし、德鈞に(七六)敕告を賜ひ、且つ軍を犒ふ。德鈞の志、范延光の軍を併するに在り。逗留して進まず。詔書して屢之を趣す。德鈞乃ち兵を引き、北して團柏谷口に屯す。

【七二】 董溫琪は時に鎮州に鎮す。
 【七三】 吳兒谷。潞州黎城の東北、涉縣の西南に在り。
 【七四】 劉崇望は昭宗に相たり。
 【七五】 西湯。新五代史には西唐に作り、舊五代史には西唐店に作る。
 【七六】 賜ふに諸道行營都統の勅告を以てするなり。

癸巳、吳主、齊王知誥に詔し、百官を置かしめ、金陵府を以て西都と爲す。

前の坊州刺史劉景巖は、延州の人なり。財多くして俠を喜み、豪傑に交結し、家に丁夫・兵仗有り。人、其の疆に服し、執、州縣を傾く。彰武節度使楊漢章、政無く、夷夏の心を失ふ。會、馬及び義軍を括す。漢章、步騎數千人を帥る、將に軍期に赴かんとし、之を野に閱す。景巖潛に人をして之を撓して曰はしむ、『契丹・彊盛なり。汝が曹、去る有りて歸る無からん』と。衆懼れ、漢章を殺し、景巖を奉じて留後と爲す。唐主、已むを獲ず、丁酉、景巖を以て彰武留後と爲す。

契丹主、石敬瑭に謂つて曰はく、『吾、三千里、難に赴く。必ず成功有らん。汝の器貌識量を觀るに、眞に中原の主なり。吾、汝を立てて天子と爲さんと欲す』と。敬瑭、辭讓する者數四。將吏復た勸進す。乃ち之を許す。契丹主、冊書を作り、敬瑭に命じて大晉皇帝と爲し、自ら衣冠を解きて之に授け、壇を柳林に築く。是日、皇帝の位に即く。幽・薊・瀛・莫・涿・檀・順・新・媯・儒・武・雲・應・寰・朔・蔚の十六州を割き、以て契丹に與へ、仍ほ歲ごとに帛三十萬匹を輸らんことを許す。己亥、制して長興七年を改めて天福元年と爲し、大赦す。敕命法制、皆、明宗の舊に遵ふ。節度判官趙瑩を以て翰林學士承旨・戸部侍郎・知河東軍府事と爲し、掌書記桑維翰を翰林學士・禮部侍郎・權知樞密使事と爲し、觀察判官薛融を侍御史・知雜事と爲し、

【七】 石敬瑭蓋し北服を以て位に即く。

【七】 儒州は晉山一縣を領す。武州は文德一縣を領す。後唐の明宗天成元年、興唐軍を以て寰州を置き、寰清一縣を領し、應州彰國節度に隸す。

【七】 長興七年。此れ清泰元年なり。而して以て唐の明宗の長興七年と爲す。潞王を以て篡と爲すなり。

節度推官、白水の竇貞固を翰林學士と爲し、軍城都巡檢使劉知遠を侍衛馬軍都指揮使と爲し、客將景延廣を歩軍都指揮使と爲す。延廣は陝州の人なり。晉國長公主を立てて皇后と爲す。契丹主、柳林に軍すと雖も、其輜重・老弱は、皆、虎北口に在り。日暝るる毎に輒ち結束し、以て倉猝・遁逃に備ふ。而して趙德鈞、契丹に倚りて中國を取らんと欲し、圍柏に至りて月を踰え、兵を按じて戰はず。晉安を去ること纔に百里、聲問、相通する能はず。德鈞、累表して、延壽の爲めに成德節度使を求め、曰はく、『臣今遠征し、幽州執孤なり。延壽をして鎮州に在り、左右、應接に便ならしめんことを欲す』と。唐主曰はく、『延壽方に賊を撃つ。何ぞ鎮州に往くに暇あらんや。賊平ぐを俟ち、當に請ふ所の如くすべし』と。德鈞、之を求めて已まず。唐主怒りて曰はく、『趙氏父子、堅く鎮州を得んと欲するは、何の意ぞや。苟くも能く胡寇を却げば、吾が位に代らんと欲すと雖も、吾亦甘心せん。若し寇を遊び君を邀へば、但だ、犬兔俱に斃れんことを恐るのみ』と。德鈞、之を聞き、悦ばず。閏月、趙延壽、契丹主が賜ふ所の詔及び甲馬弓劍を獻じ、詐りて云はく、『德鈞、使を遣はし、書を契丹主に致し、唐の爲めに好を結ぶ』と。説きて、

【六】 白水縣は漢の栗邑。同州に屬す、州の西北一百二十里に在り。今の陝西省關中道白水縣。

【六】 軍城とは河東の軍城を謂ふ。晉陽、圍を受くるの時、劉知遠、都巡檢使と爲る。

【六】 左右應接云云。延壽、常山に在るときは、左は以て薊門に應接す可く、右は以て圍柏に應接す可きを言ふ。

【六】 戰國策に云ふ、韓子盧は天下の駿犬なり。東郭籬は天下の狡兔なり。盧、籬を逐ひ、山を環ること三たび、山を騰ること五たび、兔、前に死し、犬、後に廢る。田父見て并せて之を獲たりと。

兵を引きて國に歸らしむ。其實は、別に密書を爲り、厚く金帛を以て契丹主に賂うて云はく、「若し己を立てて帝と爲さば、請ふ即ち見兵を以て、南のかた洛陽を平げ、契丹と兄弟の國と爲らん」と。仍ほ石氏が常に河東に鎮せんことを許す。契丹主、自ら、深く敵境に入り、晋安未だ下らず。徳鈞の兵尙ほ彊く、范延光・其東に在るを以て、又、(八三) 山北の諸州の、其歸路を邀へんことを恐れ、徳鈞の請を許さんと欲す。帝、之を聞きて大に懼れ、亟かに桑維翰をして契丹主を見、之に説きて曰はしむ、「大國、義兵を擧げ、以て孤危を救ひ、一戰して唐の兵瓦解し、退きて一柵を守り、食盡き力窮まる。(八四) 趙北平父子、不忠不信にして、大國の彊きを畏る。且つ素より異志を蓄へ、兵を按じて變を觀る。死を以て國に殉ふの人に非ず。何ぞ畏る可きに足らんや。而るに其誕妄の辭を信じ、豪末の利を貪り、成るに垂なんとするの功を棄てんや。且つ晉をして天下を得しめば、將に中國の財を竭し、以て大國に奉せんとす。豈に此小利の比ならんや」と。契丹主曰はく、「爾、鼠を捕ふる者を見るか。之に備へざれば、猶ほ或は其手を齧傷す。況んや大敵をや」と。對へて曰はく、「今、大國已に其喉を扼せり。安んぞ能く人を齧まんや」と。契丹主曰はく、「吾、(八五) 前約を渝ふる有るに非ざるなり。但だ兵家の權謀、爾せざるを得ず」と。對へて曰はく、「皇帝、信義を以て人の急を救ひ、四海の人、俱に耳目を屬す。

【八四】見兵。其父子の現に統ぶるの兵を謂ふ。

【八五】山北の諸州。雲・應・寰・朔等の州をいふ。

【八六】北平。趙德鈞、北平王に封ぜらる、故に曰ふ。唐に不忠、契丹に不信なるを言ふ。

【八七】前約とは、晉をして中國に帝たらしむるを謂ふ。

奈何ぞ其命を二三にし、大義をして終らざらしむる。臣竊に皇帝の爲めに取らざるなり」と。帳前に跪き、且より暮に至り、涕泣して之を争ふ。契丹主乃ち之に従ひ、帳前の石を指し、徳鈞の使者に謂つて曰はく、「我已に石郎に許せり。此石爛れば、改む可からん」と。龍敏、前の鄭州防禦使李懿に謂つて曰はく、「君は國の近親なり。今、社稷の危きこと、足を翹て待つ可し。君獨り憂無きか」と。懿爲めに趙德鈞が必ず能く敵を破るべきの状を言ふ。敏曰はく、「我は燕人なり。徳鈞の人と爲りを知る。怯にして謀無し。但だ守城に於て差長せるのみ。況んや今、内、姦謀を蓄ふるをや。豈に恃む可けんや。僕、狂策有り。但だ、朝廷の肯て爲さざらんことを恐るのみ。今駕に従ふの兵、尙ほ萬餘人、馬、五千匹に近し。若し精騎一千を選び、僕と(八八) 郎萬金とをして之を將らしめ、介休の山路より、夜、虜騎を冒し、晋安寨に入らんに、但だ其半をして入るを得しめば、則ち事濟らん。張敬達等、重圍に陥り、朝廷の聲聞を知らず。若し大軍近く團柏に在るを知らば、鐵障有りと雖も、衝陷す可からん。況んや虜騎をや」と。懿、以て唐主に白す。唐主曰はく、「龍敏の志は極めて壯なり。之を用ふることを晩し」と。

【八八】龍敏は幽州永清縣の人なり。

【八九】郎萬金は當時の勇將なり。介休の山路より、平遙に達せば、晋安寨に至るを得可からん。

【九〇】丹州より西のかた鄜州に至るまで一百七十五里。

(九〇) 丹州の義軍、亂を作し、刺史康承詢を逐ふ。承詢、鄜州に奔る。

晉安寨、圍を被ること數月。高行周・符彥卿、數騎兵を引きて出で戰ふ。衆寡、敵せず、皆功無し。芻糧俱に竭き、(九) 柝を削り、糞を洩げて以て馬を飼ふ。馬相啗ひ、尾鬣皆禿ぐ。死すれば則ち將士分ちて之を食ふ。援兵、竟に至らず。張敬達は性剛なり。時に之を張生鐵と謂ふ。楊光遠・安審琦、敬達に契丹に降らんことを勸む。(一〇)

敬達曰はく、『吾、明宗及び今上の厚恩を受け、元帥と爲りて軍を敗る。其罪已に大なり。況んや敵に降るをや。今、援兵、旦暮に至らん。且く當に之を俟つべし。必ず若し力盡き、執窮まらば、則ち諸軍、我が首を斬り、之を攜へて出で降り、自ら多福を求めんも、未だ晚しと爲さざるなり』と。光遠、審琦を目し、敬達を殺さんと欲す。審琦未だ忍びず。高行周、光遠が敬達を圖らんと欲するを知り、常に壯騎を引き、尾して之を衛る。敬達、其故を知らず、人に謂つて曰はく、『行周毎に余が後を踵く。何の意ぞや』と。行周乃ち敢て之に隨はず。諸將、且毎に招討使の營に集まる。甲子、高行周・符彥卿、未だ至らず。光遠、其の備無きに乗じ、敬達の首を斬り、諸將を帥ゐて上表し、契丹に降る。契丹主素より諸將の名を聞き、皆慰勞し、賜ふに裘帽を以てし、因つて之に戯れて曰はく、『汝が輩も亦大惡漢なり。鹽酪を用ひず、戰馬萬匹を啗ふ』と。光遠等大に慙づ。契丹主、張敬達の

【九】 是年九月、晉安寨、圍まる。
 【一〇】 柝は研りたる木札なり。木札已に薄し。更に之を削りて薄からしめ、馬をして啗ふ可からしむ。
 【一一】 糞を洩ぐ。馬糞中の草筋をよなげ、復た馬を飼ふなり。
 【一二】 張敬達の小字は生鐵。
 【一三】 史、張敬達の志節を言ふ。
 【一四】 諸軍。諸君の誤。
 【一五】 北人、南人を謂つて漢と爲す。大惡とは桀烈なる者を謂ふ。

忠を嘉し、命じて收葬して之を祭らしめ、其下及び晉の諸將に謂つて曰はく、『汝が曹、人の臣と爲り、當に敬達に效ふべきなり』と。時に晉安寨、馬猶ほ五千に近く、鎧仗五萬。契丹悉く取りて以て其國に歸り、悉く唐の將卒を以て帝に授け、之に語りて曰はく、『勉めて而の主の事に事へよ』と。馬軍都指揮使康思立、憤惋して死す。帝、晉安已に降るを以て、使を遣はして諸州に諭さしむ。代州の刺史張朗、其使を斬る。呂琦、唐主の詔を奉じ、北軍を勞ひ、忻州に至り、晉の使に遇ひ、亦之を斬る。刺史丁審琦に謂つて曰はく、『虜、城下を過ぎて顧みず、其心、見る可し。還る日必ず全理無からん。若かじ、早く兵民を帥ゐ、五臺より鎮州に奔らんには』と。將に行かんとし、審琦、之を悔い、牙城を閉ちて従はず。(一〇〇) 州兵、之を攻めんと欲す。琦曰はく、『家國此の如し。何爲れぞ復た相屠滅せん』と。乃ち州兵を帥ゐて鎮州に趣く。審琦遂に契丹に降る。

【九八】 北軍。雁門以北の諸州の固守の軍を謂ふ。
 【九九】 五臺縣より東南のかた、鎮州に至るまで三百六十里。即ち飛狐の路を取るなり。
 【一〇〇】 州兵。忻州の兵なり。
 【一〇一】 楊光遠が張敬達を殺して晉安寨を以て降れるを以て、故に之を擯用す。
 【一〇二】 事を謀るを吞と爲す。

契丹主、帝に謂つて曰はく、『桑維翰、忠を汝に盡す。宜しく以て相と爲すべし』と。丙寅、趙瑩を以て門下侍郎と爲し、桑維翰を中書侍郎と爲し、竝に同平章事とす。維翰仍は權知樞密使事たり。(一〇三) 楊光遠を以て侍衛馬歩軍都指揮使と爲し、劉知遠を以て保義節度使・侍衛馬歩軍都虞候と爲す。帝、契丹主と、將に兵を引ききて南せんとし、一子を留めて河東を守らしめんと欲し、(一〇四) 契丹主に

咨る。契丹主、帝をして盡く諸子を出さしめ、自ら之を擇ぶ。帝の兄の子重貴、父敬儒早く卒す。帝、養うて以て子と爲す。貌、帝に類して短小なり。契丹主、之を指して曰はく、「此大目の者可なり」と。乃ち重貴を以て (二〇三) 北京留守・太原の尹、河東節度使と爲す。契丹、其將高謨翰を以て前鋒と爲し、降卒と皆進む。丁卯、團柏に至り、唐の兵と戦ふ。趙德鈞・趙延壽先づ遁る。符彥饒・張彥琦・劉延朗・劉在明、之に繼ぐ。士卒大に潰え、相騰踐して死する者萬計。己巳、延朗・在明、懷州に至る。唐主、始めて、帝が位に即き、楊光遠が降れるを知る。衆議以へらく、「天雄軍府尙ほ完し。契丹必ず山東を憚り、未だ敢て南下せざらん。車駕宜しく魏州に幸すべし」と。(二〇四) 唐主、李崧が素より (二〇五) 范延光と善きを以て、崧を召して之を謀る。(二〇六) 薛文遇、知らずして繼ぎて至る。唐主怒りて色を變ず。崧、文遇の足を躡む。文遇乃ち去る。唐主曰はく、「我、此物を見れば、肉顛く。適に幾ど佩刀を抽きて之を刺さんと欲せり」と。崧曰はく、「文遇は小人なり。淺謀にして國を誤る。之を刺さば醜を益さん」と。崧因りて唐主に南に還らんことを勸む。唐主、之に従ふ。洛陽、(二〇七) 北軍敗れぬと聞き、衆心大に震ふ。居人四出し、山谷に逃竄す。(二〇八) 門者、之を禁せんと請ふ。(二〇九) 河南の尹雍

【二〇三】留守を以て尹と爲し帥と爲すは、唐の舊制に循ふなり。
 【二〇四】降卒。唐の晉安樂の兵なり。
 【二〇五】天雄軍は太行山の東に在り。
 【二〇六】時に范延光、魏州に鎮す。
 【二〇七】李崧・薛文遇同じく直に在り、文遇、獨り崧を召すを知らず、以て竝に召すと爲す、故に崧に繼ぎて至る。
 【二〇八】北軍。趙德鈞・符彥饒等、團柏に屯するの兵をいふ。
 【二〇九】門者。洛陽の關を守る者。
 【二一〇】胡三省曰はく、重美の謙度、蓋し亦、庸常に異なり。之を卒ふるに父子俱に死す。

王重美曰はく、「國家、難多く、未だ百姓の主と爲る能はず。又、其の生を求むるを禁せば、徒らに惡名を増さんのみ。若かじ其の自ら便にするを聽さんには、事寧くば自ら還らん」と。乃ち令を出し、適く所に任從す。衆心差安し。壬申、唐主還りて河陽に至り、諸將に命じ、分ちて (二一一) 南北城を守らしむ。張延朗、滑州に幸せんと請ふ、「庶はくは魏博と聲勢相接せん」と。唐主、決する能はず。趙德鈞・趙延壽、南して潞州に奔る。唐の敗兵、稍稍之に従ふ。其將時養、盧龍の輕騎を帥る、東して (二一二) 漁陽に還る。帝、先に昭義節度使高行周を遣はし、還りて食を具へしむ。城下に至り、德鈞父子が城上に在るを見る。行周曰はく、「僕、(二一三) 大王と (二一四) 郷曲なり。敢て忠告せざらんや。城中、斗粟の守る可き無し。若かじ速かに車駕を迎へんには」と。甲戌、帝、契丹主と、潞州に至る。德鈞父子、高河に迎へ調す。契丹主、之を慰諭す。父子、帝を馬首に拜し、進みて曰はく、「別後安きや否や」と。(二一五) 帝、顧みず。亦、之と言はず。契丹主、德鈞に問うて曰はく、「汝が幽州に在りて置く所の銀鞍契丹直は何にか在る」と。德鈞、之を指示す。契丹主、命じて盡く之を西郊に殺さしむ。凡そ三千人。遂に德鈞・延壽を (二一六) 瑣し、其國に送り歸す。德鈞、述律太后を

古より以來、才識を負うて而も展ぶるを得ず、以て多難に死する者多しと。
 【二一一】河陽に南北中渾の三城あり。南北城を守るは、河橋を衛する所以なり。
 【二一二】漁陽は幽州を謂ふ。
 【二一三】趙德鈞、北平王に封ぜらる、故に高行周、之を大王と稱す。
 【二一四】郷曲。德鈞は幽州の人、行周は嬭州の人、皆燕人なり、故に郷曲といふ。
 【二一五】其の帝と爲るを争はんと欲せしを以て、之を恨むる也。
 【二一六】潞州の西郊なり。
 【二一七】瑣。鎖と同じ。

見、悉く齎す所の寶貨を以て、并せて其田宅を籍して之を獻す。太后問うて曰はく、「汝、近者何爲れぞ太原に往ける」と。德鈞曰はく、「唐主の命を奉じてなり」と。太后、天を指して曰はく、「(二八) 汝、吾が兒に從つて、天子と爲るを求む。何ぞ妄語するや」と。又自ら其心を指して曰はく、「此れ欺く可からざるなり」と。又曰はく、「吾が兒將に行かんとするるとき、吾、之を戒めて云へり、「趙大王若し兵を引き北して渝關に向はば、亟かに須く引き歸るべし。太原は救ふ可からざるなり」と。汝、天子と爲らんと欲せば、何ぞ先づ吾が兒を擊退せざる。(二九) 徐ろに圖るも亦未だ晩からざるなり。汝、人臣と爲り、既に其主に負き、敵を撃つ能はず、又、亂に乗じて利を邀めんと欲す。爲す所此の如し。何の面目ありて復た生を求むるか」と。德鈞、(三〇) 首を俛れ、對ふる能はず。又問ふ、(三一) 「器玩は此に在り。田宅は何にか在る」と。德鈞曰はく、「幽州に在り」と。太后曰はく、「幽州は今誰に屬する」と。曰はく、「太后に屬す」と。太后曰はく、「然らば則ち又何ぞこれを獻せん」と。德鈞益々慙づ。是より、鬱鬱として多食せず。年を踰えて卒す。(三二) 張礪、延壽と俱に契丹に入る。契丹主復た以て翰林學士と爲す。帝將に上黨を發せんとす。契丹主、酒を擧げて帝に屬して曰は

【二八】德鈞が兵を擧げて太原に往きは、契丹主に從つて帝と爲るを求めんと欲するのみ。何ぞ乃ち唐主の命を奉ずと妄言するか。
 【二九】天子と爲らんことを徐ろに圖るも、未だ晩しと爲さず。
 【三〇】正義を以て之を責む、故に對ふる能はず。
 【三一】德鈞が齎して以て獻する所の者を謂ふ。
 【三二】張礪は、唐の明宗の時、翰林學士たり。唐主、礪を遣はし、趙延壽を督して、團柏に進軍せしむ。是に由りて、延壽と俱に契丹に入り、卒に以て中國を病ましむ。

く、「余遠く來りて義に狗ふ。今大事已に成る。我若し南に向はば、河南の人、必ず大に驚駭せん。汝宜しく自ら漢の兵を引き南に下るべし、人必ず甚だしくは懼れざらん。我、(三三) 太相温をして、五千騎を將ひ、汝を衛送して(三四) 河梁に至らしめん。之と與に河を渡らんと欲せば、多少、意に隨はん。余且く此に留まり、汝の音聞を俟たん。急有らば則ち(三五) 山を下りて汝を救はん。若し洛陽既に定まらば、吾即ち北に返らん」と。帝と手を執りて相泣き、之を久しくして別るる能はず。(三六) 白貂裘を解き、以て帝に衣せ、良馬二十匹・戰馬千二百匹を贈りて曰はく、「世世子孫、相忘るる勿れ」と。又曰はく、「劉知遠・趙瑩・桑維翰は、皆創業の功臣なり。大故無くば棄つる勿れ」と。初め張敬達既に師を出すや、唐主、(三七) 左金吾大將軍歷山の高漢筠を遣はして晉州を守らしむ。敬達死するや、建雄節度副使田承肇、衆を帥ひて漢筠を府署に攻む。漢筠、門を開き、承肇を延きて入り、從容として謂つて曰はく、「僕と公と、俱に朝寄を受く。何ぞ相迫ること此の如くなる」と。承肇曰はく、「公を奉じて節度使と爲さんと欲す」と。漢筠曰はく、「僕老いたり。義として亂首と爲らさず。死生惟だ公の處する所のままなり」と。承肇、左右を目し、之を殺さんと欲す。軍士、刃を地に投じて曰はく、「高金吾は累朝の宿徳なり。奈何ぞ之を害せ

【三三】太相。吐蕃・契丹、皆、太相有り。
 【三四】河梁。即ち河陽橋なり。
 【三五】山を下る。太行山を下るをいふ。
 【三六】貂は北方に出づ。黑貂の裘は、南方猶ほ致す可し。白貂の裘は、南方、之れ有る鮮し。
 【三七】歷山は今の山東省濟南道歷城縣の南に在り。張敬達、晉州の帥を以て出で、専ら太原を征す。故に高漢筠をして晉州を守らしむ。

ん」と。承肇乃ち謝して曰はく、「公と戯るるのみ」と。漢筠が洛陽に歸るを聽す。(二六)帝、諸に塗に
遇うて曰はく、「朕、卿が亂兵の傷つくる所と爲らんことを憂ふ。今、卿を
見て甚だ喜ぶ」と。

符彥饒・張彥琪、河陽に至り、密に唐主に言つて曰はく、「今、胡兵大に下
り、河水復た淺く、人心已に離れ、此れ守る可からず」と。丁丑、唐主、河
陽節度使裴從簡に命じ、趙州の刺史劉在明と與に、河陽の南城を守らしめ、
遂に浮梁を斷ち、洛陽に歸り、宦者秦繼旻・皇城使李彥紳を遣はし、(二五)
昭信節度使李贇華を其第に殺さしむ。

己卯、帝、河陽に至る。裴從簡迎へ降る。(二六)舟楫已に具はる。(二七)彰
聖軍、劉在明を執へて以て降る。帝、之を釋し、其所に復せしむ。

唐主、馬軍都指揮使宋審虔・步軍都指揮使符彥饒・河陽節度使張彥琪・宣
徽南院使劉延朗に命じ、千餘騎を將る、(二八)白馬阪に至り、戰地を行らし
む。五十餘騎有り、(二九)北軍に奔る。諸將、審虔に謂つて曰はく、
「何の地か戰ふ可からざらん。誰か敢て此に立つ」と。乃ち還る。庚辰、唐
主、又、(三〇)四將と議し、復た河陽に向はんとす。而るに將校皆已に飛狀して帝を迎ふ。帝、唐主が

- 【二六】高漢筠は、蓋し晉州より
含口に出で、河陽に至る。而
して帝は太行より南下す。故
にこれに塗に遇ふ。
- 【二五】李贇華は契丹主の兄な
り、故に之を殺す。
- 【三〇】唐主、河梁を斷つと雖も、
而も裴從簡、舟楫を具へて、
以て晉の兵を濟す。
- 【三一】彰聖軍。蓋し河陽に留ま
り成る者。
- 【三二】白馬阪。白司馬阪なり、
司の字を逸す。洛陽の北に在
り。
- 【三三】北軍。晉兵の太原より河
陽に至る者をいふ。
- 【三四】四將。宋審虔等四人をい
ふ。

西に奔らんことを慮り、契丹千騎を遣はし、澠池を扼せしむ。辛巳、(三五)唐主、曹太后・劉皇后・雍
王重美及び宋審虔等と與に、傳國寶を攜へ、玄武樓に登り、自ら焚く。(三六)皇后、薪を積み、宮室を
燒かんと欲す。重美諫めて曰はく、「新天子至らば、必ず露居せじ。它日重ねて民力を勞せん。死して
怨を遺すは、將た安んぞ之を用ひん」と。乃ち止む。王淑妃、(三七)太后に
謂つて曰はく、「事急なり。宜しく且く避匿して以て(三八)姑夫を俟つべし」
と。太后曰はく、「吾が(三九)子孫婦女、一朝にして此に至れり。何ぞ獨り生
くるに忍びんや。妹、自ら之を勉めよ」と。淑妃乃ち許王從益と與に、毬
場に匿れ、免るるを獲たり。是日晚、帝、洛陽に入り、舊第に止まる。唐
の兵、皆、甲を解きて罪を待つ。帝慰めて之を釋す。帝、劉知遠に命じ、京
城を部署せしむ。(四〇)知遠、漢の軍を分ちて營に還らしめ、契丹を天宮寺
に館す。城中、肅然として、敢て令を犯すもの無し。士民、亂を避けて竄
匿する者、數日にして皆還りて業に復す。初め帝、河東に在り、唐朝の忌
む所と爲るや、中書侍郎同平章事判三司張延朗、河東に蓄積多きを欲せず。
凡そ財賦、應に使に留むべきものの外、盡く收めて之を取る。帝、是を以て之を恨む。壬午、百官入
り見ゆ。獨り延朗を收め、御史臺に付す。餘は皆、恩を謝す。甲申、車駕、宮に入り、大赦す。「應る

- 【三五】唐主、時に年五十一。宋
審虔は、唐主と與に、事を風
翔に起せる親將なり、故に之
と俱に死す。
- 【三六】皇后。唐主の劉皇后。
- 【三七】太后。曹太后なり。
- 【三八】姑夫。帝をいふ。皇后は
曹太后の女なり。故に王淑妃、
之を避匿して以て帝の來
るを待たしむ。
- 【三九】子孫婦女。子は唐主、孫
は重美。婦は劉后。女は唐主
の女をいふ。
- 【四〇】史、劉知遠の才略を言ふ。

中外の官吏、一切、問はず。惟だ賊臣張延朗・劉延皓・劉延朗は、姦邪貪狼にして、罪、容貸し難し。中書侍郎同平章事馬胤孫・樞密使房嵩・宣徽使李專美・河中節度使韓昭胤等は、重位に居ると雖も、(二四二)詭隨を務めず。竝に罪を釋し名を除く。中外の臣僚、先づ歸順する者は、中書・門下に委ね、別に任使を加へん」と。劉延皓、(二四三)龍門に匿れ、數日にして自ら經れ死す。劉延朗將に(二四四)南山に奔らんとす。捕へ得て之を殺す。張延朗を斬る。既にして三司使を選び、其人を難んす。帝甚だ之を悔ゆ。

閩人、唐主の亡ぶるを聞き、歎じて曰はく、「潞王の罪は、天下未だ之を聞かざるなり。(二四五)將た吾が君を如何せん」と。

十二月乙酉朔、帝、河陽に如き、太相溫及び契丹の兵に餞し、國に歸らしむ。

唐主を追廢して庶人と爲す。

丁亥、馮道を以て兼門下侍郎・同平章事とす。

曹州の刺史鄧阮・貪暴なり。指揮使石重立、(二四六)亂に因りて之を殺し、其家を族す。

辛卯、唐の中書侍郎姚顛を以て刑部尙書と爲す。

初め朔方節度使張希崇、政を爲し威信有り、民夷、之を愛す。屯田を興し、以て漕運を省く。鎮

に在ること五年、内徙を求む。唐の潞王、以て靜難節度使と爲す。帝、契丹と、好を脩め、(二四七)其の

復た靈武を取らんことを恐れ、癸巳、復た希崇を以て朔方節度使と爲す。

初め成德節度使董溫琪・貪暴にして、貨を積むこと巨萬。牙内都虞候(二四八)平山の秘瓊を以て腹心と爲す。

(二四九)溫琪、趙德鈞と、俱に契丹に没す。瓊盡く溫琪の家人を殺し、

一次に瘞め、而して其貨を取り、自ら留後と稱し、表して「軍亂る」と稱す。

同州の小校(二五〇)門鐸、節度使楊漢賓を殺し、州城を焚掠す。

詔して、李贊華に燕王を送り、使を遣はし、其喪を送りて國に歸す。

(二五一)張朗、其衆を將りて入朝す。

庚子、唐の中書侍郎盧文紀を以て吏部尙書と爲す。皇城使晉陽の周瓊を以て大將軍と爲し、三司使に充つ。瓊・辭して曰はく、「臣、自ら・才の・職

に稱はざるを知る。寧ろ事を避くるを以て棄てられん。猶ほ寵を冒りて辜

を獲るに勝る」と。帝、之を許す。

帝、平盧節度使房知溫・卒すと聞き、天平節度使王建立を遣はし、(二五二)兵を將りて青州を巡撫せし

む。

【二四二】詭隨。是非を顧みずして妄に人に隨ふをいふ。
 【二四三】河南府河南縣に龍門鎮有り。
 【二四四】南山。洛城の南山、即ち伊陽の諸山。
 【二四五】閩人、其君を怨毒するなり。
 【二四六】亂に因る。中原の亂に因るなり。

【二四七】契丹既に燕雲を得、其の勢に乗じて又靈武を取らんことを恐る。
 【二四八】平山縣は鎮州に屬す。本隋の置く所の房山縣なり。州の西六十五里に在り。今の直隸省保定道平山縣。
 【二四九】趙德鈞、董溫琪を遣へて同じく晉安を救ひ、之と俱に没す。
 【二五〇】門は氏、鐸は名。
 【二五一】帝初めて事を起すや、張朗、代州を守り、從はず。
 【二五二】以て變を虞るるなり。

(一五) 興唐府を改めて廣晉府と曰ふ。

(一六) 安遠節度使盧文進、帝の契丹の立つる所と爲るを聞き、自ら、本契丹の叛將なるを以て、辛丑、鎮を棄てて吳に奔り、過ぐる所の鎮戍、其主將を召して、之に故を告ぐ。皆拜辭して退く。

徐知誥、鎮南節度使太尉兼中書令李德誠・德勝節度使兼中書令周本の位望隆重なるを以て、之をして衆を帥ゐて推戴せしめんと欲す。本曰はく、

『我、先王の大恩を受く。徐溫父子が事を用ひしより、楊氏の危きを救ふ能はざるを恨む。又、我をして此を爲さしむるは可ならんや』と。其子

弘祚、之を強ふ。已むを得ず、德誠と、諸將を帥ゐて江都に詣り、吳主に表し、知誥の功德を陳し、冊命を行はんと請ひ、又、金陵に詣りて勸進す。

宋齊丘、德誠の子建勳に謂つて曰はく、『尊公は太祖の元勳なり。今日、地を掃へり』と。是に於て、吳宮、妖多し。吳主曰はく、『吳祚其れ終らんか』と。左右曰はく、『此れ乃ち天意にして、人事に非ざるなり』と。

(一七) 高麗王建、兵を用ひて新羅・百濟を擊破す。是に於て東夷の諸國皆之に附く。二京・六府・九節度・百二十郡有り。

【一五】 後唐、魏州を改めて興唐府と爲す。晉興り、又改めて廣晉府と爲す。易世を以て府の名を易ふるなり。

【一六】 盧文進、契丹より來奔すること、二百七十五卷明宗天成元年に見ゆ。

【一七】 九域志に、安州より、東のかた黃州に至るまで、四百里、東南のかた鄂州に至るまで、三百六十里と。黃鄂は皆吳の土なり。

【一八】 周本が言ふ所の先王とは、楊行密を謂ふなり。

【一九】 吳の楊行密の廟を太祖と號す。

【二〇】 吳宮。江都宮を謂ふ。

【二一】 王建、高麗を得ること、二百七十一卷梁の均王龍德二年に見ゆ。

卷の第二百八十一

後晉紀二

高祖聖文章武明德孝皇帝上の下

(一) 天福二年、春正月乙卯、日、之を食する有り。

詔して、(二) 前の北面招收指揮使安重榮を以て成德節度使と爲し、(三) 秘瓊を以て齊州防禦使と爲す。

引進使王景崇を遣はし、瓊に諭すに利害を以てす。重榮、契丹の將趙思溫と、偕に鎮州に如く。瓊、敢て命を拒まず。丙辰、重榮、已に事を視ると奏す。景崇は邢州の人なり。

契丹、幽州を以て南京と爲す。

李崧・呂琦、伊闕の民間に逃匿す。帝、始め河東に鎮するや崧力有りしを以て、之を徳とし、亦、琦を責めず。乙丑、琦を以て祕書監と爲し、

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福二年

【一】 天福二年。西紀九三七年。

【二】 此れ晉陽の圍城中に在りて授くる所の安重榮の軍職を以て言ふなり。故に前と曰ふ。

【三】 時に秘瓊、自ら成德留後と爲る。安重榮を以て之に代らしむ。

【四】 秘は姓、瓊は名。

【五】 契丹を畏るるなり。

【六】 李崧、議して帝を以て河東に鎮せしむること、二百七十八卷唐の明宗長興三年に見ゆ。

【七】 李崧・呂琦、契丹に和して以て河東を制するの議を建つ、前卷前年三月に見ゆ。

丙寅、崧を以て兵部侍郎・判戸部と爲す。

初め天雄節度使兼中書令范延光、微なりし時、術士張生有り、之に語りて云ふ、『必ず將相と爲らん』と。延光既に貴く、之を信重す。延光嘗て夢みらく、蛇、臍より腹に入ると。以て張生に問ふ。

張生曰はく、『蛇は龍なり。帝王の兆なり』と。延光、是に由りて非望の志有り。唐の潞王、素より

延光と善し。趙德鈞が敗るるに及び、延光、遼州より、兵を引きて魏州

に還り、表を奉りて降を請ふと雖も、内、自ら安んぜず、書を以て潜に秘

瓊に結び、之と與に亂を爲さんと欲す。瓊、其書を受け、報せず。延光、

之を恨む。瓊將に齊に之かんとし、魏の境を過ぐ。延光、口を滅せんと欲

し、且つ其貨を利とし、兵を遣はして之を夏津に邀へて之を殺さしむ。

丁卯、延光・奏して稱す、『夏津の捕盜の兵、誤りて瓊を殺せり』と。帝、

問はず。

戊寅、李崧を以て中書侍郎・同平章事と爲し、樞密使に充つ。桑維翰、樞密使を兼ね。時に晉新に

天下を得、藩鎮多く未だ服従せず。或は服従すと雖も、反仄して安んぜず。兵火の餘、府庫殫竭し、

民間困窮す。而して契丹、徵求して厭く無し。維翰、帝に勸め、誠を推し怨を棄て、以て藩鎮を

撫し、辭を卑くし禮を厚くし、以て契丹に奉じ、卒を訓へ兵を繕ひ、以て武備を修め、農桑を務め、以

て倉廩を實し、商賈を通じ、以て貨財を豊にせしむ。數年の間に、中國稍安し。

吳の太子璉、齊王知誥の女を納れて妃と爲す。知誥、始めて太廟・社稷を

建て、金陵を改めて江寧府と爲し、牙城を宮城と曰ひ、廳堂を殿と曰

ふ。左右司馬宋齊丘・徐玠を以て左右丞相と爲し、馬歩判官周宗・内樞判

官、黠の人周廷玉を内樞使と爲し、自餘の百官、皆、吳朝の制の如くし、

騎兵八軍・歩兵九軍を置く。

二月、吳主、盧文進を以て宣武節度使・兼侍中と爲す。

戊子、吳主、宣陽王璪をして西都に如き、齊王に冊命せしむ。王、冊

を受け、境内に赦し、王妃を冊して王后と曰ふ。

吳越王元瓘の弟順化節度使同平章事元珣、罪を元瓘に獲、廢せられ

て庶人と爲る。

契丹主、其黨より雲州に過る。大同節度使沙彥珣出で迎ふ。契丹主、之

を留め、鎮に還らしめず。節度判官吳巒、城中に在り、其衆に謂つて曰は

く、『吾が屬は禮義の俗なり。安んぞ夷狄に臣たる可けんや』と。衆、巒を推して州事を領せしめ、

城を閉ぢ、契丹の命を受けず。契丹、之を攻め、克たず。應州馬軍都指揮使金城の郭崇威も、亦、

【八】趙德鈞が敗るること、前卷前年閏十一月に見ゆ。范延光が遼州に屯すること、前年十月に見ゆ。其の魏州に還ること、亦、必ず閏十一月に在らん。
【九】夏津。貝州に屬す。今の山東省東臨道夏津縣。
【一〇】史、桑維翰が石晉の草創の初に益あることを言ふ。

【一】是より先、吳、昇州を以て金陵府と爲す。今、復た名を更む。
【二】黠。漢の縣、唐には欽州に屬す。州の西一百五十三里に在り。今、安徽省蕪湖道に屬す。
【三】宣武軍は汴州、時に晉に屬す。吳、盧文進を以て遂に領せしむるのみ。
【四】吳、金陵を以て西都と爲すこと、前卷前年に見ゆ。
【五】錢元瓘が罪を得るの始、二百七十八卷唐の明宗長興四年に見ゆ。
【六】金城。應州に屬す。今の山西省雁門道應縣。

契丹に臣たるを恥ぢ、身を挺して南に歸る。契丹主、新州を過ぎ、威塞節度使翟璋に命じ、犒軍錢十萬緡を斂めしむ。初め契丹主阿保機、彊盛にして、室韋・奚・契丹、皆焉に役屬す。奚王去諸、契丹の貪虐なるに苦しみ、其衆を帥る、西して媯州に徙り、劉仁恭父子に依り、(一八)西奚と號す。去諸・卒し、子掃刺立つ。唐の莊宗、劉守光を滅ぼし、掃刺に姓を李・名を紹威と賜ふ。紹威、契丹の逐不魯の姊を娶る。逐不魯、罪を契丹に獲、紹威に奔る。紹威、之を納る。契丹怒り、之を攻め、克たず。紹威・卒し、子拽刺立つ。契丹主德光が上黨より北に還るに及び、拽刺迎へ降る。時に逐不魯も亦卒す。契丹主曰はく、「汝は誠に罪無し。掃刺・逐不魯、我に負けり」と。皆、命じて其骨を發き、(一九)磔して之を颺げしむ。諸奚、契丹の虐を畏れ、多く逃れ叛く。契丹主、翟璋を勞うて曰はく、「當に汝が爲めに代を除し、汝をして南に歸らしむべし」と。己亥、璋、表して、徵されて闕に詣らんと乞ふ。既にして契丹、璋を遣はし、兵を將ゐて叛奚を討たしむ。雲州を攻め、功有り。留めて、璋を遣らす。璋、鬱鬱として卒す。張礪、契丹より逃れ歸り、追騎の獲る所と爲る。契丹主、之を責めて曰はく、「何が故に我を捨てて去る」と。對へて曰はく、「臣は華人なり。飲食衣服、皆、此と同じからず。生くるは死するに如かず。願はくは早く戮に就かん」と。契丹主、(二〇)通事高彥英を顧みて曰はく、「吾常に汝を戒め、善

【一七】 挺。抜くなり。
 【一八】 東奚は琵琶川に居り、西奚は媯州に徙り、北山に依りて居る。
 【一九】 磔。磨するなり。
 【二〇】 契丹、通事を置き、以て中國の人を主らしむ。華俗を知り華言に通ずる者を以て之と爲す。通譯官なり。

く此人を遇せしむ。何が故に之をして所を失うて亡げ去らしむる。若し之を失はば、安んぞ復た得可けんや」と。彥英を答らて礪に謝す。礪、契丹主に事へて甚だ忠直なり。事に遇へば輒ち言ひ、隱避する所無し。(二一)契丹主、甚だ之を重んず。

【二一】 史、契丹主が儒者を重んずるを知るを言ふ。
 【二二】 蠟丸。蠟彈の書なり。書を作り蠟を以て其外を丸む。
 【二三】 元珣が幽せらるること、二百七十八卷唐の明宗長興四年に見ゆ。
 【二四】 光武の事は、三十九卷漢の更始二年に見ゆ。
 【二五】 曹公の事は、六十三卷獻帝建安五年に見ゆ。

初め吳越王鏐の少子元珣、數、軍功有り。鏐、之に兵仗を賜ふ。吳越王元瓘立つに及び、元珣、土客馬歩軍都指揮使・兼中書令たり、恩を恃みて驕横なり。兵仗を増置して數千に至る。國人多く之に附く。元瓘、之を忌み、人をして元珣に諷せしめ、兵仗を輸し、出でて温州に判たらんことを請はしむ。元珣、從はず。銅官廟吏告く、「元珣、親信を遣はして神に禱り、吳越の江山に主たらんことを求めしむ。又、(二三)蠟丸を爲り、水竇より出入し、兄元珣と謀議す」と。三月戊午、元瓘、使者を遣はし、元珣を召し、宮中に宴す。既に至る。左右、「元珣、刃有り、懷袖より墜つ」と稱す。即ち之を格殺し、并せて(二四)元珣を殺す。元瓘、諸將吏の・元珣・元珣と交通する者を按せんと欲す。其子仁俊諫めて曰はく、「昔、(二五)光武、王郎に克ち、曹公、袁紹を破るや、皆、其書疏を焚き、以て反側を安んせり。今宜しく之に効ふべし」と。元瓘、之に従ふ。或るひと、唐の潞王の脊及び髀骨を得て之を獻す。庚申、詔して、王の禮を以て徽陵の南に葬る。

帝、使を遣はして蜀に詣らしめ、位に即けるを告げ、且つ(二五)姻好を斂す。蜀主、復書し、敵國の禮を用ふ。

范延光、卒を聚め兵を繕ひ、悉く(二七)巡内の刺史を召して魏州に集め、將に亂を作さんとす。會

帝、都を大梁に徙さんと謀る。桑維翰曰はく、「大梁は、北は燕趙を控へ、南は江淮に通じ、水陸の都會にして、資用富饒なり。今、延光の反形已に露

はる。大梁は魏を距ること、(二六)十驛に過ぎず。彼若し變有らば、大軍尋ぎ

て至らん。所謂疾雷、耳を掩ふに及ばざるなり」と。丙寅、詔を下し、

託するに洛陽の漕運に闕有るを以てし、東して汴州を巡る。

吳の徐知誥、子景通を立てて王太子と爲す。固辭して受けず。考忠武王

溫を追尊して太祖武王と曰ひ、妣明德太妃李氏を王太后と曰ふ。壬申、(二五)

名を誥と更む。

庚辰、帝、洛陽を發し、前の朔方節度使張從賓を留めて東都巡檢使と爲

す。

漢主、疾愈ゆるを以て大赦す。

交州の將 皎公羨、(三〇)安南節度使楊廷藝を殺して之に代る。

(二五) 蜀主孟知祥と帝と、皆、後唐の主塔なり。蜀主は晉王克用の姪女を娶り、帝は明宗の姪女を娶り、蜀の後主と兄弟行なり。故に姻好を斂す。

(二六) 天雄軍の巡内に貝博衛澶相の五州の刺史あり。

(二七) 十驛。三十里を一驛と爲す。十驛は三百里なり。

(二八) 徐知誥、名の上の知の字を去り、單に誥と名づく。徐氏兄弟と同じからざるを示すなり。

(二九) 皎。姓なり。

(三〇) 長興二年、楊廷藝、交州を得ること、唐の明宗紀に見ゆ。

(三一) 元璿が初めて立ち建國を

罷むること、二百七十八卷唐の明宗長興三年に見ゆ。

(三二) 寶皇宮。唐の明宗長興二年、閩主璿作る。

(三三) 五代會要によれば、高祖璿、靖祖孝安皇帝と諡し、妣秦氏、元皇后と諡す。曾祖彬、肅祖孝簡皇帝と諡し、妣安氏、恭皇后と諡す。祖昱、睿祖孝平皇帝と諡し、妣米氏、獻皇后と諡す。考紹雍、獻祖孝元皇帝と諡し、妣何氏、懿皇后と諡す。若し前史に皇考の名は臬疾難と謂ふを以て之を推すときは、四世の名は、意ふに皆、有司の撰する所の者ならん。

(三四) 唐、梁の均王の首を太社に藏すること、二百七十三卷莊宗同光元年に見ゆ。

夏四月丙戌、帝、汴州に至り、丁亥、大赦す。

吳越王元瓘、復た國を建つること、同光の故事の如くす。丙申、境内に赦す。其子弘傳を立てて世子と爲し、曹仲達・沈崧・皮光業を以て丞相と爲し、鎮海節度判官林鼎、教令を掌る。

丁酉、宣武節度使楊光遠に兼侍中を加ふ。

閩主、紫微宮を作り、飾るに水晶を以てす。土木の盛なること、(三五)寶皇宮に倍す。又、使を遣はし、散じて諸州に詣り、人の隱慝を伺はしむ。

五月、吳の徐誥、宋齊丘の策を用ひ、契丹に結びて以て中國を取らんと欲し、使を遣はし、美女・珍玩を以て、海に泛び、好を契丹に修む。主も亦使を遣はして之に報ず。

丙辰、敕して、權に汴州の牙城を署して太寧宮と曰ふ。

壬申、范延光の爵を臨清郡王に進め、以て其意を安んず。

(三六) 四代の考妃を追尊して帝后と爲す。己卯、詔して、太社の藏する所の唐室の罪人の首、親舊の收め葬るを聽す。初め武衛上將軍婁繼英、嘗て梁の均王に事へ、内諸司使と爲る。是に至りて、(三五)其首を請うて之を葬る。

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福二年

一八三

六月、吳の諸道副都統徐景遷卒す。

范延光、素より軍府の政を以て、元隨左都押牙孫銳に委ぬ。銳、恩を恃みて專横なり。符奏、意の如くならざる者有れば、延光に對して之を手裂す。會、延光病みて旬を經。銳、密に澶州の刺史馮暉を召し、之と謀を合はせ、延光に逼りて反せしむ。延光も亦張生の言を思ひ、遂に之に從ふ。甲午、六宅使張言、使を魏州に奉じて還り、延光の反狀を言ふ。義成節度使符彥饒奏す、

『延光、兵を遣はし、河を度り、草市を焚く』

と。侍衛馬軍都指揮使昭信節度使白奉進に詔し、千五百騎を將る、白馬津に屯し、以て之に備へしむ。奉進は雲州の人なり。丁酉、東都巡檢使張從賓を以て魏府西南面都部署と爲す。

戊戌、侍衛都軍使楊光遠を遣はし、步騎一萬を將る、滑州に屯せしむ。己亥、護聖都指揮使杜重威を遣はし、兵を將るて衛州に屯せしむ。重威は朔州の人なり。帝の妹樂平長公主に尙す。范延光、馮暉を以て都部署と爲し、孫銳を兵馬都監と爲し、步騎二萬を將る、河に循ひ、西して黎陽口に抵

る。辛丑、楊光遠奏す、『兵を引きて、胡梁渡を踰ゆ』と。

翰林學士禮部侍郎和凝を以て端明殿學士と爲す。凝、其門に署し、賓客を通せず。前の耀州團練推官、襄邑の張誼、書を凝に致して以爲はく、『切近の職は、天子の耳目たり。宜しく四方の利病を知るべし。奈何ぞ賓客を拒絶する。身を安んずるは便と爲すと雖も、國に負くを如何せん』と。凝、之を奇とし、桑維翰に薦む。未だ幾くならずして、左拾遺に除せらる。誼、上言すらく、『北狄、援立の功有り。宜しく外は信好を敦くし、内は邊備を謹むべし。自ら逸して以て戒心を啓く可からず』と。帝深く之を然りとす。

契丹、雲州を攻むること半歲、下す能はず。吳巒、使を遣はし、間道より表を奉りて救を求む。帝、之が爲めに書を契丹主に致し、之を請ふ。契丹主、乃ち翟璋に命じ、圍を解きて去らしむ。帝、巒を召して歸らしめ、以て武寧節度副使と爲す。

丁未、侍衛使楊光遠を以て魏府四面都部署と爲し、張從賓を副部署と爲す。昭義節度使高行周をして、本軍を將るて相州に屯せしめ、魏府西面都部署と爲す。軍士郭威、舊、劉知遠に隸す。當に楊光遠に従つて北征すべし。知

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

遠、

【三六】張生の言は上の正月に見ゆ。
【三七】草市。時に天下兵争し、凡そ民居、城外に在り、率ね草屋に居り、以て市里を成す。其價廉に功省くか以て、猝に兵火に遇ふも、甚だしく財を傷ひて以て其生を害するに至らず。此草市は滑州の城外に在り。
【三八】白馬津。滑州白馬縣（今の河南省河北道滑縣の東二十

里）に在り。
【三九】侍衛都軍使は即ち侍衛諸軍都指揮使なり。
【四〇】五代會要に曰はく、天福六年、成德兩軍を改めて護聖左右軍と爲すと。此に據れば、此時に已に護聖軍ありしなり。
【四一】黎陽は魏州の西南に在り、故に河に循ひ、西上して後至るなり。

【四二】胡梁渡。滑州の北岸、澶州の界に在り。史思明の濟る所なり。
【四三】襄邑縣は宋州に屬す。大梁の東南一百七十里に在り。今の河南省開封道睢縣の西一里。
【四四】陜北の諸州、皆、契丹に歸す、故に間道より南に來る。
【四五】侍衛使。即ち侍衛都軍使なり。史、省文に従ふなり。
【四六】相州は魏州の西に在り、高行周をして、滑州より兵を將るて相州に屯し、以て范延光に臨ましむ。
【四七】大梁よりして魏州を征するを北征と爲す。

【四八】北征すべし。知

遠に白して、留まらんことを乞ふ。人、其故を問ふ。威曰はく、「楊公は姦詐の才有り、英雄の氣無し。我を得るも何ぞ用ひん。能く我を用ふる者は、其れ劉公か」と。

張從賓に詔し、(四八)河南の兵數千人を發して范延光を撃たしむ。延光、

人をして從賓を誘はしむ。從賓、遂に之と同じく反し、皇子河陽節度使重

信を殺し、上將軍張繼祚をして河陽留後に知たらしむ。繼祚は(四九)全義の

子なり。從賓、又、兵を引ききて洛陽に入り、阜子權東都留守重又を殺し、

(五〇)東都副留守都巡檢使張延播を以て知河南府事とし、軍に従はしめ、内庫

の錢帛を取り、以て部兵を賞せんとす。留守判官李遐、與へず。兵衆、之

を殺す。從賓、兵を引き、(五一)汜水關を扼し、將に汴州に逼らんとす。奉國

都指揮使侯益に詔し、禁兵五千を帥め、杜重威に會し、張從賓を討たし

む。又、宣徽使劉處讓に詔し、黎陽より、兵を分ちて之を討たしむ。時

(五二)羽檄縱横し、從賓の大梁に在る者、恟懼せざるは無し。(五三)獨り桑維

翰、從容として軍事を指畫し、神色自若たり。賓客に接對し、常度を改め

ず。衆心差安んず。

方士、閩主に言つて云はく、「白龍有り、夜、螺峰に見はる」と。閩主、白龍寺を作る。時に百役繁

興し、用度、足らず。閩主、吏部侍郎判三司(五四)候官の蔡守蒙に謂つて曰はく、「聞く、有司、官に除す

るに、皆賂を受くと。諸れ有りや」と。對へて曰はく、「浮議にして、信するに足る無きなり」と。閩主

曰はく、「朕、之を知ること久し。今以て卿に委ね、賢を擇びて授けしむ。

不肖及び(五五)罔冒の者も拒む勿れ。第だ賂を納れしめ、籍して之を獻せよ」

と。守蒙素より廉なり。以て不可と爲す。閩主怒る。守蒙懼れて之に従ふ。

是より、官を除するに、但だ貨の多少を以て差と爲す。閩主、又、(五六)空名

の堂牒を以て、醫工陳究をして官を外に賣らしむ。専ら聚斂を務め、盈厭

有る無し。又、詔して、民、年を隱す者有れば背を杖ち、口を隱す者は

死し、逃亡する者は族し、果菜・雞豚、皆、重く之を征す。

秋七月、張從賓、汜水を攻め、巡檢使宋廷浩を殺す。帝、戎服して輕騎

を嚴にし、將に晉陽に奔りて以て之を避けんとす。(五七)桑維翰、叩頭して苦

諫して曰はく、「賊鋒、盛なりと雖も、勢、久しき能はず。請ふ少しく之を

待て。輕しく動く可からず」と。帝乃ち止む。

范延光、使を遣はし、蠟丸を以て、職を失へる者を招誘す。(五八)右武衛上

將軍婁繼英・右衛大將軍尹暉、大梁に在り、溫韜の子延濟・延沼・延衰、許

【四八】河南の兵は河南府の兵なり。張從賓、時に洛陽巡檢使たり。故に之を發せしむ。

【四九】張全義は、唐末より、河南に尹たり、唐梁を歴たり。

【五〇】張從賓、張延播を以て河南府の事に知たらしむと雖も、之をして府に在りて事を治めしめずして、之をして軍に従はしむ。

【五一】汜水關は縣を以て關に名づく、即ち虎牢關なり。

【五二】羽檄縱横するは、軍書紛委たるを言ふなり。從賓、家屬は皆東都に留まり、而して駕に従うて汴に在り。根本已に抜かる、故に恟懼するなり。

【五三】桑維翰、能く整暇を以て物を鎮む。

【五四】候官。後漢、東候官縣を置く。隋、廢して閩縣に入る。唐復た候官縣を置く、福州に屬す。今の福建省閩海道閩侯縣。

【五五】罔冒。欺罔僞冒して官を求むるをいふ。事理の無き所を以てして上を欺くを、罔と謂ひ、他人の有する所を以て僞するを、冒と謂ふ。

【五六】空名の堂牒。堂牒は後世の省劄なり。任官の辭令書なり。空名は未だ授くる所の人名を書かず。既に之を賣りて錢を得、而る後書填す。

【五七】桑維翰、瞻略あり、晉朝、倚りて以て社稷の固と爲す。

【五八】尹暉は、軍を擧げて潞王に降り、以て節鎮を得たり。